

【論文 22】

原始仏教聖典などにみる就学・結婚などの平均年齢

——原始仏典、*Jātaka-aṭṭhakathā*、本縁部經典、インド法典などを資料として——

森 章司
中島克久

【0】 はじめに	157
【1】 統計的处理に関する凡例	159
【2】 就学年齢	163
【3】 学業の修了年齢	171
【4】 遊学年齢	180
【5】 就業年齢	187
【6】 結婚年齢	191
【7】 立太子（副王位）年齢	204
【8】 即位年齢	205
【9】 隠棲年齢	211
【10】 老耄年齢	216
【11】 死没年齢	224
まとめ	230

【0】 はじめに

〔1〕 われわれの総合研究テーマである「原始仏教聖典資料による釈尊伝の研究」は、原始仏教聖典を材料にして、その編集者たちが持っていたであろう「釈尊の生涯イメージ」と「釈尊教団形成史イメージ」を再構築することを目的にしたものである。ここにわざわざ「イメージ」というのは、次のような理由による。

原始仏教聖典はいわば「釈尊の言行録」であり「釈尊教団の活動記録」でありながら、それが「何時」のことであったかは示されない。その「何時」は、ほとんどの經典において「ある時（一時）」としか示されていないからである。したがって原始仏教聖典には年代記的な視点が全くといってよいほど存在しない。奇妙なことながら原始仏教聖典は、「釈尊の言行録」であり「釈尊教団の活動記録」でありながら、没歴史的な歴史文献といえることができる。したがってこれをもとに史実としての「釈尊伝」や「釈尊教団形成史」を書くことは不可能といってもよい。

しかしながらこのような没歴史的な視点で「釈尊の言行録」と「釈尊教団の活動記録」を編集した編集者たちも、釈尊や釈尊が作られた教団に、釈尊が成道されてから入滅されるまでの歴史を有していることは認識していたはずであって、それを時系列にしたがって記述することはなかったけれども、その根底にそのイメージがなければ原始仏教聖典のいかなる記述もなされえなかったであろう。われわれが「釈尊の生涯イメージ」「釈尊教団形成史イメージ」というのは、原始仏教聖典の中に残されたこのイメージの痕跡を手掛かりにして、それ

を時系列にしたがって並べなおしてみようとすることを目的とするものであるからである。

これをわれわれは、原始仏教聖典を日付の失われた釈尊の生涯の日記帳としてとらえ、日付が失われたとはいえ、それらは特定の一日の事績を記した日記には違いないのであるから、ここに記された記事には何なりかの特定の日時を示す手掛かりが残されているに違いなく、それをもとにして、日付の失われた日記帳の各ページを日付順に並べなおす作業と表現してきた。

例えば仏教聖典にはヴィサーカー・ミガーラマター (Visākhā Migāramātā) が7歳の時に釈尊に会い、後にコーサラ国のサーケートに移り住んで、長者のミガーラの子ブンナヴァッダナと結婚し、釈尊教団にもっとも貢献した優婆夷となつて、舎衛城に東園鹿子母講堂を寄進し、雨浴衣・客比丘の食・病薬・常粥・比丘尼のための水浴衣の制や、波羅提木叉中の不定法制定の因縁となり、その孫が出家具足戒を受けるにあたって、雨安居中であろうとそれを拒否してはならないなどの規定が作られた等の記述があるから、その結婚が何歳の時のことで、一家の主婦として家計の実権を握っていたのは結婚後何年くらいしてから何年目くらいまでで、孫が20歳に達した頃には何歳くらいになっていた、などの見当がつけば、上記のさまざまな事績の年代を正確に知ることができないまでも、それを推測する一助にはなるであろうと考えるのである。ところが歴史的視点のない原始仏教聖典自身に、ヴィサーカー・ミガーラマターの上記のような事項に関する具体的な年齢情報を求めることは絶望的であるといわざるを得ない。

[2] そこで例えばヴァイシャ階級の女性は何歳くらいに家事を手伝い始め、何歳くらいに結婚して、何年位してから家事の実権を握り、何歳くらいに隠棲するということがわかれば、大きな手掛かりになるであろう。先のミガーラマターの伝承自身からしてすでに説話的に modify され、したがってパターン化が進んでいる可能性が強いと考えられるが、だからそこには逆に聖典を編集した編集者たちが有していたであろう当時の社会的通念やコンセンサスが反映されているはずであつて、それならむしろ聖典編集者たちが有していたであろうところの就学や結婚など各ライフステージの平均的あるいは標準的な年齢を知ることができれば、上記のような個人情報にそれをはめ込んでいけば、ヴィサーカー・ミガーラマターの伝記イメージが浮かび上がってくるのではないかと考えるのである。

このような考え方の元に、中島克久を担当者にして調査を進めてきたのが資料集「年齢記事一覧」であつて、これはすでに

【資料集 1-1】原始仏教聖典に見られる年齢記事一覧 [I] - “Jātaka-aṭṭhakathā” 篇 - (本「モノグラフ」第1号所収 1997.7)

【資料集1-2】原始仏教聖典に見られる年齢記事一覧 [II] (本「モノグラフ」第6号所収 2002.10)

【資料集 6】本縁部經典に見られる年齢記事一覧 (本「モノグラフ」第10号所収 2005.4)

という3つにまとめて報告済みである。

上記はできるだけ釈尊の時代に近い仏教文献を材料として、パターン化され、当時の社会通念が反映されている可能性が大きいが、しかし建前としては結婚を例にとれば、「何歳に

結婚した」という実際年齢を記したものの調査といってよいであろう。しかし一方では社会規範としてのあるべき各ライフステージの標準年齢を調査する必要性をも感じて、ブラフマニズムの文献ではあるが、古典インド法典類に記されている各ライフステージにおいて行うべき義務に関する規定を調査して、

【資料集 4】「古典インド法典類の年齢記事資料—幼児期の淨法（*saṃskāra*）と住期（*āśrama*）を中心に—」（本「モノグラフ」9号 2004.5）

を報告した。こちらは結婚を例にとれば、バラモン階級の女性であれば「何歳頃に結婚するのが望ましい」という当為年齢を記したものの調査ということになる。

[3] 本稿は上記の今まで行ってきた調査の総まとめ的な性格を有し、各階層の、男女の、それぞれのライフステージにおける標準的、ないしは平均的な年齢を導き出すことを目的としたものである。とはいいながら、この一連の大変な労苦を伴った作業の結果としては、所期の目的を十分には達成しえなかったと素直に告白せざるを得ない。その最大の理由は、標準的ないしは平均的な年齢を導き出すためには統計的処理をしなければならないが、それに耐えられるほどの数量のデータを収集できなかったことにある。原始仏教聖典にはわれわれが当初予想していた以上に、この種の情報が少なかったということであって、それはまさしく絶望的と表現せざるえない。

確かに見かけ上は、【資料集 1-1】【資料集 1-2】【資料集 6】などに示したように、それなりの数の年齢記事は存在するのであるが、例えばゴータマ・シッダッタが16歳で結婚したという記事が20の文献に記されていたとしても、統計的にはクシャトリヤの男子が16歳で結婚したというただ1つの資料として処理しなければならず、このように統計的処理をするための有意の資料数はごく限定されたものにならざるをえないからである。

本稿はその結果の如何はともあれ、今まで収集してきた各ライフステージ年齢資料を一応統計的に処理してみて、各ライフステージの平均年齢ないしは最頻値を導き出し、これに若干の考察を加えて、一応の結論を得る努力をしてみたものである。

【1】統計的処理に関する凡例

[0] 本稿は、上に紹介した3つの事例集である「年齢記事一覧」の内、年齢を明示する資料をライフステージ毎にまとめ、その平均と最頻値とを求め、これに「古典インド法典類の年齢記事一覧」などをもとに若干の考察を加えたものである。この作業を行うにあたっての基本的な方針は以下のとおりである。

[1] 文献について

[1-1] 本稿でいう「原始仏教聖典（A文献）」と「後期原始仏教聖典（B文献）」の区分の仕方は、上記資料集である「年齢記事一覧」の区分の仕方と若干の相違があるので注意されたい。すなわち【資料集 1-2】の「原始仏教聖典資料の年齢記事一覧〔II〕」の材料としたものはここにいる「原始仏教聖典（A文献）」に相当するが、この中には *Apadāna* や

『根本説一切有部律』の年齢記事も含めた。しかしながら本総合研究の基本的資料観はこれらを含めてアッタカターや本縁部経典などを中心とする「後期原始仏教聖典」として扱っている。本稿ではこれらを「後期原始仏教聖典（B 文献）」に移し替えた。

すなわち、本稿でいう「原始仏教聖典（A 文献）」および「後期原始仏教聖典（B 文献）」は、以下のようになる。

A 文献：パーリの 5 ニカーヤ⁽¹⁾と漢訳の四阿含⁽²⁾および『別訳雑阿含』、ならびにこれらの単訳経典⁽³⁾、パーリ律とそれに相応する漢訳律藏⁽⁴⁾

B 文献：パーリの *Apadāna* と *Jātaka-aṭṭhakathā*⁽⁵⁾、漢訳の『根本説一切有部律』⁽⁶⁾と大正新脩大藏經の第 3, 4 巻に収められる『本縁部』経典

(1) *Dīgha-Nikāya*（以下 DN. と略する）、*Majjhima-Nikāya*（MN. と略する）、*Saṃyutta-Nikāya*（SN. と略する）、*Anguttara-Nikāya*（AN. と略する）、*Khuddaka-Nikāya* の *Dhammapada*、*Udāna*、*Suttanipāta* の 5 ニカーヤ。また梵文 ‘*Mahāparinirvāṇasūtra*’ を補う。

(2) 『長阿含』、『中阿含』、『雜阿含』、『増一阿含』の四阿含。

(3) 白法祖訳「仏般泥洹經」、失訳「般泥洹經」、法顯訳「大般涅槃經」など。

(4) 『四分律』、『五分律』、『十誦律』、『僧祇律』。

(5) ただし、*Nidāna-kathā* を含まない。

(6) 『根本説一切有部律』の因縁譚には数多くの説話が含まれているが、【資料集 1-2】では原則として過去世の物語は原始仏教聖典資料からほど遠いとして除外していた。この点を含め、本資料集の B 文献が網羅的でないことを諒とされたい。

[1-2] なお本稿ではパ・漢の傾向を見るために、A 文献・B 文献ともにパーリ資料と漢訳資料に区別した。すなわち資料数を表す際に次の 4 つ、すなわち、(1) A 文献のパーリ資料、(2) A 文献の漢訳資料、(3) B 文献のパーリ資料、(4) B 文献の漢訳資料に分類したということである。もちろんその総計を示してあることはいうまでもない。ただし資料集が少ないため、考察においてはこの区別はそれほど生かされていない。

[2] 年齢に関する基礎資料について

[2-1] 同じ分類中の資料においては、同一の人物の同じライフステージを示す年齢が同年齢であった場合、資料が複数あっても 1 つに取りまとめ、1 件として扱った。例えば漢訳の B 文献資料の中にはシッダッタ（悉達多）太子の結婚を 17 歳とする資料が 4 件、16 歳、19 歳、20 歳とする資料がそれぞれ 1 件存するが、本稿では 4 件ある 17 歳結婚資料も 1 件として処理するということである。これは結婚年齢の平均値や最頻値に偏りがでることを避けるための処置であるが、釈尊の伝記を考えるとときには、資料数の多い 17 歳が尊重され、他の 16 歳、19 歳、20 歳は捨てなければならないこともありうるということはいうまでもない。本稿はあくまでも平均値や最頻値を出すことを主眼においたものであることをご認識いただきたい。

[2-2] 平均値および最頻値を求めるために用いた元資料を、A 文献資料と B 文献資料とに分け、おのおのに通番を付し、インデックスとして「人名／性別／属性／年齢」の順に掲げておいた。通番は〈〉内に付し、B 文献は斜体〈〉を用いた。

なおインデックスの下には、その典拠となった出典と記事を示した。パーリは原則として

趣意をとったが、漢訳は原文の相当箇所をそのまま示した。例えば就学にしても、さまざまな表現がなされ、はたしてこれを就学と理解してよいかと迷うことも多いからであり、読者の皆さんご自身に検証していただきたいという気持ちからである。

〔2-3〕同じ分類中の資料の中であって、同一人物の同じライフステージ項目でありながら年齢についての異伝承がある場合、それがわかるように、人名の後ろに①、②、……等の修飾数字を付しておいた。例えば、シッダッタの「学業の修了」年の場合、10歳、12歳、16歳、17歳時での4つのインデックスが存在する。その場合、「シッダッタ①／男／クシャトリヤ／10歳」、「シッダッタ②／男／クシャトリヤ／12歳」、……というように示した。もちろん統計的处理としてはおのおのの年齢において1件（度数）としてカウントした。

〔3〕曖昧な年齢表記の特定について

〔3-1〕「年向八歳九歳時」あるいは「10歳もしくは12歳」というように、2つの数字を並記して概数を表す場合は、これを平均して8.5歳あるいは11歳とした。

〔3-2〕ただし年齢記載のある資料は、その実、非常にパターン化しており、「八歳九歳」と表現された場合、8歳や9歳という数字にこそ意味があるのであらうと思われる。そこで、度数分布表では上記のように平均を掲げたが、これに注をし、ヒストグラム（柱状グラフ）では8歳、9歳をそれぞれ0.5件（度数）とカウントしてこの数字を生かすように努めた。最頻値をみる場合、この方が理にかなっていると思われたからである。

〔3-3〕また、不特定多数の再生族（クシャトリヤ・バラモン・ヴァイシャ）の女性たちの結婚適齢期の資料として、「年十四五十六」、「15歳もしくは16歳」とあるような場合は、平均や中央値でなく、それぞれの年齢でしばしばありうることとして、それぞれの年齢においてインデックスを割り当て、1件（度数）としてカウントした。

〔3-4〕同一の人物であっても、初め8歳で結婚を勧められて断り、28歳の時になった時に改めて勧められたが断ったという場合がある。ここには早婚・晩婚それぞれの結婚年齢幅が見て取れる資料として、8歳および28歳をそれぞれ1件（度数）としてカウントした。

〔3-5〕年齢幅のある12歳から17歳の17人の少年の集団（十七群童子）を資料対象とした場合、最年少である12歳の少年を1件（度数）、17歳の最年長者の少年を1件（度数）、また17人の少年の中央値である14.5歳を1件（度数）としてカウントし、3つのインデックスを割り当てた。（『四分律』「単提 065・与年不満戒」）

しかし、17人の少年の集団が20歳未満と分かるのみで、最年少者および最年長者の具体的な年齢が表記されていない場合、年齢の平均値も中央値も求められないので、考えられうる最大の19歳を1件（度数）としてカウントした。（*Vinaya Pācittiya* 065、『五分律』「墮 061」）

〔3-6〕「～歳未満」と表現された資料、例えば、「十二歳未満」については、11歳の資料として扱った。「～余歳」と表現された年齢記事は計算上、資料から除外した。また「7歳になるまでに～した。そして7歳の時に……」と表現された～の年齢は、「資料集」では7歳で処理してあったが、本稿では6歳の資料として取り直した。

〔3-7〕以上のように数としては直接には記事にない推測年齢については、その年齢表現をインデックスの年齢の横の（）内に示すか、あるいは注記した。

[4] ライフステージについて

[4-1] 「資料集」作成の段階においては、「*Jātaka-aṭṭhakathā* 篇」の凡例（本モノグラフ1号 p.151）に記しているように、『ジャータカ』においてはしばしば「16歳の時に、タッカシラーへ遊学に出て、3ヴェーダとあらゆる学芸を修め、帰国して結婚し、父王の死後は王位についた」といったような長い文章がみられる。この文章における『16歳』は『タッカシラーへ行った』時の年齢か、『王位についた』時の年齢か、あるいは全体にかかるのかが明らかではないので、文章の最初の事項を表す年齢と解釈しておいた。すなわち、『16歳』は『タッカシラーへ遊学に出』た年齢と解したわけである。したがって、この文章の場合、「結婚」「即位」という項目については第2表（項目別記事一覧）には掲げていなかったが、本稿では、この16歳の年齢を起点とするライフステージと、その後に選択するライフステージが判明している場合には、各インデックスと出典・記事との間に、例えば上記のような記事の場合、以下のような順序を付しておいた。

すなわち、

① 16歳《遊学》⇒②《学業の修了》⇒③《結婚》⇒④（父王の死後）《即位》

というようにである。

これは年齢の判明しないあるライフステージが少なくとも16歳以降のことであり、そこに遊学年数などの年限を加味する必要のある場合など、後に検討する場合の参考とするためである。

なお上に記した後出のライフステージ項目であるとの理由で、「項目別記事一覧」に掲げなかったライフステージ項目であっても、「16歳の時……1日のうちにタッカシラーへ行って《遊学》、一夜でこれらを習い、翌日には帰ってきた《学業の修了》」という場合のように、明らかに16歳の年齢の範囲を出ないと思われるものについては、後出の《学業の修了》も平均および最頻値を出すために改めて16歳の「学業の修了」年齢資料として取り直した。

[4-2] これまで「項目別記事一覧」には原則として、対応するライフステージの年齢記事のみを掲げていたが、ライフステージの展開を知るために、できるかぎり一連の項目を挙げるように努めた。したがって、「就学年齢」の項目にも「学業の修了年齢」の項目にも対応するものは、記事が重複して長くなるが、両方の項で扱っている。

その時には、

① 8歳《就学》⇒② 16歳《学業の修了》

というように示し、修飾数字の後に年齢があるものは、該当するおのおののライフステージの項でも取り扱っていることを示す。

ただし、釈尊の場合、仏伝として詳細に過ぎるからこれを除外した。本「モノグラフ」第3号に掲載した「仏伝諸経典および仏伝関係諸資料のエピソード要覧」をご参照願いたい。

[5] その他

[5-1] 釈尊の出家まえの呼称は「シッダッタ」とし、出家・成道後の「釈尊」の呼称と区別した。

[5-2] 属性はできるかぎり四姓およびアウトカーストの別を付すようにつとめた。ジャー

ティについては、多くそのままにした。

[5-3] 資料の紹介と統計的处理ないし考察は、「就学年齢」、「学業の修了年齢」、「遊学年齢」、「就業年齢」、「結婚年齢」、「立太子（副王）年齢」、「即位年齢」、「隠棲年齢」、「老耄年齢」、「死没」年齢のライフステージの順に項目をたてて行う。一項目中の資料紹介は年齢の若いものより順に掲げた。「隠棲年齢」などは一般的な印象とは大きく異なり、これは社会的・文化的背景を理解しなければならないが、細かなことは当該項目を参照願いたい。

【2】就学年齢

[0] 本項では「原始仏教聖典（A 文献）」と「後期原始仏教聖典（B 文献）」において、パーリ聖典においては「学ぶ（sikkhati）」「教える（paṭṭhapeti）」、漢訳聖典においては「学」「教」「教学」「修学」「学道」「詣学堂」「入学堂」「出家学道」「令作弟子」などの語によって、何らかの学問ないしは技術を学び始めることを示し、かつ具体的な年齢が記されている資料を対象として、統計学的に分析し、かつ若干の考察を施す。

[1] 以下にここに取り上げる就学年齢を記す資料を紹介する。

[1-1] まず原始仏教聖典（A 文献）の就学年齢を記す資料である。インデックスとして、名前/性別/属性/年齢の順に掲げ、その下に出典と記事を掲げる。

(1) 瑠璃/男/クシャトリヤ（王子）/8 歳

『増一阿含』034-002（大正 02 p.690 中）：然流離太子年向八歳。王告之曰。汝今已大。可詣迦毘羅衛學諸射術《就学/遊学》。是時波斯匿王給諸使人使乘大象。往詣釋種家至摩呵男舍。語摩呵男言。波斯匿王使我至此學諸射術。唯願祖父母事事教授。時摩呵男報曰欲學術者善可習之。是時摩呵男。釋種集五百童子使共學術。

『五分律』「衣法」（大正 22 p.141 上）：〔瑠璃〕至年八歳王欲教學。作是念。諸藝之中射爲最勝。閻浮提界唯有釋種。佛爲菩薩時射一由旬又一拘樓舍。釋摩南射一由旬。最下手者不減一拘樓舍。當令吾子就外氏學《就学/遊学》。

(2) 定光/男/クシャトリヤ（王子）（仏の過去世）/8.5 歳（8 歳・9 歳）

① 8 歳 9 歳《就学》⇒② 14 歳⁽¹⁾《学業の修了》⇒③ 15 歳 16 歳《結婚》

『四分律』「受戒犍度」（大正 22 p.782 下）：〔過去世〕定光菩薩。年向八歳九歳時王教菩薩學種種技術《就学》。書算數印畫戲笑歌舞鼓弦乘象乘馬乘車射御拵力。一切技術無不貫練《学業の修了》。賈人當知。定光轉年。至十五十六時。王即爲設三時殿。冬夏春給二萬婬女。使娛樂之《結婚》。

(1) 14 歳まで学習の可能性あり。【資料集 1-2】では八歳九歳の就学時点の年齢でとるが、三時殿が設けられる 15・16 歳の前年、14 歳を学業の修了年齢として取り直した。

(3) 善行/男/クシャトリヤ（王子）（仏の過去世）/8.5 歳（8 歳・9 歳）

① 8 歳 9 歳《就学》⇒②《学業の修了》

『四分律』「破僧犍度」（大正 22 p.911 中）：〔過去世〕善行王子年至八九。教種種技藝書數印畫戲笑歌舞伎樂。又學騎象馬車乘射御鬪戰之事《就学》。時彼王子

一切皆學《学業の修了》。……⁽¹⁾

(1) この後の物語りの展開として、結婚の話題⇒如意珠の取得⇒結婚、と続くが、年齢に結びつく表現はない；「爾時隣國王月第一夫人生女。即遣使來至月益王所語言。我第一夫人生女。當與汝兒善行作婦。於異時善行王子作如是念。閻浮提衆生皆多貧苦。我當入海取如意珠。令閻浮提衆生無有貧者。……」。

因みに、『大方便仏報恩經』（大正 03 pp.142 下～144 上）では、善友太子が長大して 14 歳に至り、一切衆生を満足させるため摩尼宝珠を求めて海に出た年齢を「就業」年齢としてとっている（【5】就業年齢の [1-2] の〈5〉参照）。

〈4〉恵燈/男/クシャトリヤ（王子）（仏の過去世）/8.5 歳（8 歳・9 歳）

① 8 歳 9 歳《就学》⇒② 13 歳⁽¹⁾《学業の修了》⇒③ 14 歳 15 歳《即位関連》

『四分律』「雜健度」（大正 22 p.950 下）：〔過去世〕時利益衆生王命終王子轉大。至年八九歳。其母教學諸伎藝《就学》。書畫算數戲笑歌舞伎樂。象馬騎乘乘車。學射勇健捷疾。於諸伎藝皆悉綜練《学業の修了》。至年十四五時。諸群臣。至王子所白言。知不。王已命終。今次應登王位。爲王施行教令《即位関連》。王子答言。我不能爲王行王教令。何以故。我前世時。曾爲國王經六年。以是因縁墮在地獄六萬歳。以是故。今不能爲王行王教令。

(1) 13 歳まで学習の可能性あり。資料集では八歳九歳の就学時点の年齢でとるが、三時殿が設けられる 14・15 歳の前年、13 歳を学業の修了年齢として取り直した。

〈5〉長生/男/クシャトリヤ（王子）/10 歳

『五分律』「羯磨法」（大正 22 p.159 中）：〔古譚〕字曰長生。至年十歳父語之言。梵達侵奪我國。我與汝母逃走至此。其日已久汝復長大。彼或得聞父子。便當一時併命。汝可遠去勿戀父母。長生悲泣禮父母足遠三匝而去。修學伎藝算書射御乘調象馬音樂之事《就学》莫不過人。偏奉象師盡調象術。

〈6〉ある少年（dāraka）/男/バラモン⁽¹⁾/11 歳（10 歳・12 歳）

MN.023 Pāyāsi-s. (vol. II p.339)：〔譬喩〕隊商に置き去りにされた子を結髪の事火外道（aggiko jaṭila）が養育した。その子が 10 歳（dasavassuddesiko）もしくは 12 歳（dvādasavassuddesiko）になった時、事火外道は地方での用事ができたので、火の守護を依頼した《就学》⁽²⁾。

(1) 隊商に置き去りに去れた子であるが、事火外道の養子としてバラモンのライフステージ資料とした。

(2) 漢訳の対応経である『長阿含』007「弊宿經」では「十餘歳」としている。【資料集 1-2】では資料としては採用したが、本論では計算の都合上、とらなかった。「其兒轉大至十餘歳。時此梵志。以少因縁欲遊人間。語小兒曰。我有少縁欲暫出行。汝善守護此火愼勿使滅。若火滅者。當以鑽鑽木取火燃之。具誠勅已出林遊行。」（大正 01 p.044 中）

〈7〉最年少の十七群童子/男/ヴァイシャ/12 歳⁽¹⁾

『四分律』「單提 065・与年不滿戒」（大正 22 p.679 上）：爾時羅閱城中有十七群童子。先爲親厚。最大者年十七。最小者年十二。最富者八十百千。最貧者八十千。中有一童子名優波離。父母唯有此一子。愛念未曾離目前。父母念言。我等教此兒當學何技術。我等死後令快得生活無所乏短。即自念。當教先學書。我等死後快得生活。無書乏短不令身力疲苦。復作是念。教兒書亦有身力疲苦耳。更當學何技術。

我等死後令兒快得生活。無所乏短身力不疲苦。念言。今當教兒學算數技術。我等死後快得生活。無所乏短身不疲苦。父母念言。今教兒學算數。亦有身力疲苦耳。今當更教此兒學何技術。我等死後令快得生活無所乏短身力不疲苦今當教此兒學畫像技術。我等死後令快得生活無所乏短。復念。今教學畫。恐令兒眼力疲勞。當教此兒更學何技術。我等死後令快得生活。無所乏短眼不疲苦。即自念言。沙門釋子善自養身安樂無衆苦惱。若當教此兒於沙門釋子法中出家爲道。我等死後令快得生活。無所乏短身不疲苦。……十七群童子第二第三語優波離言。可共出家爲道來。何以故。如我等今共相娛樂。於彼亦當如是共相娛樂嬉戲。……時諸童子即往僧伽藍中白諸比丘言。大德。我等欲出家學道。願諸尊見度爲道。爾時諸比丘即度令出家受大戒。

- (1) 12 歳から 17 歳の十七群童子の内、ここでは優波離の状況が詳しく述べられるが、17 人の童子がすべて同様な状況であると理解し、最年少者である 12 歳の童子を 1 件としてカウントした。以下、〈8〉、〈9〉参照。

〈8〉十七群童子/男/ヴァイシャ/14.5 歳 (12 歳～17 歳) ⁽¹⁾

『四分律』「単提 065・与年不滿戒」(大正 22 p.679 上) : 同上

- (1) 十七群童子の 12 歳の最年少者、17 歳の最年長者を 1 件としてカウントした他、17 人の童子の年齢幅の中央値 14.5 歳を 1 件としてカウントした。

〈9〉最年長の十七群童子 ⁽¹⁾ /男/ヴァイシャ/17 歳

『四分律』「単提 065・与年不滿戒」(大正 22 p.679 上) : 同上

- (1) *Vinaya Pācittiya 065* ではリーダー (pāmokkha) を Upāli とするが、ここでは優波離は十七群童子中の一人としているのみで、最年長者かどうか明示されていない。

〈10〉Upāli をはじめとする十七群童子/男/ヴァイシャ/19 歳 (20 歳未満) ⁽¹⁾

Vinaya Pācittiya 065 (vol.IV p.129) : 王舎城に 17 群の親友の少年 (dāraka) がいた。ウパーリ少年は彼らのリーダー (pāmokkha) であった。ウパーリの父母は自分たちの死後にも息子が安楽に生きられるようにと、書 (lekha) を学ぶこと、算術 (gaṇanā) を学ぶこと、画 (rūpa) を学ぶことなど考えたが《就学関連》、いずれも指、胸、眼に苦があるであろうと心配した。そこで両親は「沙門釈子は持戒安易 (sukhasīla) 行事安易 (sukhasamācāra) にして美食 (subhojana) を享受し、無風の臥所に (nivātesu sayanesu) 横たわるので、もしウパーリが沙門釈子の中に出家するならば、自分たちの死後も安楽に生き苦勞もないであろう」と考えた。ウパーリは親友の少年らを誘い、少年らは各々父母の許しを得て、諸比丘のもとで出家を請い、具足戒を受けた《比丘》。彼らは未明に起き出して「粥を与えよ、食を与えよ、硬食を与えよ」と泣き叫んだ。釈尊は阿難に事情を聞き、諸比丘を問い質された。「……20 歳未満の人は寒暑、飢渴、虻・蚊、熱風、蛇 (又は爬虫類 sirimsapa) が触れること (samphassa) に堪えることができず、罵詈や誹謗の語路 (vacanapatha) に堪えず、……命を害する肉体の苦痛に堪え得るものに非ず……。」

- (1) 17 人の少年の集団が 20 歳未満であったことが分かるのみで、最年少者、最年長者の具体的な年齢は明記されない。十七群童子の年齢の平均も中央値も求められないが、計算上、最年長と考えられる 19 歳の男子 1 件としてカウントした。内容からはヴァイ

シャの子弟の就学が就職を前提とした職業訓練的なものであることが知られる。ダルマ・シャーストラでは、一般的な入門式（*upanayana*）にともなうバラモンのヴェーダの学習を8歳としているのに対し、ヴァイシャの入門式（*upanayana*）を12歳としているが（【資料集4】pp.185～189）、財を蓄えるようになった商人階級の裕福な家庭ほど、ことさら急ぎ職業訓練を受ける必要はなかったであろう。

〔11〕十七群童子/男/ヴァイシャ/19歳（20歳未満）

『五分律』「墮061」（大正22 p.061上）：佛在舍衛城。爾時十七群童子。父母愛念。母作是言。我子不串勤苦。體性軟弱。教何技術得終安樂。父言。當教算計書畫。母言。若教書畫恐壞其眼。若算恐其指痛。若計恐其心病。復共議。當使於釋子中出家。現世無爲後世長樂。彼十七群童子欲出家。共相語言。我要當待優波離來與共辭別。時優波離行還。到諸童子所。諸童子言。汝知不。我等欲於如來法中出家待汝辭別。優波離聞亦樂共去。……願納爲弟子。畢陵伽婆蹉即便度之。與受具足戒。既受戒已。夜不能獨至廁上及洗手處。恒自送之。有時闇中見師不識便謂是鬼。失聲大喚言。毘舍遮毘舍遮。師言。莫怖是我非鬼也。或夜索食。……汝不應與未滿二十人受具足戒。未滿二十多所不堪致有破戒。呵已告諸比丘。今爲諸比丘結戒。從今是戒應如是說。若比丘與不滿二十歲人受具足戒波逸提。

〔1-2〕次に後期原始仏教聖典（B文献）の就学年齢を記す資料を紹介する。

〔1〕一小童子/男/バラモン/7歳

『根本有部律』「雜事」（大正24 p.324上）：婆羅門相違者、若小童子年七歳時未有欲意、而復令其受戒五年專修梵行。及至盛年欲情興盛、而不禁止方縱行非。

〔2〕シッダッタ①/男/クシャトリヤ（王子）/7歳

『太子瑞應本起經』（大正03 p.474中）：及至七歳、而索學書、乘羊車詣師門。時去聖久書缺二字。以問於師。師不能達。反啓其志。至年十歳、妙才益顯。

『普曜經』（大正03 p.498上）：爾時太子厥年七歳。……白淨王俱行迎菩薩。菩薩乘羊車將詣書師。適入書堂欲見其師。師名選友。時見威神光曜、不能堪任。即僻墮地。

『方廣大莊嚴經』（大正03 p.559上）：菩薩年始七歳。……欲將菩薩往詣學堂。……一切釋種前後圍遶。隨輪檀王。而將菩薩詣於學堂。爾時菩薩將昇學堂。博士毘奢蜜多。見菩薩來威德無上。自顧不任爲菩薩師。

『過去現在因果經』（大正03 p.627下）：至年七歳。父王心念。太子已大。宜令學書。訪覓國中聰明婆羅門善諸書藝。請使令來以教太子。爾時有一婆羅門。名跋陀羅尼。與五百婆羅門。以爲眷屬。來受王請。即白婆羅門言。欲屈尊者爲太子師。此可爾不。婆羅門言。當隨所知。以授太子。時白淨王。更爲太子起大學堂。七寶莊嚴。床檣學具。極令精麗。卜擇吉日。即以太子與婆羅門。而令教之。爾時婆羅門。以四十九書字之本。教令讀之。于時太子見此事已。問其師言。此何等書。閻浮提中。一切諸書。凡有幾種。師即默然不知所答。又復問言。此阿一字。有何等義。師又默然亦不能答。內懷慙愧。即從座起。禮太子足而讚歎言。太子初生行七步時。自言天人之中最尊最勝。此言不虛。唯願爲說閻浮提書凡有幾種。太子答言。閻浮提中。或有梵書。或佉樓書。或蓮花書。有如是等六十四種。此阿字者。是梵音聲。又此字義。

是不可壊。亦是無上正眞道義。凡如此義。無量無邊。爾時婆羅門。深生慚愧。還至王所。而白王言。大王。太子是天人中第一之師。云何而欲令我教耶。爾時父王聞婆羅門言。倍生歡喜。歎未曾有。即厚供養彼婆羅門。隨意所之。凡諸技藝典籍議論。天文地理。算數射御太子皆悉自然知之。

〈3〉一男/男/バラモン/7歳

①7歳《就学》⇒②7歳《死没》

『法句譬喻經』（大正04 p.597中）：昔有婆羅門。年少出家學道。至年六十不能得道。婆羅門法六十不得道。然後歸家娶婦爲居。生得一男端正可愛。至年七歳書學聰了。才辯出口有踰人之操。卒得重病一宿命終。梵志憐惜不能自勝。伏其屍上氣絶復蘇。

〈4〉マンドヴァ・クマラ/男/父・マータンガ（チャンダーラ）、母・ディッタマンガリカー（長者の娘）/7.5歳（7歳・8歳）

Jātaka 497 *Mātanga-j.* (vol.IV p.375)：〔主分〕マンドヴァ・クマラは7・8歳になった（*sattaṭṭhavassa*）時、閻浮提中で最も優れた師匠たちが集まって彼に3ヴェーダを教えた（*tayo vede uggaṇhāpesum*）《就学》。

〈5〉エーラカマーラ（*Eḷakamāra*）/男/チャンダーラ⁽¹⁾/7.5歳（7歳・8歳）

①7歳・8歳《就学》⇒②16歳《就業》⇒③《結婚》

Jātaka 536 *Kuṇāla-j.* (vol.V p.429)：〔主分〕コーサラ王の忘れ形見であった子供（エーラカマーラ）が王宮の老朽個所の修繕者（*rājanivesane jīṇṇapaṭisaṃkhāraka*）であるチャンダーラとその妻に拾われて育てられた。7・8歳になった時から古くなった個所を修繕する両親に伴われて、王宮へ行くようになった《就学》。16歳（*soḷasavassa*）になってからは、両親の仕事を引き継いで、1人で王宮へ出掛けた《就業》。そこで、王女克蘭ガヴィーと恋に落ち、身分が証され、結婚した《結婚》。

(1) エーラカマーラはコーサラ王の忘れ形見であるからクシャトリアであるが、ライフステージは育ての親であるチャンダーラとしてとった。

〈6〉シッダッタ^②/男/クシャトリア（王子）/8歳

『仏本行集經』（大正03 p.703中）：時淨飯王。知其太子年已八歳。即會百官群臣宰相。而告之言。卿等當知。今我化内。誰最有智。誰具技能。種種悉通。堪爲太子作於師匠。教使學書及餘諸論。時諸臣等。即報王言。大王當知。今有毘奢婆蜜多羅。善知諸論。最勝最妙。如是大師。堪教太子種種書論。時淨飯王。即遣使人召彼毘奢婆蜜多羅。而告之言。尊者大師。汝能爲我。教此太子一切技藝諸書論不。

『仏本行集經』（大正03 p.705中）：爾時太子生長王宮。孩童之時。遊戲未學。年滿八歳。出閤詣師。入於學堂。從毘奢蜜及忍天所。二大尊邊。受讀諸書。并一切論。兵戎雜術。經歷四年。至十二時。種種技能。遍皆涉獵。既通達已。

〈7〉舍利弗/男/バラモン/8歳

①8歳《就学》⇒②16歳《学業の修了》

『普曜經』（大正03 p.534上）：〔舍利弗〕又吾好學。八歳從師。至年十六靡不周綜。

『方广大莊嚴經』（大正 03 p.613 下）：〔舍利弗〕吾少好學八歲從師。年甫十六靡不該綜。

『中本起經』（大正 04 p.153 下）：優波替……吾小好學。八歲從師。至年十六。古仙道術。靡書不綜。

『出曜經』（大正 04 p.674 下）：年吾聞斯人年至八歲越衆論上。盡墮諸幢無敢當者。長年十六究盡閻浮利地書籍。無事不開博古覽今演暢幽奧。天文地理書記圖讖。梵志曆術盡皆通達。

〈8〉摩訶迦葉/男/バラモン/（胎年数）8 歳

『仏本行集經』（大正 03 p.862 上）：而其父母。及胎年數至滿八歳。即爲其受婆羅門戒。既受戒已。即便付囑父母家業。諸雜技藝。祭祀法式。悉遣令教。所謂書畫算數刻印。及四韋陀諸授記法。世辯言談。受持杖法。大呪術法。闡陀之論。種種文章。五行星宿。度數陰陽。滯漏知時。一日一夜。凡若干時。如是則凶。如是則吉。又復童子。知地動相。雷鳴震吼。鳥獸鳴呼。飛走驚動。候相盡知。一切諸變。又占相知諸技藝相。知男女相。知六畜相。知人洗淨清淨之行。知受水法受澡罐法。知受灰法。知唱唄歌。明識吉祥盛衰之相。禳災解除祭祀火神。大人諸天。悉皆備訖。既自學已。復能教他。受他物時。或施他物。皆悉學得。

〈9〉那羅陀/男/バラモン⁽¹⁾/8 歳

『仏本行集經』（大正 03 p.684 上）：彼那羅陀、年漸長大。至於八歳。其母將付阿私陀仙。令作弟子。

(1) もと師子頻王の輔師であつた阿私陀仙の甥

〈10〉一孩童/男/クシャトリヤ（王孫）/8 歳

『六度集經』14（大正 03 pp. 007 下-010 下）：王曰。年八孩童有高士之論⁽¹⁾。豈況其父乎。

(1) 諸技芸を学んで理解するに足る年齢にあるとして、就学とは言えないが、拡大解釈して採用。

〈11〉ある子（銀色王の転生）/男/ヴァイシャ（長者子）/8 歳

『銀色女經』（大正 03 p.451 上）：然彼童子過八歳後。五百童子而圍遶之將詣學堂。彼學堂處。

[2] 上記、就学年齢資料を統計的に分析してみる。

[2-1] A 文献・B 文献資料を度数分布表にしてみると以下ようになる。

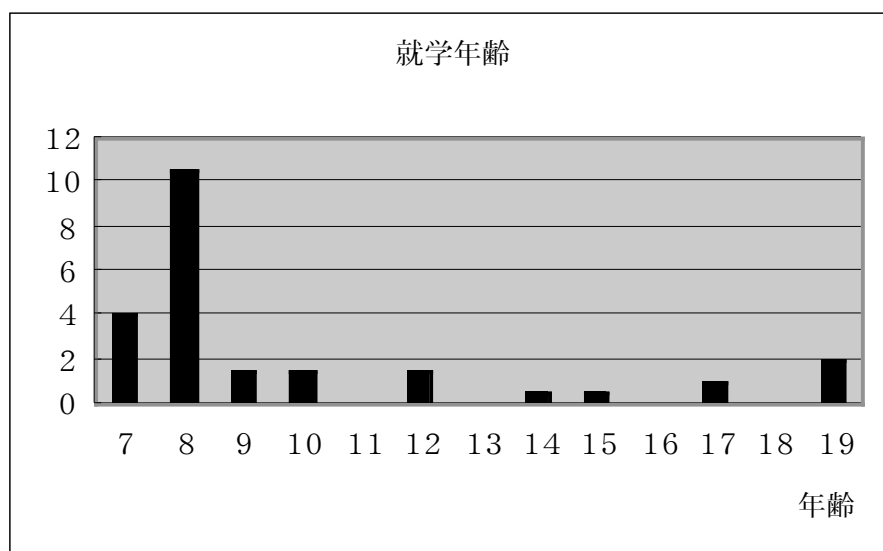
《就学年齢》

年 齢	A. 原 始 仏 典				B. 後 期 仏 典				総 計
	パーリ		漢 訳		<i>Jātaka, Apadāna</i>		本縁部・根本有部律		
	男	女	男	女	男	女	男	女	
7							3		3
7.5					2(1)				2

8			1				7		8
8.5			3(2)						3
10			1						1
11	1(3)								1
12			1						1
14.5			1						1
17			1						1
19	1		1						2
平 均	15		11.8		7.5		7.7		9.9
最頻値	—		—		—		8		8
総 計	2		9		2		10		23

- (1) 就学年齢を7、8歳とする〈4〉〈5〉の2資料である。下のヒストグラムでは7.5歳を7歳と8歳に戻し、それぞれ度数0.5とカウントした。2件の資料があることにより、7歳および8歳の階級に度数1をプラスした。
- (2) 就学年齢を8、9歳とする〈2〉〈3〉〈4〉の3資料である。下のヒストグラムでは8歳、9歳をそれぞれ0.5件とカウントし、8歳および9歳の階級に度数1.5をプラスした。A文献での8歳資料は1に1.5をプラスした2.5度数、9歳資料は1.5度数となる。
- (3) 就学年齢を10歳12歳とする〈6〉の資料である。下のヒストグラムでは10歳および12歳の階級に度数0.5をプラスした。

〔2-2〕上記、(1) (2) (3) の注を考慮して、ヒストグラムで修正を加えると次のようになる。ヒストグラムはA文献・B文献を合わせたものである。



〔2-3〕A文献（11件）、B文献（12件）を合わせた就学年齢の最頻値は8歳（度数10.5〔相対度数45.65〕）ということになる。A文献の中でも〔1-3〕（2）に注したように8歳（度数2.5）という数値は標本が小さいながら最も多いものとなっている。また強いて平均を出せば、A文献は12.4歳、B文献は7.7歳、A文献・B文献を合わせた平均は9.9歳

である。

[3] 上記に対して若干の考察を加えてみよう。

[3-1] まず「就学」の「学」が何であるかということであるが、最頻値の8歳前後の7歳から9歳までの資料を調査してみると次のようになる。文献の後に階級と男女の別を付した。

武芸：〈1〉の『増一阿含』034-002＝クシャトリヤ・男、『五分律』「衣法」＝クシャトリヤ・男、〈10〉の『六度集経』＝クシャトリヤ・男

種々の学問と武芸：〈2〉の『四分律』「受戒毘度」＝クシャトリヤ・男、〈3〉の『四分律』「破僧毘度」＝クシャトリヤ・男、〈4〉の『四分律』「雜毘度」＝クシャトリヤ・男、〈2〉の『過去現在因果経』＝クシャトリヤ・男、〈6〉の『仏本行集経』(p.705 中)＝クシャトリヤ・男

梵行：〈1〉の『根本有部律』「雜事」＝バラモン・男

学問：〈2〉の『太子瑞应本起经』＝クシャトリヤ・男、『普曜经』＝クシャトリヤ・男、『方广大庄严经』⁽¹⁾＝クシャトリヤ・男、〈3〉の『法句譬喻经』＝バラモン・男、〈6〉の『仏本行集経』(p.703 中)＝クシャトリヤ・男、〈7〉の『普曜经』(p.534 上)＝バラモン・男、『方广大庄严经』＝バラモン・男、『出曜经』(p.674 下)＝バラモン・男

3 ヴェーダ：〈4〉の *Jātaka* 497＝チャンダーラ・男

大工の技術：〈5〉の *Jātaka* 536＝チャンダーラ・男

古仙道術：〈7〉の『中本起经』＝バラモン・男、〈9〉の『仏本行集経』＝バラモン・男

学問道術：〈8〉の『仏本行集経』＝バラモン・男

不明：〈11〉の『銀色女经』＝ヴァイシャ・男

以上から当然のことながら、クシャトリヤの男子が学ぶものは武芸やさまざまな技術が中心であり、バラモンの男子が学ぶものは学問や道術などが中心であることがわかる。クシャトリヤも学問を学ぶとされることはないではないが、それはシッダッタであって、特殊ケースといってよいであろう。なおバラモンが武芸を学ぶ例はない。

なお本項に取り上げた資料はすべて男子であり、【資料集 1-1】【資料集 1-2】【資料集 6】を見ても、例外的にしか女性の就学記事は見いだされないから⁽²⁾、当時女子が学問などを学ぶことがなかったことがわかる。

(1) 「学堂に往詣した」とするのみであるが、他の対応経が書を学んだとするから、これも同じであると理解した。

(2) それぞれの資料集の「項目記事一覧」の「就学」の個所を参照されたい。

[3-2] 次に【資料集 4】の「古典インド法典類の年齢記事資料一」によって、法典類では学生期に入る年齢を何歳としているかを見てみよう。これによればほとんどすべての法典が、バラモンは受胎後8年目に、クシャトリヤは受胎後11年目に、ヴァイシャは受胎後12年目に入門式(upanayana)を行うとしている。なお例外的に年齢は誕生から数えてもよいし、バラモンの入門式を10年目に行ってもよいとするものもある⁽¹⁾。

『ヒンドゥー教の辞典』によれば、現代のヒンドゥー教における入門式のもっとも一般的な儀式は、「男子の頭髪を頭頂の部分を除いて剃髪し、沐浴させ、腰布と帯を着せ、肩に羚羊の皮を掛けてやる。ホーマーの聖火に供物を捧げ、少年は禁欲を誓い、聖紐を授けられる」とされ、「少年は入門儀式ののち学生期に入り、師匠についてヴェーダ聖典を学習する」とされている⁽²⁾。なおこの儀式は女性に対しては行われない。

(1) 「モノグラフ」第9号 pp.185~187

(2) 橋本泰元・宮本久義・山下博司著 東京堂出版 2005年11月 p.288

〔3-3〕以上の原始仏教聖典や後期原始仏教聖典に記される資料や、あるいはインドの法典類が規定するところから、古代インド男子の平均就学年齢は8歳頃であったとすることができるであろう。原始仏教時代はクシャトリヤの地位が上がった時期であるとされるから、それを反映するものであろうか。原始仏教聖典においては階級による相違は認められない。またその学ぶべき主なものは、バラモンの場合はヴェーダであり、クシャトリヤの場合はさまざまな技術や武芸であったとすることができる。クシャトリヤの場合もヴェーダを学んだようであるが、おそらくそれは副次的なものであったのであろう。

なおこのような教育体制の中に、女性は組み込まれていなかった。

【3】学業の修了年齢

〔0〕本項では前項で取り上げた就学後の学業の修了年齢と、就学から修了までの就学期間に関する具体的な年齢が記されている資料を対象として、統計的に分析し、かつ若干の考察を施す。

〔1〕以下にここに取り上げる学業の修了年齢を記す資料を紹介する。

〔1-1〕原始仏教聖典（A文献）の学業の修了年齢と就学期間を記す資料である。修了年齢の若い順から掲げる。なおインデックスとして、名前/性別/属性/年齢/就学期間を掲げる。ただし就学年齢が明記されていず、したがって就学期間が不明のものは、就学期間のところには？を入れておいた。

〈1〉恵燈/男/クシャトリヤ（王子）（仏の過去世）/13歳⁽¹⁾/4.5年

①8歳9歳《就学》⇒②13歳《学業の修了》⇒③14歳15歳《即位関連》

『四分律』「雜犍度」（大正22 p.950下）：〔過去世〕時利益衆生王命終王子轉大。至年八九歳。其母教學諸伎藝。書畫算數戲笑歌舞伎樂。象馬騎乘乘車。學射勇健捷疾。於諸技藝皆悉綜練。至年十四五時。諸群臣。至王子所白言。知不。王已命終。今次應登王位。爲王施行教令。王子答言。我不能爲王行王教令。何以故。我前世時。曾爲國王經六年。以是因緣墮在地獄六萬歳。以是故。今不能爲王行王教令。

(1) 13歳まで学習の可能性あり。資料集では八歳九歳の就学時点の年齢でとるが、三時殿が設けられる14・15歳の前年、13歳を学業の修了年齢として取り直した。

〈2〉定光/男/クシャトリヤ（王子）（仏の過去世）/14歳⁽¹⁾/5.5年

①8歳9歳《就学》⇒②14歳《学業の修了》⇒③15歳16歳《結婚》

『四分律』「受戒健度」（大正 22 p.782 下）：〔過去世〕定光菩薩。年向八歳九歳時王教菩薩學種種技術。書算數印畫戲笑歌舞鼓弦乘象乘馬乘車射御拵力。一切技術無不貫練。賈人當知。定光轉年。至十五十六時。王即爲設三時殿。冬夏春給二萬婬女。使娛樂之。

(1) 14 歳まで学習の可能性あり。資料集では八歳九歳の就学時点の年齢でとるが、三時殿が設けられる 15・16 歳の前年、14 歳を学業の修了年齢として取り直した。

(3) アッサラーヤナ (Assalāyana) /男/青年婆羅門 (māṇava) /16 歳/?

① 16 歳《隠棲》⇒② 16 歳《学業の修了》

MN.093 Assalāyana-s. (vol. II p.147) : アッサラーヤナという名の青年婆羅門 (māṇava) が舍衛城 (Sāvatthī) に住んでいた。彼は年若く (dahara) 剃髪し《隠棲》、年齢は生れて 16 歳であった (soḷasavassuddesiko jātiyā)。字彙と儀軌 (nighaṇḍukeṭubha) を含む、語源論 (akkharappabheda) を含む古伝説 (itihāsa) を第 5 とするヴェーダに通達し (tiṇṇaṃ vedānaṃ pāragū)、聖句の通曉者 (padaka) にして文典家 (veyyākaraṇa) であり、順世論 (lokāyata) および大人相 (mahāpurisalakkhaṇa) において完全であった《学業の修了》。

(4) カーパティカ (Kāpaṭhika) /男/青年婆羅門 (māṇava) /16 歳/?

① 16 歳《隠棲》⇒② 16 歳《学業の修了》

MN.095 Caṅkī-s. (vol. II p.164) : カーパティカという名の青年婆羅門がいた。彼は年若く (dahara) 剃髪し《隠棲》、年齢は生れて 16 歳であった (soḷasavassuddesiko jātiyā)。字彙と儀軌 (nighaṇḍukeṭubha) を含む、語源論 (akkharappabheda) を含む古伝説 (itihāsa) を第 5 とするヴェーダに通達し (tiṇṇaṃ vedānaṃ pāragū)、聖句の通曉者 (padaka) にして文典家 (veyyākaraṇa) であり、順世論 (lokāyata) および大人相 (mahāpurisalakkhaṇa) において完全であった《学業の修了》。

[1-2] 後期原始仏教聖典 (B 文献) の学業の修了年齢資料を紹介する。

〈1〉アーダーサムカ・クマーラ (Ādāsamukha-kumāra) /男/クシャトリヤ (王子) /6 歳⁽¹⁾ /?

① 6 歳《学業の修了》⇒② 7 歳《即位》

Jātaka 257 Gāmaṇicaṇḍa-j. (vol. II p.297) : 〔主分〕アーダーサムカ・クマーラ (鏡面王子) は 7 歳 (sattavassa) になるまでに、父ジャナサンダ王によって 3 ヴェーダ (tayo vede) と、この世でなさねばならないあらゆることを修めさせられ (sabbañ ca loke kattabbaṃ sikkhāpetvā) 《学業の修了》、そして 7 歳の時に (sattavassikakūle)、父王は亡くなったが、大臣たちは、未だ幼少過ぎるとして、王子の即位に難色を示した。王子は大臣たちの試みに合格し、王位に即いた《即位》。

(1) 「7 歳 (sattavassa) になるまでに」との記事から、【資料集 1-1】で 7 歳の資料として取っていたものを 6 歳として取り直した。

〈2〉サンニャサーミカ (Saññasāmika) /男/バラモン /7 歳/?

Apadāna 03-33-324 (p.260) : 〔過去世〕私 (サンニャサーミカ) は生れて 7 歳にして (jātiyā sattavasso' haṃ) ヴェーダに通じた (mantapāragū) 《学業の修了》。

家系を保持し、私により犠牲祭 (yañña) が敢行された。

〈3〉 ヴァンギーサ (Vaṅṅisa) /男/遍歴者の家 (paribbājakula) /7 歳/?

Apadāna 03-55-541 (p.495) : 私 (ヴァンギーサ) は遍歴者の家 (paribbājakula) に生れ、生れて7歳にして (jātiyā sattavassiko) 一切のヴェーダを知り、論学においては無畏者となり (vādasatthavisārada)、音声微妙にして (vaggussara) 談ずるところ美しく (cittakathin)、他論を粉碎した《学業の修了》。

〈4〉 一長者子/男/ヴァイシャ (長者子) /7 歳/?

『六度集経』66 (大正03 p.035 下) : 時兒長大至年七歳。悉知微妙道俗皆備。與衆超絶。智度無極《学業の修了》。諸比丘等皆從受學。經中誤脱有所短少。皆爲刪定。足其所乏。兒每入出有所至止。輒開化人使發大乘。

〈5〉 舍利弗^①/男/バラモン/8 歳/?

『撰集百緣経』99 (大正04 p.255 上) : 時舍利弗。年始八歳。會乎論場。問諸人言。敷四高座。爲欲待誰。諸人答言。一爲國王。二爲太子。三爲大臣。四爲論士。時舍利弗。聞是語已。輒昇論士高座而坐其上。……時舍利弗。論議既勝。名聲遠著於十六大國。智慧博通獨出無侶《学業の修了》。

〈6〉 シッタッタ^①/男/クシャトリヤ (王子) /10 歳/?

『過去現在因果経』 (大正03 p.628 中) : 爾時太子至年十歳。諸釋種中。五百童子。皆亦同年。……各閑伎藝。有大筋力。時提婆達多等五百童子。既聞太子諸藝皆通《学業の修了》。

〈7〉 普施 (菩薩) /男/ヴァイシャ⁽¹⁾/10 歳/?

『六度集経』09 (大正03 p.004 上) : 昔者菩薩從四姓生。……名兒曰普施。年有十歳。佛諸典籍流俗衆術靡不貫綜。

(1) 国訳一切経・本縁部6 p.139 脚注には「四姓より生る」を四つの階級のいずれかであるとし、ここでは第3の吠舍であろうとする。

〈8〉 シッタッタ^②/男/クシャトリヤ (王子) /12 歳/4 年

① 8 歳《就学》⇒② 12 歳《学業の修了》⁽¹⁾

『仏本行集経』 (大正03 p.705 中) : 爾時太子生長王宮。孩童之時。遊戲未學。年滿八歳。出閤詣師。入於學堂。從毘奢蜜及忍天所。二大尊邊。受讀諸書。并一切論。兵戎維術。經歷四年。至十二時。種種技能。遍皆涉獵。既通達已《学業の修了》。

(1) 「就学」の項では複数の B 文献漢訳資料としてまとめてあるが、「学業の修了」としてはこの資料のみ出す。

〈9〉 クサ (菩薩) /男/クシャトリヤ (王子) /15 歳⁽¹⁾ /1 年

① 15 歳《学業の修了》⇒② 16 歳《即位/結婚》

Jātaka 531 *Kusa-j.* (vol.V p.278) : [主分] クサ王子 (菩薩) とその弟ジャヤンパティは素晴らしい榮譽をもって (mahant) 成長した (vaḍḍhati)。菩薩は智慧があるので、師匠のもとで何も習うことなく、自身の智慧によりあらゆる学芸に通曉した (sabbasippesu nipphattiṃ pāpuṇi) 《学業の修了》。クサ王子が 16 歳 (soḷasavassa) の時、王は王子に王位を譲りたいと思った。王子は、自身が醜男であることから、両親の存命中はこれに従い、後は出家しようと考えた。王は臣下を

遣わして息子にふさわしい姫君をさがさせ、パバーヴァティー (Pabhāvati) 王女を見出し、王子を王位につかせ、彼女を第1王妃にさせた《即位/結婚》。

(1) 16歳の時、即位を話題とするから、学業の修了年齢を前年の15歳としてとった。

〈10〉マハージャナカ (Mahājanaka) (菩薩) /男/バラモン⁽¹⁾ /15歳⁽²⁾ /?

① 15歳《学業の修了》⇒② 16歳《就業》

Jātaka 539 Mahājanaka-j. (vol. VI p.030) : [主分] マハージャナカ (菩薩) は16歳 (soḷasavassa) になるまでの間に3ヴェーダやあらゆる学芸を修了した《学業の修了》。……so soḷasavassabbhantare yeva tayo ca veda sabbasippāni ca uggaṇhi, soḷasavassakāle pana uttamarūpadharo ahosi. (vol. VI pp.033~034) 彼は父王のものだった王国を取り返そうと考えて、母から半分の財産を貰い受け、それで商売をして軍資金を溜めようと考え、スヴァンナブーミへ船出した《就業》。……※兄アリッタジャナカに副王位⇒父王の死後には王、弟ポーラジャナカに将軍位⇒父王の死後には副王。

(1) アリッタジャナカ王の王子であったが、父が叔父に王位を奪われた後に生れ、バラモンによって育てられる。したがってクシャトリヤということになるが、ライフステージとしてはバラモンとして取り直した。

(2) 16歳になるまでのこととして、15歳として取り直した。

〈11〉菩薩/男/ヴァイシャ (長者 setṭhin) /16歳/?

Jātaka 040 Khadirāṅgāra-j. (vol. I p.231) : [主分] 菩薩はパーラーナシーにおける豪商の家 (setṭhissa kula) に生まれ、色々に楽しく王子のように育てられ、順当に分別のつく年齢になって (viññūtā)、16歳 (soḷasavassa) の時には、あらゆる学芸に熟達した (sabbasippesu nipphattiṃ patto) 《学業の修了》。父親の死によって豪商の家督を相続し、布薩堂を建て、大布施を行い、戒を保ち布薩行を行った。

〈12〉菩薩/男/バラモン (司祭官 purohita の息子) /16歳/1日

① 16歳《遊学》⇒② 16歳 (1日後) 《学業の修了》

Jātaka 163 Susīma-j. (vol. II p.046) : [主分] 菩薩は王の象の祝祭の執行官 (hatthimaṅgalakāraka) である司祭官の夫人の胎に生まれた。16歳 (soḷasavassa) の時、父が死に、他の婆羅門は象の祝祭を行なうことの利益を得ようとした。彼らは菩薩がまだ若く3ヴェーダも象の経文も知らないから自分たちに行わせるようにと王に進言した。菩薩はただ1日のうちにタッカシラーへ行って、一夜でこれらを習い、翌日には帰ってきた《遊学/学業の修了》。

〈13〉菩薩/男/バラモン/16歳/?

① 16歳《学業の修了》⇒② 16歳《就業》

Jātaka 287 Lābhagaraha-j. (vol. II p.420) : [主分] 菩薩は婆羅門の家に生まれ、成年に達して (vayappatta)、16歳 (soḷasavassa) になった時、3ヴェーダおよび18種の学芸の奥義を極め (tiṇṇaṃ vedānaṃ aṭṭhārasannaṃ sippānaṃ pariyosānaṃ patvā) 《学業の修了》、四方に名高き師匠 (disāpāmokkhācariya) となり、500の弟子達に学芸を教えていた《就業》。

〈14〉 スーパーラカ (Suppāraka) (菩薩) /男/船乗り (niyyāmaka) /16 歳/?

① 16 歳《学業の修了》⇒②《就業》

Jātaka 463 Suppāraka-j. (vol.IV p.136) : [主分] 菩薩は船長 (niyyāma-jeṭṭhaka) の子として生まれ、スーパーラカ童子と名づけられ、成長して 16 歳 (soḷasavassa) になった時には、船乗りの学芸の奥義に達した (niyyāmakasippe nipphattiṃ patvā) 《学業の修了》。その後、父の死によって (aparabhāge pitu accayena) 船乗りの頭となり、船乗りを生業 (niyyāmaka-kamma) とした《就業》。

〈15〉 マハーパナーダ (Mahāpanāda) (菩薩) /男/クシャトリヤ (王子) /16 歳/?

① 16 歳《学業の修了》⇒② 16 歳《即位/結婚》

Jātaka 489 Suruci-j. (vol.IV p.323) : [主分] マハーパナーダ (Mahāpanāda) 王子 (菩薩) は成年に達して (vayappatta)、16 歳 (soḷasavassa) になった時には、すでにあらゆる学芸の円熟に達していた (sabbasippe nipphattiṃ pāpuṇi) 《学業の修了》。王は彼のために楼台を造って、灌頂式を執り行おうと考えた《即位関連》。マハーパナーダのために楼台祭礼 (pāsāda-maṅgala)、[王者の] 天蓋祭礼 (chatta-maṅgala)、成婚祭礼 (āvāha-maṅgala) という三つの祝典が同時に行われた《即位/結婚⁽¹⁾》。

(1) 【資料集 1-1】では、結婚の資料としては未収録であったものを三つの祝典が 16 歳のとき行われたものとして補った。

〈16〉 アヨーガラ (Ayoghara) (菩薩) /男/クシャトリヤ (王子) /16 歳/?

① 16 歳《学業の修了》⇒② 16 歳《即位関連/隠棲⁽¹⁾》

Jātaka 510 Ayoghara-j. (vol.IV p.491) : [主分] 王子 (菩薩) は夜叉女 of 危害を逃れて、16 歳 (soḷasavassa) になるまで鉄の家で成長した。その間にあらゆる学芸をおぼえて《学業の修了》、勇敢で力ある王子となった。王は王国を息子に与えようとしたが《即位関連》、王子はむしろ出家を願い、王も妃も、多くのものがそれにならって出家した《隠棲》。

(1) 【資料集 1-1】では「出家」の項で取ったが、資料集では「出家」は仏教教団への出家として取っており、ここでは「隠棲」として取り直した。また文脈より「即位関連」の年齢資料としても採用した。

〈17〉 ジョーティパーラ (Jotipāla) (菩薩) /男/バラモン/16 歳/7 日

① 16 歳《遊学》⇒② 16 歳 (7 日後) 《学業の修了》⇒③ 16 歳《就業》

Jātaka 522 Sarabhaṅga-j. (vol.V p.127) : [主分] ジョーティパーラは成長して (vaḍḍamāna) 16 歳 (soḷasavassa) になると、この上もない容姿をしていた。それを見て、父は息子にタッカシラーへ行って四方に名高い師匠のもとで学芸を修めるように言った。彼は千金を出して学芸を教わったが、7 日目にして奥義に達した《遊学/学業の修了》。師匠は老いたことを理由に 500 人の青年バラモンを彼に託した (sippaṃ paṭṭhāpetvā satthāhen' eva nipphattiṃ pāpuṇi) 《就業①》。菩薩はすべてを引き受け、バーラーナシーに戻ると、毎日千金をもらって王に仕えた《就業②》。

〈18〉 ヴェッサンタラ (Vessantara) (菩薩) /男/クシャトリヤ (王子) /16 歳/?

① 16 歳《学業の修了》⇒② 16 歳《結婚/即位》

Jātaka 547 Vessantara-j. (vol.VI p.486) : [主分] 菩薩が 16 歳 (soḷasavassa) の時、すでにあらゆる学芸を完成させていた (Bodhisatto soḷasavassakāle yeva sabbasippe nipphattim pāpuṇi) 《学業の修了》。そこで父王はマッダ国の王家から菩薩の叔父の娘マッディーを迎えて第 1 妃とし、菩薩を灌頂即位させた《結婚/即位》。

〈19〉 シッタッタ❸/男/クシャトリヤ (太子) /満 16 歳/?

① 16 歳《学業の修了》⇒② 16 歳《結婚》

『仏本行経』 (大正 04 p.062 上) : 世人所習 衆諸技術 太子學能 不加日勞 年滿十六 體方精健 文武兼備 藝過諸釋《学業の修了》……王忽寤憶 阿夷所言 如何當令 捨是洪德 涉苦入山 精勤學道 心即懷疑……王然此義 即召美女 十五以上 容色妙者 六十四種 姿媚具備 尋致諸女 充太子宮《結婚関連》

〈20〉 舍利弗❷/男/バラモン/16 歳/8 年 ⁽¹⁾

① 《隠棲》⇒② 16 歳《学業の修了》…… a

① 8 歳《就学》⇒② 16 歳《学業の修了》…… b

a : 『根本有部律』「僧伽伐尸沙 002」 (大正 23 p.682 中) : [優陀夷] 次至尊者舍利子所住之房。告言諸妹。此是貴族婆羅門子。捨俗出家《隠棲》年始十六。帝釋聲明經心悟解。諸外論者並皆摧伏《学業の修了》。

b : 『根本有部律』「出家事」 (大正 23 p.1023 上) : [舍利子] 既漸長大。令修學業。世間技藝。悉皆通達。四韋陀論。總蘊在懷。至年十六。善解帝釋聲明。能伏他論。

『普曜経』 (大正 03 p.534 上) : [舍利弗] 又吾好學。八歳從師。至年十六靡不周綜。

『方广大莊嚴経』 (大正 03 p.613 下) : [舍利弗] 吾少好學八歳從師。年甫十六靡不該綜。

『中本起経』 (大正 04 p.153 下) : 吾小好學。八歳從師。至年十六。古仙道術。靡書不綜。

『出曜経』 (大正 04 p.674 下) : 吾聞斯人年至八歳越衆論上。盡墮諸幢無敢當者。長年十六究盡閻浮利地書籍。無事不開博古覽今演暢幽奧。天文地理書記圖讖。梵志曆術盡皆通達。

(1) b 資料によった

〈21〉 菩薩/男/不明 (凡人) /16 歳/?

① 16 歳《学業の修了》⇒② 16 歳《結婚関連》

『六度集経』 85 (大正 03 p.047 中) : 昔者菩薩。時爲凡人。年十有六。志性開達。學博觀弘。無經不貫練《学業の修了》。精深思衆經道術。何經最眞。何道最安。思已喟然而歎曰。唯佛經最眞無爲最安。重曰。吾當懷其眞處其安矣。親欲爲納妻《結婚関連》。……

〈22〉 須大拏/男/クシャトリヤ (太子) /16 歳/?

① 16 歳《学業の修了》⇒② 《結婚》 ⁽¹⁾

『太子須大拏經』（大正 03 p.419 上）：太子至年十六。書計射御及諸禮樂皆悉備足。太子承事父母如事天神。王爲太子別立宮室。太子少小以來常好布施。天下人民及飛鳥走獸。願令衆生常得其福。愚人慳貪不肯布施。愚惑自欺無益於己。智者居世則知布施爲德。布施之士皆爲過去當來今現在佛辟支佛阿羅漢所共稱譽。太子年遂長。大王爲納妃。

(1) 16 歳の時に学業が修了し、王は太子のために宮室を建てて結婚の準備をする。その後「太子年遂長」とあるのは、幾分か期間をおいての「納妃」と解釈した。

〈23〉雲/男/バラモン（摩那婆/童子）/16 歳/?

① 16 歳《学業の修了》⇒② 16 歳《結婚関連》

『仏本行集經』（大正 03 p.665 上）：〔雲〕少小從師。時年十六。端政可喜。得善種生。父母清淨。乃至七世。無有穢濁。無能譏呵。其家種族。……從彼珍寶仙人之邊。受誦呪術。捷利速疾。所得眞正。一聞便領。語言辯了。字句分明。所有一切婆羅門家。種種呪術。工巧技能。皆悉洞解。解已語彼梵志師言。大師和上。我今習學。已盡和上所有德術。意欲還家。其和上。心戀雲童子。不欲別離。即語之言。汝摩那婆。我有一論。名爲毘陀。乃是往昔諸仙所說。一切外道婆羅門等。未曾知聞。況復得見及以教他。摩那婆言。唯願和上。爲我解說。《学業の修了》……（p.665 下）名雲。年始十六。智慧聰明。德術具足。與師無異。……時祭祀德婆羅門女。善技之身。及諸童女。樓上遙望見雲童子端政少雙。見已喜歡。向四方禮諸天諸神。心自密念。願此童子。論議第一。勝舊上座諸婆羅門。令我遠離此不善人。莫與如此不善之人共爲夫婦《結婚関連》。

〈24〉シッダッタ④/男/クシャトリヤ（太子）/17 歳/?

『六度集經』78（大正 03 p.041 下）：太子年十七無經不通。師更拜受。王爲納妃。妃名裘夷。容色之華。天女爲雙。力勢頓却六十巨象。

〈25〉一梵志/男/バラモン/20 歳/?

① 20 歳《学業の修了》⇒② 20 歳《遊学》⇒③《比丘》

『法句譬喻經』（大正 04 p.587 上）：昔有梵志其年二十。天才自然事無大小過目則能。自以聰哲而自誓曰。天下技術要當盡知。一藝不通則非明達也。於是遊學無師不造。六藝雜術天文地理。醫方鎮壓山崩地動。擣菰博奕妓樂博撮。裁割衣裳文繡綾綺。厨膳切割調和滋味。人間之事無不兼達⁽¹⁾。

(1) 上記の外に次のような資料も存する。ただし同列には扱えないので参考として掲げておく。

①一婆羅門/男/バラモン/60 歳

『法句譬喻經』（大正 04 p.597 中）：昔有婆羅門。年少出家學道。至年六十不能得道。婆羅門法六十不得道。然後歸家娶婦爲居。生得一男端正可愛。至年七歳書學聰了。才辯出口有踰人之操。卒得重病一宿命終。

②須拔/男/バラモン/120 余歳（期間）

『出曜經』（大正 04 p.658 中）：須拔梵志放聲說曰。我今以得五通神德無量。……自學道以來百二十餘年。勞形苦體形神疲極。或事五明四處然火日光上照。或臥灰糞。或臥荊棘嶮難之中無道不學。……

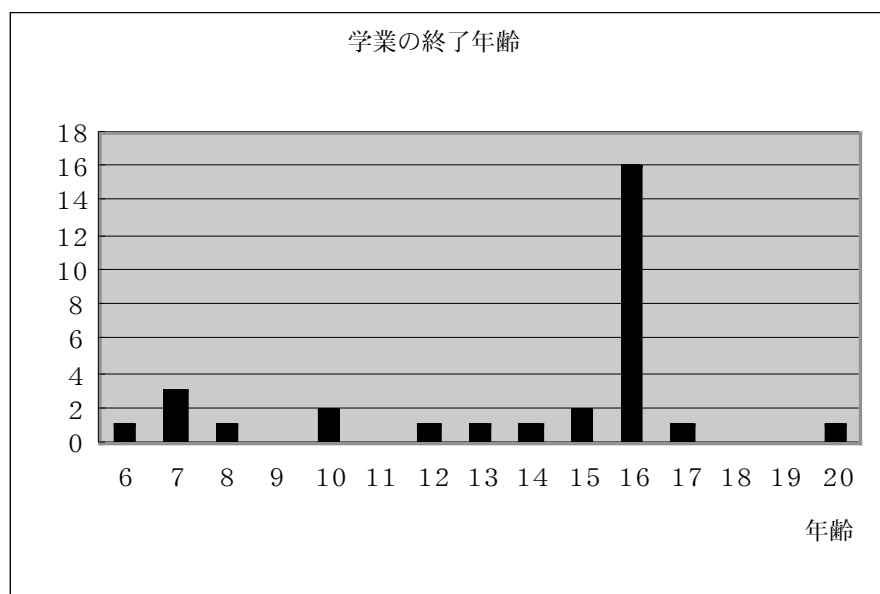
[2] 上記資料にもとづいた統計的処理の結果は以下のとおりである。

[2-1] 学業の修了年齢の A 文献・B 文献資料を度数分布表にしてみると以下のようになる。

《学業の修了年齢》

年 齢	A. 原 始 仏 典				B. 後 期 仏 典				総 計
	パーリ		漢 訳		<i>Jātaka,</i> <i>Apadāna</i>		本縁部・ 根本有部律		
	男	女	男	女	男	女	男	女	
6					1				1
7					2		1		3
8							1		1
10							2		2
12							1		1
13			1						1
14			1						1
15					2				2
16	2				8		6		16
17							1		1
20							1		1
平 均	16		13.5		13.7		13.8		13.9
最頻値	16		—		16		16		16
総 計	2		2		13		13		30

[2-2] 上記の表をヒストグラムで表すと次のようになる。ヒストグラムは A 文献・B 文献を合わせたものである。



[2-3] A文献（4件）、B文献（26件）を合わせた学業の修了年齢の最頻値は16歳（度数16〔相対度数53.33〕）となっている。標本が小さいがA文献・B文献とも最頻値は16歳である。平均を強いて出せば、A文献は14.8歳、B文献は13.8歳、A文献・B文献を合わせた平均は13.9歳である。

[3] 上記に基づいて若干の考察を加える。

[3-1] 修了年齢とともに就学年齢を記す資料は少ない。したがって就学期間が？になっているものが多い。

学業の修了年齢の最頻値は16歳であるが、就学期間を1日とか7日という数字は説話的な数字として度外視すると、就学期間が判明するものはわずかに〈20〉のみであり、これは8年である。しかし前項において考察したように、就学年齢の最頻値は8歳であり、学業の修了年齢を16歳であるとする、就学期間は8年ということになる。

[3-2] なおB文献においては、学業の修了年齢を6歳、7歳、8歳とするものがある。しかしこれは就学の平均年齢よりも幼いか同年であり、特殊ケースがあり得たとしても、常識的には理解できない。おそらくこれは何らかの教育機関なり、外部の教師について学を修めたというのではなく、いわば家庭内教育が修了したものと解しておきたい。

[3-3] なお修学した内容を調査してみると次のようになる。

種々の学問と武芸：〈1〉の『四分律』「雑毘尼」＝クシャトリヤ・男、〈2〉の『四分律』「受戒毘尼」＝クシャトリヤ・男子、〈6〉の『過去現在因果經』＝クシャトリヤ・男、〈8〉の『仏本行集經』＝クシャトリヤ・男、〈9〉の *Jātaka* 531＝クシャトリヤ・男、〈11〉の *Jātaka* 040＝ヴァイシャ・男、〈15〉の *Jātaka* 489＝クシャトリヤ・男、〈16〉の *Jātaka* 510＝クシャトリヤ・男、〈18〉の *Jātaka* 547＝クシャトリヤ・男、〈19〉の『仏本行經』＝クシャトリヤ・男、〈22〉の『太子須大拏經』＝クシャトリヤ・男

学問（3ヴェーダその他を含む）：〈3〉の *MN.093*＝バラモン・男、〈4〉の *MN.095*＝バラモン・男、〈1〉の *Jātaka* 257＝クシャトリヤ・男、〈3〉の *Apadāna* 03-55-541＝遍歴者・男、〈5〉の『撰集百緣經』＝バラモン・男、〈10〉の *Jātaka* 539＝バラモン・男、〈12〉の *Jātaka* 163＝バラモン・男、〈13〉の *Jātaka* 287＝バラモン・男、〈17〉の *Jātaka* 522＝バラモン・男⁽¹⁾、〈20〉の『根本有部律』「僧伽伐尸沙」＝バラモン・男、〈20〉の『根本有部律』「出家事」＝バラモン・男、〈20〉の『普曜經』＝バラモン・男、〈20〉の『方廣大莊嚴經』＝バラモン・男、〈20〉の『出曜經』＝バラモン・男、〈21〉の『六度集經』＝不明・男、〈25〉の『法句譬喻經』＝バラモン・男

3ヴェーダ：〈2〉の *Apadāna* 03-33-324＝バラモン・男

古仙道術：〈20〉の『中本起經』＝バラモン・男、〈23〉の『仏本行集經』＝バラモン・男

道俗の学問：〈4〉の『六度集經』＝ヴァイシャ・男、〈7〉の『六度集經』＝ヴァイシャ・男

船乗りの技術：〈14〉の *Jātaka* 463＝船乗り・男

不明：〈24〉の『六度集経』＝クシャトリヤ・男

それほど詳細に記されているわけではなく、恣意的な分類になった部分もあるが、クシャトリヤの男子が学ぶものは学問と武芸であり、バラモンの男子が学ぶものは3 ヴェーダを含む学問であるということがわかる。当然のことであるが、就学を調査したときの傾向と同様である。

- (1) *Jātaka* において「学芸 (sippa)」とするものは、クシャトリヤにおいては「種々の学問と武芸」に分類したが、これはバラモンであるためここに分類した。

[3-4] ちなみに法典類が定める学生期の期間は区々であるが、1つのヴェーダを12年間学習すべきであるとするものが多い。したがって学習すべきヴェーダを4ヴェーダとするものは48年間、3ヴェーダとするものは36年間ということになる。しかしこれはいわば理想態のようであって、多くの場合は4分の3でも、半分でも、4分の1でもよいとされている。4分の1とするなら4ヴェーダの場合は12年間、3ヴェーダの場合は9年間である。しかしいずれにしても原始仏教文献のいう平均的な就学期間の8年間には相当しない。ただし *Arthaśāstra* 1.5.8～10 は王子（クシャトリヤ）の場合として、16歳に至るまで梵行を守るべきであるとしている⁽¹⁾。ただし多くの法典は、クシャトリヤの入門式を11歳とするから、就学期間は5年間ということになる。なお上記 *Arthaśāstra* は王子（クシャトリヤ）の学ぶべきものは3ヴェーダと形而上学、部局の長官たちから経済学、理論家と実践家たちから司法とされているが、バラモンの場合はヴェーダに関する学問であり、ここでわれわれが考えているようなライフステージとしての就学と学業の修了をイメージしているのではないようである。

- (1) 「モノグラフ」第9号 p.191

[3-5] 上記のように原始仏教聖典によれば、学業修了年齢の最頻値は16歳であるが、法典類によれば、この16歳に行われるのは髭剃式 (*keśānta*, *godāna*) あるいは結髪式 (*cūḍākaraṇa*) である⁽¹⁾。これはおそらく成人式のようなものであろうから、むしろこれを標準的な学業の修了年齢と見なしてよいのではなかろうか。

- (1) 「モノグラフ」第9号 pp.189～190 参照

【4】遊学年齢

[0] 本項では、何歳に生国から離れて他国に遊学したという記事を調査し、統計的に分析を施した後、若干の考察を加える。

[1] 資料を紹介する。

[1-1] まず原始仏教聖典 (A文献) の遊学年齢記事がある資料を紹介する。コーサラ国王・波斯匿の王子とされる瑠璃 (*Viḍūḍabha*) に関する記事のみである。

〈1〉瑠璃/男/王子/8歳

『増一阿含』034-002 (大正 02 p.690 中) : 然流離太子年向八歳。王告之曰。汝今已大。可詣迦毘羅衛學諸射術《就学/遊学》。是時波斯匿王給諸使人使乘大象。

往詣釋種家至摩呵男舍。語摩呵男言。波斯匿王使我至此學諸射術。唯願祖父母事事教授。時摩呵男報曰欲學術者善可習之。是時摩呵男。釋種集五百童子使共學術。『五分律』「衣法」（大正 22 p.141 上）：「琉璃」至年八歲王欲教學。作是念。諸藝之中射爲最勝。閻浮提界唯有釋種。佛爲菩薩時射一由旬又一拘樓舍。釋摩南射一由旬。最下手者不減一拘樓舍。當令吾子就外氏學《就学/遊学》。

[1-2] 後期原始仏教聖典（B 文献）の遊学年齢記事がある資料を紹介する。1 件を除くほとんどすべてがジャータカの記事であり、そのすべてが 16 歳で、学芸（sippa）を学ぶために、タッカシラーに遊学したとするから、パターン化しているといつてよいであろう。

〈1〉 ブラフマダッタ・クマラ（Brahmadattakumāra）（菩薩）/男/クシャトリヤ（王子）/16 歳

① 16 歳《遊学》⇒②《学業の修了》⇒③《副王》

Jātaka 050 Dummedha-j. (vol. I p.259) : 菩薩が 16 歳 (soḷasavassa) になった時、タッカシラーで学芸 (sippa) を学び《遊学》、3 ヴェーダに精通し、18 種の弓術を (aṭṭhārasannaṃ vijjāṭṭhānāṃ) 完全に習得した《学業の修了》。父は彼に副王位 (oparajja) を授けた《副王位》。

〈2〉 パンチャーヴダ・クマラ（Pañcāvudhakumāra）（菩薩）/男/クシャトリヤ（王子）/16 歳

① 16 歳《遊学》⇒②《学業の修了》

Jātaka 055 Pañcāvudha-j. (vol. I p.272) : パンチャーヴダ・クマラ〔主分〕菩薩はブラフマダッタ王の妃の胎に生まれ、だんだん分別のつく年齢になって (viññūtā)、16 歳 (soḷasavassa) になった時、父王は菩薩にタッカシラーの有名な師匠のもとで学芸 (sippa) を修するようにと告げ、師匠の謝礼の千金を持たせて送りだした《遊学》。学芸を習い終えたと師匠から授けられた 5 種の武器をもって帰路についた《学業の修了》。

〈3〉 ある男子/男/バラモン (māṇava) /16 歳

① 16 歳《遊学》(⇒②学業の修了⇒③《結婚》)

Jātaka 061 Asātamanta-j. (vol. I p.285) : 〔主分〕ある婆羅門族の 1 人の男子が 16 歳 (soḷasavassa) になった時、両親は息子に 2 つの進路の選択を問うた。「梵天界に行きたければ、生まれた時から絶やしていない火をもって森林に入り、火神を供養しなさい《隠棲関連》。家庭に住みたければ、タッカシラーで有名な師匠 (菩薩) について学芸を修し、その後に家を治めなさい (1) 」……青年バラモンは師匠への謝礼として千金を持ってタッカシラーへ行った《遊学》。……菩薩は青年の母親の意図をくみ、120 歳 (viṣaṃvassasatika) になる自身の母親を教材にして、女というものが淫らで卑しいものであることを教えて、出家を促した。この日、菩薩の母親は 120 歳で亡くなった。

(1) 両親の価値観としては、16 歳でこのまま林住期に入るか、もし家庭生活を営む (agāraṃ āvasitukāmo) 家住期に入るとしても、順序としては、遊学して学業が修了した後ということを行っているのであろう。16 歳で林住期に入ったとする *Jātaka* の資料は他に *Jātaka 144* (vol. I p.496)、*Jātaka 162* (vol. II p.043)、*Jātaka 498*

(vol.IV p.390) がある。「年齢記事一覧 [I]」(モノグラフ1号 p.201) 参照。

〈4〉 ブラフマダッタ・クマーラ (Brahmadattakumāra) (菩薩) /男/クシャトリヤ (王子) /16 歳

① 16 歳《遊学》⇒②《学業の修了》⇒③(父王の死後)《即位》

Jātaka 151 Rājovāda-j. (vol. II p.001) : ブラフマダッタ王子〔主分〕菩薩はブラフマダッタ王の第1妃の胎に生まれ、ブラフマダッタ王子と名づけられた。彼は次第に成年に達して (vayappatta)、16 歳 (soḷasavassa) になった時、タッカシラーへ行ってあらゆる学芸の奥義を極め (sabbasippesu nipphattim patvā) 《遊学/学業の修了》、父王の死によって王位に即き《即位》、正しく国を治めた。

〈5〉 菩薩/男/バラモン (司祭官 purohita の息子) /16 歳

① 16 歳《遊学》⇒② 16 歳 (1日後)《学業の修了》

Jātaka 163 Susīma-j. (vol. II p.046) : 〔主分〕菩薩は王の象の祝祭の執行官 (hatthimaṅgalakāraka) である司祭官の夫人の胎に生まれた。16 歳 (soḷasavassa) の時、父が死に、他の婆羅門は象の祝祭を行なうことの利益を得ようとした。彼らは菩薩がまだ若く3 ヴェーダも象の経文も知らないから自分たちに行わせるようにと王に進言した。菩薩はただ1日のうちにタッカシラーへ行って、一夜でこれらを習い、翌日には帰ってきた《遊学/学業の修了》。

〈6〉 アサディサ・クマーラ (Asadisakumāra) (菩薩) /男/クシャトリヤ (王子) /16 歳

① 16 歳《遊学》⇒②《学業の修了》⇒③(父王の死後)《即位関連》

Jātaka 181 Asadisa-j. (vol. II p.087) : 〔主分〕菩薩はブラフマダッタ王の妃の胎に生まれ、アサディサ王子と名づけられた。16 歳 (soḷasavassa) の時に菩薩はタッカシラーへ行って有名な師匠について、3 ヴェーダと18種の学芸 (aṭṭhālasa sippāni) を修了し《遊学/学業の修了》、弓術 (issāsasippa) については及ぶべきものがないようになって帰ってきた。父王の死によって王位を継ぐように求められたが《即位関連》、弟のブラフマダッタ王子に譲った。その後、謀叛の讒言により国を去った。

〈7〉 ブラフマダッタ・クマーラ (Brahmadattakumāra) (菩薩) /男/クシャトリヤ (王子) /16 歳

① 16 歳《遊学》⇒②《学業の修了》⇒③《即位》

Jātaka 252 Tīlamuṭṭhi-j. (vol. II p.277) : 〔主分〕昔の王等は城下に名高い師匠がいても、王子等の尊大さを抑制し、寒暑に耐え、世の道に通曉させるために遠い外国に派遣することになっていた。ブラフマダッタ王にはブラフマダッタ王子という息子があった。彼が16 歳 (soḷasavassa) になった時、一枚底の履物 (ekatalikaupāhanā) と草製の日傘 (paṇṇacchatta) と〔謝礼のための〕千カハーパナ (kahāpaṇasahassa) のお金を与えて、学芸 (sippa) を修めさせるためにタッカシラーへ行かせた《遊学》。教えのための住み込み弟子 (dhammantevāsika 南伝; 隨身生) というのは昼間は師匠の仕事をし、夜分、学芸を修得する。師匠に謝礼を出した者 (ācariyabhāgadāyaka) はその家において、長男 (jeṭṭhaputta)

のようになって、学芸を修得する。それゆえその師匠もまた日夜穏やかに王子に学芸を教えた。……王子は学芸を完成して (sippaṃ niṭṭhāpetvā) 《学業の修了》、バーラーナシーに帰った。王は「生きていたので、息子を見られた。生きている間に彼が王たることの栄光を見よう」と言っ (jīvamānena me putto diṭṭho, jīvamāno c’ assa rajasirīṃ passissāmi ti)、息子を王位につけた (puttaṃ rajje patiṭṭhāpesi) 《即位》。

〈8〉 (バーラーナシー王の息子) /男/クシャトリヤ (王子) /16 歳

① 16 歳《遊学》⇒②《学業の修了》⇒③《副王》⇒④ (父王の死後) 《即位》

Jātaka 338 Thusa-j. (vol.III p.122) : [主分] 菩薩はタッカシラーで四方に名高い師匠として多くの王子や婆羅門の子等とに学芸を授けていた。バーラーナシー王の息子も 16 歳 (soḷasavassa) の頃、菩薩のもとに行つて 3 ヴェーダとあらゆる学芸 (tayo vede sabbasippāni) とを修め《遊学》、学成りて後 (uggaṇhitvā paripuṇṇasippo) 《学業の修了》、国に帰り、副王の位に即き《副王》、父王の死後は王位に即いた《即位》。その子が 16 歳 (soḷasavassa) になる時、父の堂々たる姿を見て、王位を奪いたいと侍者に告げた。

〈9〉 ブラフマダッタ・クマーラ (Brahmadattakumāra) (菩薩) /男/クシャトリヤ (王子) /16 歳

① 16 歳《遊学》⇒②《学業の修了》⇒③《即位》⇒④ (即位より 50 年後) 《隠棲》

Jātaka 378 Darimukha-j. (vol.III p.238) : [主分] 菩薩はマガダ王の第 1 妃の胎に生まれ、ブラフマダッタ王子と呼ばれた。同じ日に王の司祭の子も生まれ、ダリームカと名づけられた。彼らは 16 歳 (soḷasavassa) の時にタッカシラーへ行つてあらゆる学芸を学んだ (sabbasippāni uggaṇhitvā) 《遊学》。さらに国々の風俗習慣も学びたいと考え、村や町を行乞して巡つてバーラーナシーに着いた。それはバーラーナシー王が死んでから 7 日目であった。司祭官は菩薩の足に吉祥の相があるのを見て、灌頂して、後継ぎのいないこの国の王とした《即位》。友のダリームカは出家してヒマラヤ山中へ飛び去った。菩薩は栄誉の偉大さにダリームカのことを忘れていたが、40 年目に思い出した。そして 50 年が過ぎたとき、ダリームカも菩薩を思い出した。「いまや彼は歳をとり、息子や娘も大きくなった。正しい道を説いて出家させよう (idāni so mahallako puttadhītādīhi vuddhippatto, gantvā dhammaṃ kathetvā pabbājessāmi tan)」と考えて、菩薩と再会した。菩薩は長子に王位を取らせ、出家《隠棲》した。

〈10〉 ダリームカ (Darimukha) /男/バラモン (司祭官の息子) /16 歳

① 16 歳《遊学》⇒②《学業の修了》⇒③《隠棲》

Jātaka 378 Darimukha-j. (vol.III p.238) : [主分] 上記、王の司祭の家のブラフマダッタ・クマーラと同日生れの子。彼らは 16 歳 (soḷasavassa) の時にタッカシラーへ行つてあらゆる学芸を学んだ《遊学》。さらに国々の風俗習慣も学びたいと考え、村や町を行乞して巡つてバーラーナシーに着いた。ダリームカはその後ヒマラヤ山中に隠棲した《隠棲》。

〈11〉 カンハ・クマーラ (Kaṇhakumāra) (菩薩) /男/バラモン /16 歳

① 16 歳《遊学》⇒②《学業の修了》⇒③《結婚》

Jātaka 440 Kaṇha-j. (vol.IV p.006) : [主分] 菩薩は8億の財産を有する婆羅門の妻の胎に生まれ、カンハ童子と名づけられた。16 歳 (soḷasavassa) の時、父親に遣わされてタッカシラーであらゆる学芸を修して帰って来た (sabbasippāni uggahetvā paccāgañchi) 《遊学/学業の修了》。それから父は彼に相応しい娘を娶らせ《結婚》、その後、父母が亡くなると、あらゆる主権を継承した。

〈12〉アキッティ (Akitti) (菩薩) /男/バラモン/16 歳

① 16 歳《遊学》⇒②《学業の修了》⇒③(両親の死後)《隠棲》

Jātaka 480 Akitti-j. (vol.IV p.236) : [主分] 菩薩は80 コーティも財産を所有する婆羅門の富豪の家に生まれ、アキッティと名づけられた。彼が立って歩けるようになった時、妹が生まれ、ヤサヴァティー (Yasavati) と名づけられた。菩薩は16 歳 (soḷasavassa) になると、タッカシラーへ行って勉強し、あらゆる学芸を学び終えて帰って来た (sabbasippāni uggahetvā paccāgamāsi) 《遊学/学業の修了》。彼の両親はまもなく他界し、妹と共に出家した《隠棲》。

〈13〉ジョーティパーラ (Jotipāla) (菩薩) /男/バラモン/16 歳

① 16 歳《遊学》⇒② 16 歳 (7 日後)《学業の修了》⇒③ 16 歳《就業》

Jātaka 522 Sarabhaṅga-j. (vol.V p.127) : [主分] ジョーティパーラは成長して (vaḍḍamāna) 16 歳 (soḷasavassa) になると、この上もない容姿をしていた。それを見て、父は息子にタッカシラーへ行って四方に名高い師匠のもとで学芸を修めるように言った。彼は千金を出して学芸を教わったが、7 日目にして奥義に達した《遊学/学業の修了》。師匠は老いたことを理由に500 人の青年バラモンを彼に託した (sippaṃ paṭṭhāpetvā satthāhen' eva nipphattiṃ pāpuṇi) 《就業①》。菩薩はすべてを引き受け、バーラーナシーに戻ると、毎日千金をもらって王に仕えた《就業②》。

〈14〉シヴィ・クマーラ (Sivikumāra) /男/クシャトリヤ (王子) /16 歳

① 16 歳《遊学》⇒②《学業の修了》⇒③《即位》

Jātaka 527 Ummadanti-j. (vol.V p.210) : [主分] シヴィ王子 (菩薩) と王の將軍の子であるアヒパーラカは、ともに16 歳 (soḷasavassika) の時、タッカシラーへ行って学芸を習って帰った (sippaṃ uggahetvā āgamimṣu) 《遊学/学業の修了》。父王はシヴィ王子に位を譲り《即位》、新王はアヒパーラカを將軍の職につけた。

〈15〉アヒパーラカ (Ahipāraka) /男/クシャトリヤ (將軍の子) /16 歳

① 16 歳《遊学》⇒②《学業の修了》⇒③《就業》

Jātaka 527 Ummadanti-j. (vol.V p.210) : シヴィ王子 (菩薩) と王の將軍の子であるアヒパーラカは、ともに16 歳 (soḷasavassika) の時、タッカシラーへ行って学芸を習って帰った《遊学》。父王はシヴィ王子に位を譲り、新王はアヒパーラカを將軍の職につけた《就業》。

〈16〉一梵志/男/バラモン/20 歳

① 20 歳《学業の修了》⇒② 20 歳《遊学》⇒③《比丘》

『法句譬喻經』（大正 04 p.587 上）：昔有梵志其年二十。天才自然事無大小過目則能。自以聰哲而自誓曰。天下技術要當盡知。一藝不通則非明達也。於是遊學無師不造《遊学》。六藝雜術天文地理。醫方鎮壓山崩地動。擣菰博奕妓樂博撮。裁割衣裳文繡綾綺。厨膳切割調和滋味。人間之事無不兼達。……盡心受學月日之中。具解弓法所作巧妙乃踰於師。……月日之中知其逆順。御船迴旋乃踰於師。……月日之間具解尺寸方圓規知。彫文刻鏤木事盡知。天才明朗事輒勝師。……佛言沙門善來鬚髮自墮即成沙門《比丘》。佛重爲說四諦八解之要。尋時即得阿羅漢道⁽¹⁾。

(1) 上記の外に次のような資料も存する。ただし同列には扱えないので参考として掲げる。

舍利弗/男/バラモン/16 歳

『中本起經』（大正 04 p.153 下）：吾小好學。八歳從師。至年十六。古仙道術。

靡書不綜。十六大國。謂吾廣博。未曾聞斯眞要之義。今偶出遊。遇此寶藏。

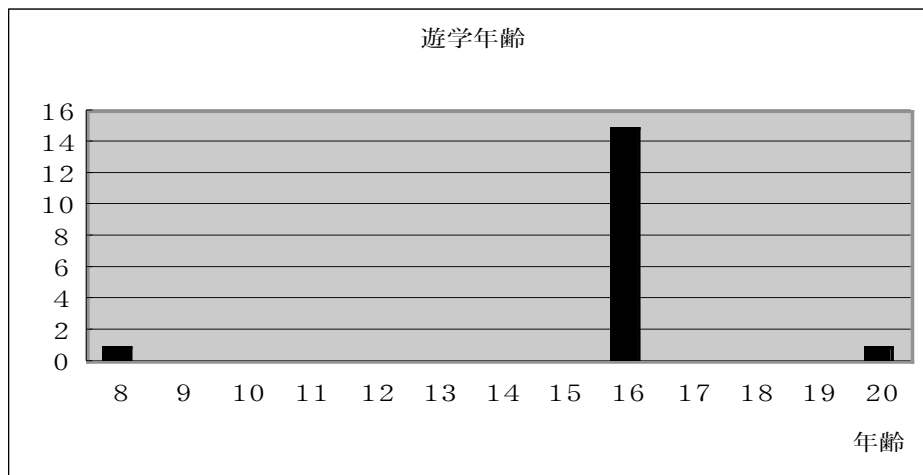
[2] 上記のように、遊学記事はパターン化しているから、統計的処理をする必要も感じられないが、今までと同様の作業を行っておく。

[2-1] 遊学年齢の A 文献・B 文献資料を度数分布表にしてみると以下ようになる。

《遊学年齢》

年 齢	A. 原 始 仏 典				B. 後 期 仏 典				総 計
	パーリ		漢 訳		<i>Jātaka,</i> <i>Apadāna</i>		本縁部・ 根本有部律		
	男	女	男	女	男	女	男	女	
8			1						1
16					15				15
20							1		1
平 均									15.8
最頻値									16
総 計			1		15		1		17

[2-2] 上記の表をヒストグラムで表すと次のようになる。



[2-3] A文献（1件）、B文献（16件）を合わせた学業の修了年齢の最頻値は16歳（度数15〔相対度数88.24〕）となっている。A文献は8歳でとった1件のみ、B文献の最頻値は16歳（度数15〔相対度数93.75〕）である。平均を強いて出せば、B文献の平均は16.3歳、A文献・B文献を合わせた平均は15.8歳である。

[3] 上記に基づいて若干の考察を施しておく。

[3-1] A文献は1例のみであり、瑠璃王子はコーサラ国王波斯匿の王子であるが、特別な因縁のあったカピラヴァットゥのマハーナーマのところに遊学したというのであるから、特殊ケースとして無視してよいであろう。

[3-2] B文献はそのほとんどがジャータカであって、しかもパターン化され、16歳の時に、学芸を学ぶために、タッカシラーに遊学したとされている。

これについて、山崎元一博士は、『古代インドの王権と宗教』（刀水書房 1994年 p.199）において、「前記の分類表から知られるように、ジャータカに登場しその生涯がある程度判明する王のうちの過半数が、王子時代にタクシラに遊学している。物語中で特にそれとは言及されないが、遊学の可能性のある王も多い。そこで問題になるのは、こうした話が現実をどの程度物語っているかということであるが、個々の記事に当たってみると、ジャータカの常套句とみられるものが多い。話の内容から、物語編者が王に対して抱く理想の一端を窺い知ることができるが、常識的に言って、現実の王の多くが青年期にこうした遠国での遊学生活を送ったとは考えにくい。禁欲的修学を一六歳までとする『実利論』の記事の方が、現実をより反映しているとみてよからう」とされる。もっともなご意見であろう。

また中村元博士は『原始仏教の成立』中村元選集〔決定版〕第14巻（春秋社 1992年11月）「〔付編〕原始仏教聖典成立史研究の基準について」（p.657）において、「西北インドのタクシャシラーの大学へバラモンや資産者（gahapati）の子弟が技芸を習いに行くという記事が仏典の散文の部分のうちに盛んに現われる。ところがこのことがガーターの部分には現われない。もしもインド全体の統一ができて、立派な交通路が設定されているのであれば、ベナレスのあたりからタクシャシラーのような遠いところへ修学に行くことは困難であり、また父兄も子弟を送らなかったであろう。また遊学の謝礼金として貨幣をもって行くのであるが、ある程度まで通貨の流通が円満に行なわれているのであれば、このようなことは無意義である。またわざわざ西北インドまで遊学するのは、当地の大学の西方のギリシアやペルシアの技術を摂取していたからにほかならない。ゆえにタクシャシラー大学への遊学を説く『ジャータカ』の散文などはマウリヤ王朝時代、あるいはそれ以後のものである」とされる。

ただし具体的な年齢が示されていないので、本資料では扱っていないが、A文献にJīvaka-Komārabhaccaが分別を得た（viññūtaṃ pāpuṇi）ときに、タッカシラーに行き、7年間医術を学んだとする記事が見いだされ⁽¹⁾、この記事はむげに否定することはできないように思われる。中村博士が「インド全体の統一ができて、立派な交通路が設定されているのであれば」、遠い西北インドまで遊学できないとすれば、釈尊や仏弟子たちが盛んに行った遠方までの遊行まで否定しなければならないことになる。確かに山崎博士の言われるように、王の多くがその若いときに、遠いタッカシラーまで遊学したとは信じられないが、しか

しまったく考えられなかったわけではないとしなければならないであろう。

したがって、むしろこの 16 歳の遊学は、基礎的な学業の修了が 16 歳であったことを裏付けるものと考えらるにとどめた方がよいかも知れない。

- (1) *Vinaya Cīvarakkhandhaka* (vol.I p.269)、『四分律』「衣撻毼」(大正 22 p.851 上)、および【資料集 1-2】p.205 参照。

【5】就業年齢

[0] 次に就業年齢について調査する。ただし就学や学業の修了とは異なって、いつの時点を経済活動と見るかが難しい。例えば現代のインドでも、7、8 歳の児童が学校に行かないで家業を手伝ったり、乞食や物売りをして一家の生計を助けているという光景をよく見かける。以下に紹介する資料の中の、7、8 歳の児童の場合はこのケースに相当するであろう。

[1] 原始仏教文献の就業年齢資料には以下のようなものがある。

[1-1] まず原始仏教聖典 (A 文献) の就業年齢記事は下記の 1 件のみである。

(1) 奢摩/男/クシャトリヤ/15 歳

『増一阿含』034-002 (大正 02 p.691 下) : 爾時迦毘羅越城有釋童子。年向十五名曰奢摩。聞流離王今在門外。即著鎧持仗至城上。獨與流離王共鬪⁽¹⁾。是時奢摩童子多殺害兵衆。

(1) 戦争に参戦した年齢を「就業」年齢としてとった。

[1-2] 後期原始仏教聖典 (B 文献) の就業年齢記事には次のようなものがある。

(1) 一小兒/男/不明 (牧人) /7 歳

① 7 歳《就業》⇒② 7 歳《死没》

『六度集經』66 (大正 03 p.035 中) : 有一小兒厥年七歳。城外牧牛。遙聞比丘誦說經聲。即尋音往詣精舍中。禮比丘已却坐一面。聽其經言。時說色本聞之即解。兒大歡喜經句絕已。便問比丘。比丘應答不可兒意。是時小兒反爲解說。其義甚妙。昔所希聞。比丘聞之。歡喜甚悅。怪此小兒。乃有智慧非是凡人。時兒即去。還至牛所。所牧牛犢散走入山。兒尋其迹追逐求索。爾時值虎害此小兒。小兒命終《死没》。魂神即轉。

(2) 一小兒/男/不明 (乞食) /7 歳

『菩薩本生鬘論』03 (大正 03 p.334 上) : [阿難] 見有衰老夫婦二人。兩目失明加復貧悴。唯有一子年始七歳。常出乞丐以贍其親。

『賢愚經』07 (大正 04 p.356 上) : 時有老翁老母。兩目既盲。貧窮孤苦。無止住處。止宿門下。唯有一子。年始七歳。常行乞丐以養父母。得好果菜。其美好者。供養父母。餘殘酸澁。臭穢惡者。便自食之。

(3) 一小兒/男/チャンダーラ (乞食) /8.5 歳 (8 歳・9 歳)

『出曜經』 (大正 04 p.630 下) : 即生舍衛城中處盲栴陀婦腹中。經八九月出生在外生盲無目。……是時盲母養兒年八九歳堪能行來。母以杖一枚食器一具而告子曰。

吾今養汝堪能行來。宜求自活不須住此。

〈4〉一給使/男/不明（給使）/11 歳

① 11 歳《就業》⇒②（数年後）《死没》

『法句譬喻經』（大正 04 p.606 中）：有一給使其年十一常爲王使。忠信奉法不失威儀。謙卑忍辱精進一心學誦經偈。知時先起已辦香火。數年之中精進如是不以爲勞。卒得重病遂致無常。

〈5〉善友/男/クシャトリヤ（太子）/14 歳

『大方便仏報恩經』（大正 03 pp.142 下-144 上）：哺乳長大至年十四。善友太子聰明慈仁好喜布施。……善友太子亦欲入海採取珍妙摩尼寶珠⁽¹⁾。

(1) 善友太子が一切衆生を満足させるため摩尼宝珠を求めて海に出た年齢を「就業」年齢としてとった。

〈6〉菩薩/男/バラモン/16 歳

Jātaka 155 Gagga-j. (vol. II p.015) : [主分] 菩薩はカーシ国の婆羅門の家に生まれた。父親は商売をして生活をしていたが⁽¹⁾、菩薩が 16 歳 (*soḷasavassa*) になった時、菩薩に宝玉の荷物を背負わせ、大村小村を廻り歩いてバーラーナシーに行き着いた《就業》。この後、菩薩は夜叉を手なづけ、このことを聞いた王は菩薩を将軍の地位 (*senāpatiṭṭhāna*) につかせた。

(1) 『マヌ法典』には「四身分の窮迫時の生き方」（渡瀬信之訳 中公文庫 1991.12 pp.352～360）が定められている。それによれば、上位ヴァルナに配当された仕事への従事は禁止されているが、バラモンの場合、クシャトリヤ以下のすべてのヴァルナの職業に就くことを可能とし、ヴァイシャに配当された商業と農業、とりわけ前者に限定しようとしているという（渡瀬著『マヌ法典』中公新書 1990.2 pp.031～033）。ただし「資料集」では、商業・農業に従事している場合、身分についての言及がなければヴァイシャとして扱っている。

〈7〉菩薩/男/バラモン/16 歳

① 16 歳《学業の修了》⇒② 16 歳《就業》

Jātaka 287 Lābhagaraha-j. (vol. II p.420) : [主分] 菩薩は婆羅門の家に生まれ、成年に達して (*vayappatta*)、16 歳 (*soḷasavassa*) になった時、3 ヴェーダおよび 18 種の学芸の奥義を極め (*tiṇṇaṃ vedānaṃ aṭṭhārasannaṃ sippānaṃ pariyosānaṃ patvā*) 《学業の修了》、四方に名高き師匠 (*disāpāmokkhācariya*) となり、500 の弟子達に学芸を教えていた《就業》。

〈8〉ジョーティパーラ (*Jotipāra*) (菩薩) /男/バラモン/16 歳

① 16 歳《遊学》⇒② 16 歳（7 日後）《学業の修了》⇒③ 16 歳《就業》

Jātaka 522 Sarabhaṅga-j. (vol. V p.127) : [主分] ジョーティパーラは成長して (*vaḍḍamāna*) 16 歳 (*soḷasavassa*) になると、この上もない容姿をしていた。それを見て、父は息子にタッカシラーへ行って四方に名高い師匠のもとで学芸を修めるように言った。彼は千金を出して学芸を教わったが、7 日目にして奥義に達した《遊学/学業の修了》。師匠は老いたことを理由に 500 人の青年バラモンを彼に託した (*sippaṃ paṭṭhāpetvā satthāhen' eva nipphattiṃ pāpuṇi*) 《就業①》。菩薩はすべてを引き受け、バーラーナシーに戻ると、毎日千金をもらって王に仕

えた《就業②》。

〈9〉 エーラカマーラ (Eḷakamāra) /男/チャンダーラ ⁽¹⁾ /16 歳

① 7 歳 8 歳 《就学》⇒② 16 歳 《就業》⇒③ 《結婚》

Jātaka 536 Kuṇāla-j. (vol. V p.429) : 〔主分〕 コーサラ王の忘れ形見であった子供（エーラカマーラ）が王宮の老朽個所の修繕者（rājanivesane jīṇṇapaṭisaṃkhāraka）であるチャンダーラとその妻に拾われて育てられた。7・8 歳になった時から古くなった個所を修繕する両親に伴われて、王宮へ行くようになった《就学》。16 歳 (soḷasavassa) になってからは、両親の仕事を引き継いで、1 人で王宮へ出掛けた《就業》。そこで、王女クランガヴィーと恋に落ち、身分が証され、結婚した《結婚》。

(1) エーラカマーラはコーサラ王の忘れ形見であるからクシャトリヤであるが、ライフステージは育ての親であるチャンダーラとしておいた。

〈10〉 スヴァンナサーマ (Suvaṇṇasāma) (菩薩) /男/ (獵師; nesāda-kula) /16 歳

① 《隠棲》⇒② 16 歳 《就業》

Jātaka 540 Sāma-j. (vol. VI p.074) : 〔主分〕 スヴァンナサーマは 16 歳 (soḷasavassa) になったが、両親は彼を葉の庵の中に寝かせておいたまま、自分たちで樹の根や果物を採りに出掛けた。その先で両親とも蛇に毒をかけられ、目が不自由になった。菩薩はこの不幸に一度は泣き、一方でこれからは両親を扶養できることを喜んで笑った《就業》。

〈11〉 大意/男/ヴァイシャ (居士子) /17 歳

『大意経』（大正 03 p.446 中）：〔大意〕 至年十七乃報父母言。我欲布施勤苦人令得安隱……大意報言。父母財物雖多猶不足我用。唯當入海採七寶以給施天下人民耳。……大意便作禮辭行入海《就業》。

[2] 上記のように、資料数も少なく、また就業をいつの時点とするかの基準も曖昧であるが、とりあえず統計的な分析を施しておく。

[2-1] 就業年齢の A 文献・B 文献資料を度数分布表にしてみると以下ようになる。

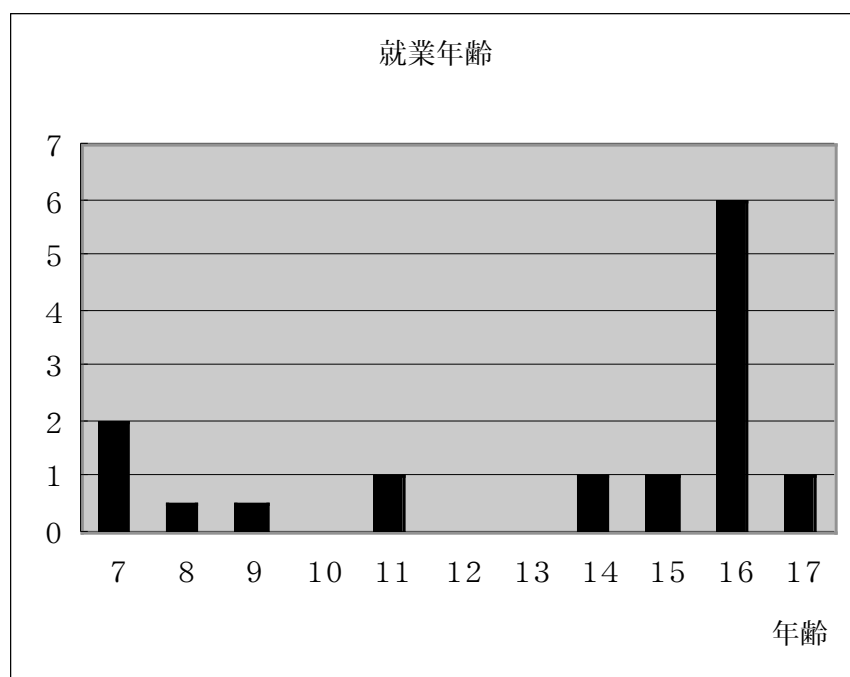
《就業年齢》

年 齢	A. 原 始 仏 典				B. 後 期 仏 典				総 計
	パーリ		漢 訳		<i>Jātaka,</i> <i>Apadāna</i>		本縁部・ 根本有部律		
	男	女	男	女	男	女	男	女	
7							2		2
8.5							1(1)		1
11							1		1
14							1		1
15			1						1

16					6				6
17							1		1
平 均			15		16		10.8		13.5
最頻値			15		16		7		16
総 計			1		6		6		13

(1) 就業年齢を8歳9歳とする(3)の資料である。下のヒストグラムでは8歳、9歳をそれぞれ0.5度数とカウントした。

[2-2] 上記、(1)の注を考慮して、ヒストグラムで修正を加えると次のようになる。



[2-3] A文献(1件)、B文献(12件)を合わせた学業の修了年齢の最頻値は16歳(度数6〔相対度数46.15〕)となっている。A文献は15歳でとった1件のみ、B文献の最頻値は16歳(度数6〔相対度数50.00〕)である。平均を強いて出せば、B文献の平均は13.4歳、A文献・B文献を合わせた平均は13.5歳である。

[3] 就業年齢について若干の考察を加えておく。

[3-1] 統計的分析の結果は上記のようになるが、むしろ成人ないしは一定程度の年齢に達して家業あるいは職業に就くというような、有意味の資料を選ばなければならないであろう。そのような資料としてあげられるのは、A文献の(1)の『増一阿含』と、B文献の(4)以降である。これらの年齢は11歳、14歳、15歳、17歳がそれぞれ1件で、他は16歳であって5件あり、平均は15.2歳になり、最頻値は16歳である。この中にはクシャトリヤもバラモンもヴァイシャもチャンダーラのようなものも含まれている。【4】の学業の修了年齢の最頻値は16歳であって、このときに就業するというのはごく自然なライフステージとして

の流れであり、したがって就業年齢の標準値は16歳であるとしてよいであろう。

[3-2] 法典類を参考として考えるとき、この就業年齢に相当するのは、家住期に入る年齢であろう。しかし残念ながらこれを明確に規定するものはない。というよりも家住期に入ることは、すなわち結婚することと置き換えられるようであり、したがって次項の結婚の時に併せて考えてみることにする。

【6】結婚年齢

[0] この項では結婚年齢について調査する。以下の資料の中には、例えば親が息子ないしは娘を結婚させようとした、などという結婚適齢期に達したことを示す記述も含める。

[1] 原始仏教聖典を調査した結果の結婚年齢資料には以下のようなものがある。

[1-1] 原始仏教聖典（A文献）の結婚年齢を紹介する。

〈1〉大力（後に清浄）/男/クシャトリヤ（太子）/8歳⁽¹⁾

① 8歳《結婚関連》⇒② 28歳《結婚関連》⇒③ 30歳《即位関連》

『増一阿含』038-006（大正02 p.721下）：〔鶡掘魔比丘の前世〕今當立字名曰大力。……是時太子年向八歳。……父王復作是念。今此太子極自奇特。即告之曰。吾今與汝取婦何如乎《結婚関連》。太子白王。子今年幼何須娉娶。是時父王權停不與取婦。復經二十歳。王復告曰。吾欲與汝取婦《結婚関連》。太子白王。不須取婦。……爾時王太子轉字名曰清浄。是時清浄太子。年向三十。王復勅群臣曰。吾今年已衰微更無兒息。今唯有清浄太子。今王高位應授與太子《即位関連》。然太子不樂五欲之中。

(1) 結婚年齢資料として、8歳および28歳の各年齢で採用した。ここには早婚・晩婚それぞれの結婚年齢幅が見て取れる資料として、8歳および28歳をそれぞれ1度数としてカウントした。【資料集1-2】(p.151)では20歳としてとったが、「経二十歳」とあることより28(8+20)歳と訂正しなければならない。

〈2〉ある既婚者/女/不明/8.5歳（8歳・9歳）

① 8歳9歳《結婚》⇒②《比丘尼》

『僧祇律』「(比丘尼)波夜提100」（大正22 p.535下）：爾時比丘尼與曾嫁八歳九歳女受具足。太小軟弱不堪苦事《結婚関連/比丘尼》。

〈3〉ある既婚者/女/不明/10歳

① 10歳《結婚》⇒②《比丘尼》

『四分律』「(比丘尼)単提125」（大正22 p.759上）：自今已去聽度十歳曾嫁女人《結婚関連》與二歳學戒年滿十二與授具足戒。

〈4〉ある既婚者/女/不明/11歳（12歳未満）

① 11歳《結婚》⇒②《比丘尼》

Vinaya (bhikkhuni) *Pācittiya* 065 (vol.IV p.322)：その時、比丘尼らは12歳に満たない(ūnadvādasavassa)嫁に行った女(gihigatā)を受具させた《結婚関連

/比丘尼》。

〈5〉ある既婚者/女/不明/11歳（12歳未満）^{（1）}

① 11歳《結婚》⇒②《比丘尼》

『十誦律』「波夜提 108」（大正 23 p.325 下）：畜不滿十二歳已嫁女作衆^{（2）}。

（1）パーリと漢訳資料の区別から *Vinaya* (bhikkhuni) *Pācittiya* 065 に取りまとめなかった。

（2）参考資料に次のようなものがある。『根本有部律』「（比丘尼）波逸底迦 108」（大正 23 p.1004 中）：釈種の女。曾家女にして年満十二。

〈6〉妙光/女/バラモン/12歳

『十誦律』「雑法」（大正 23 p.287 下）：有一婆羅門生女。面貌端正顔色清淨。顔色清淨故。名曰妙光。此女生時。相師占曰。是女後當與五百男子共通。諸人聞已。女年十二無有求者^{（1）}。……是估客於樓上遙見是女。……即往求娶女《結婚》。……此女後得病。於夜命終。

（1）「不滿十二歳已嫁女」の資料に見られる幼児婚資料に呼応したものであろう。

〈7〉後世の女人/女/不明/14歳（年未滿十五）

『増一阿含』052-009（大正 02 p.830 上）：〔波斯匿〕王夢見小樹生果。後世女人年未滿十五便行求嫁。抱兒來歸不知慚愧。^{（1）}

（1）結婚年齢を 15 以上であるべきという価値観か。

〈8〉一女人/女/クシャトリヤ・バラモン・ヴァイシャ/14歳（14歳・15歳・16歳）^{（1）}

『増一阿含』021-009（大正02 p.605中）：云何色味。設有見刹利女種婆羅門女種長者女種。年十四十五十六。不長不短不肥不瘦不白不黒。端政無雙世之希有。彼最初見彼顔色。起喜樂想。是謂色味。

（1）不特定多数の再生族（クシャトリヤ・バラモン・ヴァイシャ）の女性たちの結婚適齢期の資料として、「年十四十五十六」とあるのを平均や中央値でなく、それぞれの年齢でしばしばありうることであり、それぞれの年齢において 1 件としてカウントした。

〈9〉一女人/女/クシャトリヤ・バラモン・ヴァイシャ/15歳（14歳・15歳・16歳）

『増一阿含』021-009（大正 02 p.605 中）：同上

〈10〉ある女人/女/クシャトリヤ・バラモン・ヴァイシャ/15歳（15歳・16歳）^{（1）}

MN.013 Mahādukkhakkhandha-s. (vol. I p.088)：色の味 (assāda) とは何か。

たとえばここにクシャトリヤの娘 (kaññā)、婆羅門の娘、居士の娘があり、年齢は 15 歳 (pannarasa-vassuddesikā)、もしくは 16 歳 (soḷasavassuddesikā) であり、長過ぎず短過ぎず、痩せ過ぎず太り過ぎず、黒過ぎず白過ぎないとするならば、彼女はその時において最も微妙端麗 (subhā vaṇṇanibhā) であろう。微妙端麗に縁り生じる楽 (sukha) と喜 (somanassa) は色の味である《結婚関連》。

（1）不特定多数の再生族（クシャトリヤ・バラモン・ヴァイシャ）の女性たちの結婚適齢期の資料として、「15 歳もしくは 16 歳」とあるのを平均や中央値でなく、それぞれの年齢でしばしばありうることであり、それぞれの年齢において 1 件としてカウントした。

〈11〉一女人/女/クシャトリヤ・バラモン・ヴァイシャ/16歳（14歳・15歳・16歳）

『増一阿含』021-009（大正 02 p.605 中）：〈8〉を参照。

〈12〉ある女人/女/クシャトリヤ・バラモン・ヴァイシャ/16歳（15歳・16歳）

MN.013 Mahādukkhakkhandha-s. (vol. I p.088) : 〈10〉を参照。

〈13〉 定光（菩薩）/男/クシャトリヤ（王子）/15.5 歳（15 歳・16 歳）

① 8 歳 9 歳《就学》⇒② 14 歳《学業の修了》⇒③ 15 歳 16 歳《結婚》

『四分律』「受戒毘度」（大正 22 p.782 下）：〔過去世〕定光菩薩。年向八歳九歳時王教菩薩學種種技術《就学》。書算數印畫戲笑歌舞鼓弦乘象乘馬乘車射御膂力。一切技術無不貫練《学業の修了》。賈人當知。定光轉年。至十五十六時。王即爲設三時殿。冬夏春給二萬婬女。使娛樂之《結婚》。

〈14〉 イシダーシー（Isidāsī）の過去世/女/車夫の家（sākaṭika-kula）/16 歳

Therīgāthā (p.167) v.455 : 〔過去世〕（Isidāsī イシダーシー）また 16 歳の時、ギリダーサと呼ぶ彼の息子はわたしが娘として成年に達したのをみて、〔わたしを〕娶った《結婚》。atha soḷasame vasse disvāna maṃ pattayobbanam, kaññaṃ oruddha tassa putto Giridāso nāma nāmena.

〈15〉 ある摩訶羅比丘の娘/女/バラモン/16 歳⁽¹⁾

『僧祇律』「僧残 005」（大正 22 p.275 中）：妻と娘を捨て官役を避け出家した摩訶羅比丘が同じく妻と息子を捨てた摩訶羅比丘と示し合わせて二人の子を娶せることを思い立つ。

(1) 娘の年齢表現はないが、前生譚、「氷豆十六年」より類推した。

〈16〉 当来世の人/女/不明/20 歳

『五分律』「雜法」（大正 22 p.172 下）：夢見華即成果者。爾時二十歳人便已生兒。⁽¹⁾

(1) 結婚年齢を 20 歳以上であるべきという価値観か。

〈17〉 大力（後に清浄）/男/クシャトリヤ（太子）/28 歳⁽¹⁾

① 8 歳《結婚関連》⇒② 28（8+20）歳《結婚関連》⇒③ 30 歳《即位関連》

『増一阿含』038-006（大正 02 p.721 下）：〔鶖掘魔比丘の前世〕今當立字名曰大力。……是時太子年向八歳。……父王復作是念。今此太子極自奇特。即告之曰。吾今與汝取婦何如乎《結婚関連》。太子白王。子今年幼何須娉娶。是時父王權停不與取婦。復經二十歳。王復告曰。吾欲與汝取婦《結婚関連》。太子白王。不須取婦。……爾時王太子轉字名曰清浄。是時清浄太子。年向三十。王復勅群臣曰。吾今年已衰微更無兒息。今唯有清浄太子。今王高位應授與太子《即位関連》。然太子不樂五欲之中。

(1) [1-1] の〈1〉の注(1)参照。

〈18〉 一梵志/男/バラモン/120 歳

① 120 歳《結婚関連》⇒② 120 歳《死没》

『長阿含』007「弊宿経」（大正 01 p.046 中）：〔譬喩〕昔者此斯波鹽村有一梵志。耆舊長宿年百二十。彼有二妻。一先有子。一始有娠《結婚関連》。時彼梵志未久命終《死没》。

[1-2] 後期原始仏教聖典（B 文献）の結婚年齢資料を紹介する。

〈1〉 梵摩王子/男/クシャトリヤ（王子）/7 歳

『撰集百緣経』78（大正 04 p.241 下）：爾時波斯匿王。及梵摩達王。常共忿諍。

各將兵衆。象兵馬兵車兵歩兵。住河兩岸。各立標相。夫人月滿。各生男女。端政殊妙。王大歡喜。擊鼓唱令。集諸兵衆。賞賜財物。等同歡慶。求相和解。共爲婚姻。令我二國從今以去更莫相犯。乃至子孫。作是要已。各還本國。時梵摩王子。年始七歲。齎持珍寶種種雜物。送與波斯匿王。求欲納娶。

〈2〉鹿女/女/バラモン（但し、養父の階級）/14 歳（漸漸長大至年十四/今得成人）

『大方便仏報恩經』（大正 03 p.139 上）：爾時雌鹿尋便懷妊月滿產生。……見仙人往便捨而去爾時仙人見此女兒。形相端正人相具足。見是事已心生憐愍。即以草衣裹拭將還。採衆妙果隨時將養。漸漸長大至年十四。其父愛念。……爾時大王報仙人言。聞君有女欲求婚姻……我小長養。今得成人。爲王所念而反孤棄。即入窟中誦持呪術而呪其女。王若遇汝薄者皎然不論。若王以禮待接汝者。當令退沒不果所願爾時波羅奈王到宮殿已拜爲第一。名曰鹿母夫人。諸小國王百官群臣皆來朝賀
(1)。

(1) 參考資料に次のようなものがある。『六度集經』23（大正 03 p.014 中）：鹿毘小使即感之生。時滿生女。梵志育焉。年有十餘。……王命賢臣娉迎禮備。

〈3〉摩訶迦葉/男/バラモン/15 歳

『雜譬喻經』道略集 09（大正 04 p.524 中）：至年十五欲爲娶婦。迦葉聞之甚大愁憂。語父母言。我志樂清淨不須婦也。迦葉辭至三。……二人相對志各凝潔。雖爲夫婦了無恩情。其婦遂與迦葉結誓我與君等。各處異房要不相觸。

〈4〉一童女/女/バイシャ（長者子）/15 歳

『大乘本生心地觀經』（大正 03 p.310 中）：譬如長者有一童女。年始十五。端正殊妙。爾時父母處三層樓。將其愛女受諸歡樂。於夜分中母女同宿。在一寶床而共安寢。於是童女夢見。父母娉與夫家經歷多年。遂生一子端正殊妙。

〈5〉姝女/女/不明/15 歳（15 歳以上）

『仏本行經』（大正 04 p.062 中）：王然此義即召美女十五以上容色妙者六十四種姿媚具備尋致諸女充太子宮久學調靜。

〈6〉菩薩/男/クシャトリヤ（王の甥）/16 歳

① 16 歳《結婚/即位》

Jātaka 126 Asilakkhaṇa-j. (vol. I p.455) : [主分] バーラーナシーの王には唯 1 人の王女と甥（菩薩）とがあった。王は 2 人を傍で養育し、彼等は成長するに及んで（*vayappatta*）、互に慕い合う仲となった。王は血族の繁栄のこと等あれこれ考えて、2 人を別々な所に住ませた。彼らは今や 16 歳（*soḷasavassa*）となり、激しく慕いあい、甥は画策して王女を手にいれたが、王も初めはそのつもりであったから、この結婚を許し《結婚》、甥には王位を与えた《即位》。

〈7〉菩薩/男/クシャトリヤ（王子）/16 歳

Jātaka 263 Cullapallobhana-j. (vol. II p.328) : [主分] 菩薩はブラフマダッタ王の王子として生まれた。彼が 16 歳（*soḷasavassa*）になった時、王は愛欲も望まない息子だから王位も望まないかも知れないと心配になった。そこで、1 人の踊り子に依頼して、第 1 妃にするという約束で菩薩を誘惑させた《結婚関連》。

〈8〉サンミッラバーシニー（*Sammillabhāsini*）/女/バラモン/16 歳

Jātaka 328 Ananusociya-j. (vol.III p.092) : [主分] ある善業を積んだ人が梵天の世界から死んで、カーシ国の8億の財産を有する婆羅門の家に生まれ、サンミッラバーシニーと名づけられた。彼女の16歳 (soḷasavassa) の時は美しく愛らしかったが、彼女も菩薩と同様、結婚を望まないまま菩薩と結婚させられた《結婚》。

〈9〉 マッリカー/女/(華鬘師の頭の娘)/16歳

Jātaka 415 Kummāsapiṇḍa-j. (vol.III p.405) : [序分] マッリカーは舎衛城の華鬘師の頭の令嬢で、たいへん美しかった。16歳 (soḷasavassa) のある日に他の娘等と一緒に花園へ行った。その日、阿闍世王との戦に敗れたパセーナディ王は花園で彼女を見初め、夕刻、使いをやり、彼女を王妃として迎えた《結婚》。

〈10〉 ヴァーサバッカティヤー (Vāsabhakhattiya; 行雨) /女/クシャトリヤ (摩訶那摩と下婢との間の子) ⁽¹⁾ /16歳

Jātaka 465 Bhaddasāla-j. (vol.IV p.145) : [序分] マハーナーマとその使用人ガムンダーとの間にヴァーサバッカティヤー (行雨) という16歳 (soḷasavassa) になる娘があった。この娘をクシャトリヤの娘としてパセーナディ王に差し出し《結婚》、まもなくして子供が生まれた。

(1) クシャトリヤの娘として差し出す。

〈11〉 ある娘/女/不明 (ekassa kulassa) /16歳

Jātaka 477 Cullanārada-j. (vol.IV p.219) : [序分] 舎衛城のある良家に16歳 (soḷasavassa) になる娘があった。たいへんきれいな年頃の娘 (dhītā vayappattā) ではあったが、求婚者がいなかった《結婚関連》。母親はシャカ族の比丘を1人引き込んで還俗させ、その男によって娘と共に生活しようと考えた。

〈12〉 マハーパナーダ (Mahāpanāda) (菩薩) /男/王子/16歳

① 16歳《学業の修了》⇒② 16歳《即位/結婚》

Jātaka 489 Suruci-j. (vol.IV p.323) : [主分] マハーパナーダ (Mahāpanāda) 王子 (菩薩) は成年に達して (vayappatta) 、16歳 (soḷasavassa) になった時には、すでにあらゆる学芸の円熟に達していた (sabbasippe nipphattiṃ pāpuṇi) 《学業の修了》。王は彼のために楼台を造って、灌頂式を執り行おうと考えた。マハーパナーダのために楼台祭礼 (pāsāda-maṅgala) 、[王者の] 天蓋祭礼 (chatta-maṅgala) 、成婚祭礼 (āvāha-maṅgala) という三つの祝典が同時に行われた《即位/結婚 ⁽¹⁾ 》。

(1) 【資料集 1-1】では、結婚の資料としては未収録であったものを三つの祝典が16歳のとき行われたものとして補った。

〈13〉 ウンマダンティー (Ummadanti) /女/ヴァイシャ (setṭhino dhītā) /16歳

Jātaka 527 Ummadanti-j. (vol.V p.210) : [主分] ウンマダンティーは16歳 (soḷasavassa) になる長者の娘 (setṭhino dhītā) であった。美しい娘であったが、人相見の婆羅門たちが反感を抱き、王には不吉な女として報告したことから、彼女は、王ではなく、將軍アヒパーラカ (Ahipāraka) に嫁がせられた《結婚》。

〈14〉 クサ (菩薩) /男/クシャトリヤ (王子) /16歳

① 15歳 ⁽¹⁾ 《学業の修了》⇒② 16歳《即位/結婚》

Jātaka 531 Kusa-j. (vol.V p.278) : [主分] クサ王子(菩薩)とその弟ジャヤンパティは素晴らしい榮譽をもって(mahant)成長した(vaddhati)。菩薩は智慧があるので、師匠のもとで何も習うことなく、自身の智慧によりあらゆる学芸に通曉した(sabbasippesu nipphattim pāpuṇi)《学業の修了》。クサ王子が16歳(soḷasavassa)の時、王は王子に王位を譲りたいと思った。王子は、自身が醜男であることから、両親の存命中はこれに従い、後は出家しようと考えた。王は臣下を遣わして息子にふさわしい姫君をさがさせ、パバーヴァティー(Pabhāvatī)王女を見出し、王子を王位につかせ、彼女を第1王妃にさせた《即位/結婚》。

(1) 16歳の時、即位を話題とするから、学業の修了年齢を前年の15歳としてとった。

〈15〉ドゥクーラ(Dukūla)/男/不明(獵師; nesāda-kula)/16歳

① 16歳《結婚》⇒②《隠棲》

Jātaka 540 Sāma-j. (vol.VI p.071) : [主分] ドゥクーラが16歳(soḷasavassa)になった時、両親はドゥクーラ童子(Dukūlakumāra)に対岸に住む獵師仲間の娘パリーカー童女(Pārikakumārīkā)を娶らせた《結婚》。2人は望まないままに在家者として生活したが、両親に暇乞いをし、雪山地方に入って、仙人の生活をした《隠棲》。

〈16〉菩薩/男/クシャトリヤ⁽¹⁾(王子)/16歳

Jātaka 546 Mahāummagga-j. (vol.VI p.363) : [主分] ウドゥンバラ姫(Udumbaradevi)の考案によって、弟(菩薩)の名声は高まった。彼が16歳(soḷasavassa)になった時、ウドゥンバラ姫は、弟は年を取り、名声も大きくなったので、結婚させねばならない、と考えた《結婚関連》。

(1) もとは長者(setṭhin)の子であったが、王に認められて王の養子となる。16歳の資料は王の息子となってからであり、クシャトリヤのライフステージとしてとった。

〈17〉プサティー(Phusati)/女/クシャトリヤ/16歳

Jātaka 547 Vessantara-j. (vol.VI p.484) : [主分] [彼女は]マッダ王の第1妃の胎に再生し、プサティーと名づけられた。成長して(vaddhati)、16歳(soḷasavassa)になった時に、シヴィ国王は王子サンジャヤを即位させ、息子の第1妃としてプサティーを迎え入れた《結婚》。

〈18〉ヴェッサンタラ(Vessantara)(菩薩)/男/クシャトリヤ(王子)/16歳

① 16歳《学業の修了》⇒② 16歳《結婚/即位》⁽¹⁾

Jātaka 547 Vessantara-j. (vol.VI p.486) : [主分] 菩薩が16歳(soḷasavassa)の時、すでにあらゆる学芸を完成させていた(Bodhisatto soḷasavassakāle yeva sabbasippe nipphattim pāpuṇi)《学業の修了》。そこで父王はマッダ国の王家から菩薩の叔父の娘マッディーを迎えて第1妃とし、菩薩を灌頂即位させた《結婚/即位》。

(1) 【資料集1-1】では、16歳を《学業の修了》年齢としてのみとっていたが、《結婚/即位》についても1年のタイムラグがないものとして、補った。

〈19〉シッダッタ^❶/男/クシャトリヤ(太子)/16歳

① 16歳《学業の修了》⇒② 16歳《結婚》

『仏本行經』（大正 04 p.062 上）：世人所習 衆諸技術 太子學能 不加日勞
年滿十六 體方精健 文武兼備 藝過諸釋《學業の修了》……王忽寤憶 阿夷所
言 如何當令 捨是洪德 涉苦入山 精勤學道 心即懷疑……王然此義 即召美
女 十五以上 容色妙者 六十四種 姿媚具備 尋致諸女 充太子宮《結婚関連》

〈20〉菩薩/男/不明（凡人）/16 歳

① 16 歳《學業の修了》⇒② 16 歳《結婚関連》

『六度集經』85（大正 03 p.047 中）：昔者菩薩。時爲凡人。年十有六。志性開達。
學博觀弘。無經不貫練《學業の修了》。精深思衆經道術。何經最眞。何道最安。
思已喟然而歎曰。唯佛經最眞無爲最安。重曰。吾當懷其眞處其安矣。親欲爲納妻
《結婚関連》。……

〈21〉雲/男/バラモン（摩那婆/童子）/16 歳

① 16 歳《學業の修了》⇒② 16 歳《結婚関連》

『仏本行集經』（大正 03 p.665 上）：〔雲〕少小從師。時年十六。端政可熹。得
善種生。父母清淨。乃至七世。無有穢濁。無能譏呵。其家種族。……從彼珍寶仙
人之邊。受誦呪術。捷利速疾。所得眞正。一聞便領。語言辯了。字句分明。所有
一切婆羅門家。種種呪術。工巧技能。皆悉洞解。解已語彼梵志師言。大師和上。
我今習學。已盡和上所有德術。意欲還家。其和上。心戀雲童子。不欲別離。即語
之言。汝摩那婆。我有一論。名爲毘陀。乃是往昔諸仙所說。一切外道婆羅門等。
未曾知聞。況復得見及以教他。摩那婆言。唯願和上。爲我解說。《學業の修了》
……（p.665 下）名雲。年始十六。智慧聰明。德術具足。與師無異。……時祭祀德
婆羅門女。善技之身。及諸童女。樓上遙望見雲童子端政少雙。見已喜歡。向四方
禮諸天諸神。心自密念。願此童子。論議第一。勝舊上座諸婆羅門。令我遠離此不
善人。莫與如此不善之人共爲夫婦《結婚関連》。

〈22〉優婆塞の娘/女/ヴァイシャ/16 歳

『賢愚經』24（大正 04 p.381 上）：是女端正。容貌殊妙。年始十六、姪欲火燒。
於沙彌前、作諸妖媚《結婚関連》。

〈23〉月女/女/クシャトリヤ（王女）/16 歳

① 16 歳《結婚》⇒② 16 歳《即位》（夫婦）

『旧雜譬喻經』07（大正 04 p.512 上）：昔有國王夫人生一女。父母名爲月女。端
正無比。王與衣被珍寶。輒言自然也。至年十六。王恚言。此是我與。汝何言自然。
後有乞兒來丐。王言。此實汝夫。月女言諾。……行到大國。國王時崩無太子。夫
婦於城外坐。……時大臣使梵志八人於都城門行人出入以次相之。唯有此夫婦應相
耳。是時舉國群臣共奉迎之爲王《即位》。王夫婦以正法治國人民安寧。

〈24〉（吉星婆羅門の娘）/女/バラモン/16 歳

『法句譬喻經』（大正 04 p.603 下）：時有婆羅門。名曰吉星。生一好女世間少比。
至年十六無能訶者。懸金千兩積九十日。募索智者有能訶此女爲不端正者。以金與
之無敢應者。女以長大應當嫁處念當與誰。……到優填王所讚女姿媚具白王言。此
女應相當爲王妃。今以年大故送與王。王見歡喜即納受之。拜爲第二左夫人。

〈25〉シッダッタ②/男/クシャトリヤ（太子）/17 歳

『六度集經』78（大正03 p.041 下）：太子年十七無經不通。師更拜受。王爲納妃。妃名裘夷。容色之華。天女爲雙。力勢頓却六十巨象。至年十九。太子都合諸妓凡千五百人。共處一殿。極其伎樂。

『修行本起經』（大正03 p.465 中）：於是太子。與諸官屬。即迴還宮至年十七。……有一臣言。太子已大。宜當娶妻以迴其志。王爲太子。採擇名女無可意者。有小國王。名須波佛（漢言善覺）。有女名裘夷。

『太子瑞應本起經』（大正03 p.475 上）：太子至年十七。王爲納妃。簡閱國中名女數千。無可意者。最後一女。名曰瞿夷。

『過去現在因果經』（大正03 p.629 中）：爾時太子。至年十七。王集諸臣。而共議言。太子今者年已長大。宜應爲其訪索婚所。諸臣答言。有一釋種婆羅門。名摩訶那摩。其人女有女。名耶輸陀羅。

〈26〉アーサンカー（Āsaṃkā）/女/不明/19 歳

Jātaka 380 Āsaṃkā-j. (vol.III p.248)：〔主分〕菩薩は仙人となって雪山中に住んでいると、蓮の花台に1人の女兒をみつけ、アーサンカーと名づけ、その子を我が子のように育てた。彼女が16歳（soḷasavassa）になった時、その美しさのうわさを聞いて、バーラーナシーの王が彼女を欲した。王はその後、3年の歳月を経て彼女の名を調べ、約束通り菩薩より彼女をもらい受けた《結婚19歳（16+3）》。

〈27〉シッダッタ③/男/クシャトリヤ（太子）/19 歳

『仏本行集經』（大正03 pp.707 上～712 下）：爾時太子漸向長成。至年十九。時淨飯王爲於太子。造三時殿。……時淨飯王復語釋種諸親族言。汝等當觀。誰釋女堪與我太子悉達爲妃。……最後有一婆私吒族釋種大臣摩訶那摩。其女名爲耶輸陀羅。

〈28〉法与/女/ヴァイシャ/20 歳

『根本有部律』「雜事」（大正24 p.366 中）：……（366 下）法與長大情樂出家。跪白父曰。我今情樂善說法律而爲出家。父曰小女我有先言。以汝嫁與鹿子長者子毘舍佉。彼即是夫誠爲不可。……（367 中）是時法與於二歲中。學六法六隨法。年漸長大容儀挺秀超絕常倫。時諸親族共來瞻視。鹿子長者知女長成。令使往告天與長者曰。男女成立宜共成親。可選吉辰式修盛禮。……（367 下）又諸親族咸來告言。少女汝今不應爲倉卒事。汝既盛年梵行難立。……（368 中）二部僧伽已與汝受近圓竟⁽¹⁾。……無容得有阿羅漢尼。諸漏已盡處白衣家。食殘宿食受行俗法。于時法與既得果已。白父母曰。二親當知。我已獲得阿羅漢果。今欲往詣王園尼寺。

(1) 婚礼の話の進む中、二年六法を学び、具足戒の得られる二十歳になったと解した。

〈29〉シッダッタ④/男/クシャトリヤ（太子）/20 歳

『異出菩薩本起經』（大正03 p.619 上）：太子年二十。王欲爲太子娶婦。太子曰。我不娶婦。王爲太子。閱一國中女。得數十萬女。令太子目閱視之訖。無有可太子意者。最後一女。名曰俱夷。太子曰。吾欲娶是女。王即爲太子娶之。爲太子娶婦。

〈30〉（梵志長者の子）/男/バラモン/20 歳

① 20 歳《結婚》⇒② 20 歳《死没》

『法句譬喻經』（大正04 p.605 下）：有一梵志長者居在路側財富無數。正有一子

其年二十。新爲娶婦未滿七日《結婚》。夫婦相敬言語相順。……有一椶樹高大華好。婦欲得華無人與取。夫知婦意欲得椶華。即便上樹正取一華。復欲得一展轉上樹乃至細枝。枝折墮地傷中即死《死没》。

〈31〉（銀色王の転生）/男/バラモン（摩那婆/童子）/20 歳

① 20 歳《結婚関連》⇒② 20 歳《隱棲》

『銀色女経』（大正 03 p.451 中）：託生彼處婆羅門婦。足滿十月生一童子。端正殊妙最上無比。身色具足年二十後。于時父母而語之言。摩那婆。當須造舍《結婚関連》。時彼童子報父母言。爲我造舍爲有何義。我心今者不在於舍。惟願放我入於深山。父母即聽。彼出自舍往詣山林《隱棲》。既往到已見山林中。

〈32〉一貧窮婆羅門/男/バラモン/40 歳

『太子須大拏経』（大正 03 p.421 中）：時鳩留國有一貧窮婆羅門。年四十乃取婦。婦大端正。婆羅門有十二醜身體黑如漆。面上三顯鼻正匾。兩目復青。面皺唇哆。語言謇吃。大腹凸臍。脚復繚戾。頭復頽秃。狀類似鬼。其婦惡見呪欲令死。

〈33〉一婆羅門/男/バラモン/60 歳

『法句譬喻経』（大正 04 p.597 中）：昔有婆羅門。年少出家學道。至年六十不能得道。婆羅門法六十不得道。然後歸家娶婦爲居。生得一男端正可愛。至年七歳書學聰了。才辯出口有踰人之操。卒得重病一宿命終。

〈34〉一輔相婆羅門/男/バラモン/80 歳

『大方便仏報恩経』（大正 03 p.141 下）：波羅奈國有一輔相婆羅門。其家大富多饒財寶。金銀琉璃。珊瑚琥珀。象馬牛羊。田業僮僕。在所充足。年過八十生一男兒。妙色端正人相具足。父母歡喜。召諸相師占相吉凶。爲其立字號曰均提。年始七歳。父母愛念放令出家。往詣刹提利因提羅山。至如來所。

〈35〉一長老梵志/男/バラモン/80 歳

『出曜経』（大正 04 p.703 上）：昔佛在舍衛國祇樹給孤獨園。彼時去國界不遠有梵志子。名曰無害。常追逐師友。讀梵志經典。所事師者耆舊長老。年過八十所納妻婦。年幼少壯顏貌端正。女之禮節威儀備舉。無害梵志子亦復端正丈夫姿顏世無雙比。時彼女人姪欲熾盛。即捉梵志子無害手。吾敬卿德欲與情交宜可爾不。無害聞之。以手掩耳我寧喪命終不敢聽。…… (1)

(1) 上記の外に次のような資料も存する。ただし同列には扱えないので参考として掲げておく。

一女/女/不明/3 歳/

『旧雜譬喻経』（大正 04 pp.513 下-514 上）：昔有婦人生一女。端正無比。年三歳。國王取視。呼道人相後中夫人不。道人言。此女人有夫。王必後之。我當牢藏之。便呼鵠來。汝所處在何所。白王。我止大山半有樹。人及畜獸所不得歷。下有廻復水船所不行。王言。以此女寄汝養。便撮持去。日日從王取飯與女。如是久後。上有一聚卒爲水所漂去。有一樹正倚追水。下流有一男子。得抱持樹。墮廻水中不得去。廻滿樹踊出住。倚山男子得上鵠樹與女通。女便藏之。鵠日舉女稱之。已更子身未者輕也。鵠覺女重。左右求得男子。舉棄之。往如事白王。王曰。道人工相人也。師曰。人有宿命對。非力所能制也。逢對則相可。諸畜生亦如是也。

[2] 上記資料にもとづいて統計的分析を施してみる。

[2-1] 結婚年齢の A 文献・B 文献資料を度数分布表にしてみると以下のようなになる。

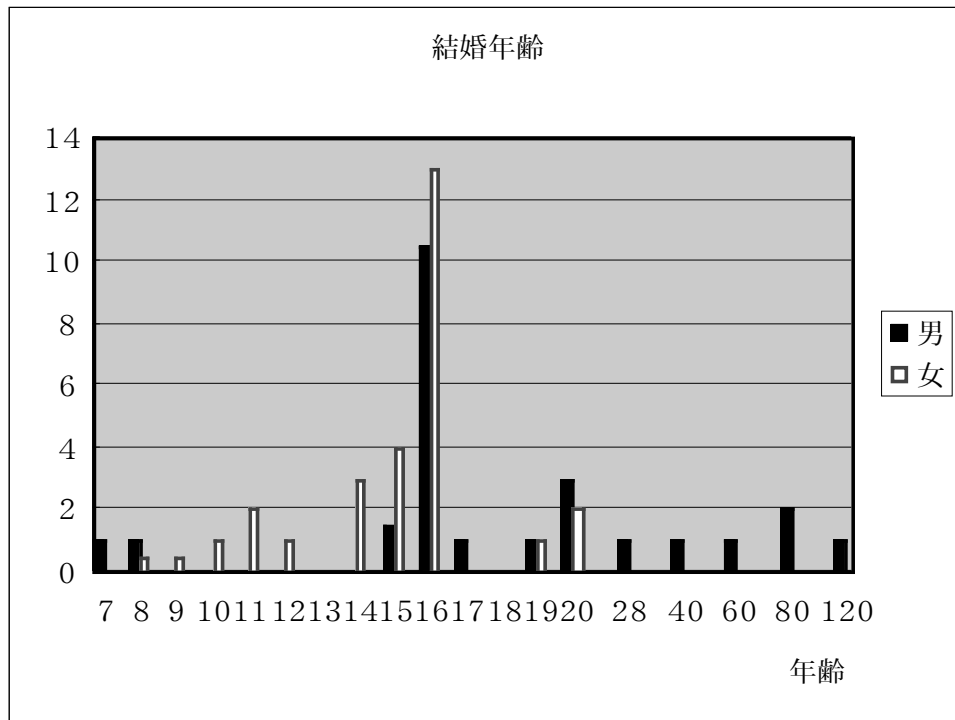
《結婚年齢》

年 齢	A. 原 始 仏 典				B. 後 期 仏 典				総 計
	パーリ		漢 訳		<i>Jātaka,</i> <i>Apadāna</i>		本縁部・ 根本有部律		
	男	女	男	女	男	女	男	女	
7							1		1
8			1						1
8.5				1(1)					1
10				1					1
11		1		1					2
12				1					1
14				2				1	3
15		1		1			1	2	5
15.5			1(2)						1
16		2		2	7	6	3	3	23
17							1		1
19						1	1		2
20				1			3	1	5
28			1						1
40							1		1
60							1		1
80							2		2
120			1						1
平 均		14.5	42.9	13.7	16.0	16.4	30.4	16.0	21.3
最頻値									
総 計	0	4	4	10	7	7	14	7	53

(1) 結婚年齢を 8 歳 9 歳とする〈2〉の資料である。下のヒストグラムでは 8 歳、9 歳にそれぞれ度数 0.5 を加算した。

(2) 結婚年齢を 15 歳 16 歳とする〈13〉の資料である。下のヒストグラムでは 15 歳、16 歳の男性グラフにそれぞれ度数 0.5 を加算した。

[2-2] 上記、(1) (2) (3) の注を考慮して、ヒストグラムで修正を加えると次のようになる。



〔2-3〕 A 文献（18 件）、B 文献（35 件）の男女を合わせた結婚年齢の最頻値は 16 歳（度数 23.5〔相対度数 44.34〕⁽¹⁾）である。これは男女ともに 16 歳で、A 文献・B 文献を合わせた男性の度数は 10.5（男性の総計からの相対度数は 42.00）、女性の度数は 13.0（女性の総計からの相対度数は 46.42）である。A、B 文献別でも 16 歳である。

平均を出せば、A 文献は 18.8 歳（男性 42.9 歳⁽²⁾、女性 13.9 歳）、B 文献は 21.9 歳（男性 25.3 歳⁽³⁾、女性 16.1 歳）、A 文献・B 文献を合わせた平均は 21.3 歳（男性 25.3 歳⁽⁴⁾、女性 16.1 歳）である。

(1) 〔2-1〕の註(2)に記した〈13〉資料を加味している。

(2) 120 歳の〈18〉資料を除けば、18.3 歳となる。

(3) 80 歳の〈34〉〈35〉の 2 資料を除けば、19.9 歳となる。

(4) 120 歳の〈18〉資料、80 歳の〈34〉〈35〉の 2 資料を除けば、19.5 歳となる。

〔3〕結婚年齢について若干の考察を施しておく。

〔3-1〕上記に紹介した資料は結婚年齢を記すものを無作為に掲げたものであり、通常の結婚適齢期にはそぐわないものも含まれている。例えば A 文献の〈18〉は 120 歳とするが、これはすでに結婚していたが、1 人の妻がはじめて妊娠したというものであり、B 文献の〈32〉は 40 歳とするが、これは貧窮であったがゆえに結婚が遅れたと考えられるし、〈33〉は 80 歳にして結婚したのは、年少に出家学道していたが故であり、〈34〉はすでに結婚していたのであるが 80 歳にして子が生まれたということであろう。〈35〉もおそらく青年時代に学問に励んでいたからであろうと考えられる

確かに平均年齢を算出する場合にはこのようなものも含めるべきであるが、結婚の標準年齢を考えるとときにはこのようなものは除外すべきであろう。後者のように考えてこれらを除

外すると、男女ならびに A、B 文献あわせた平均年齢は 13.6 歳となる。

また現代の日本人の平均的な初潮年齢は 12～13 歳とされている。K.M. カパディアによれば、ある小規模の調査で、カルカッタにおけるベンガール系少女の月経初潮期には、12.74 歳から 12.78 歳までの変化がみられたという⁽¹⁾。またトラヴァンコールのナヤール族の場合では、14.29 歳であったという⁽²⁾。また、前者をヒンドゥー・インド人の典型として考えた場合でも生殖機能の発達が 3 ヶ年を要すると考えて、結婚（出産）のための最小限年齢は 16 歳でなければならないとしている。このように考えると実質的な結婚は 15、6 歳くらいからでなければならないことになる。

しかしながらインド人には古くから幼児婚の風習があり、7、8 歳での結婚もなかったわけではないであろう。律に

比丘尼・波逸提 065（度十二歳未満已嫁女戒）：12 歳未満の曾嫁女（*gihigatā*）を受具させてはならない。

という規定があり⁽³⁾、また『パーリ律』の「付随」には

10 歳の曾嫁女に学戒を与えることができる（*dasavassāya gihigatāya sikkhā dātabbā*）

⁽⁴⁾。

とされているから、10 歳以前に結婚している少女が十分あり得たことを物語っている。特にこの点については、A 文献に資料が多く、資料全体に占める割合も多いが、B 文献には少なく、その割合はきわめて低い。この律蔵の規定も A 文献に属するから、このことから原始仏教聖典が制作された時代の方が、後期原始仏教聖典が制作された時代よりも、幼児婚が広く行われていたといえるかも知れない。

それはともあれ、この幼児結婚と一般的な意味での結婚とを分けて考える必要もあるであろう。したがって上記資料から 12 歳までの資料は幼児婚と考えると、これを除外して平均値を算出してみると 16.7 歳となる。おそらくこの数字が有意味の数字であって、原始仏教聖典における平均結婚年齢は 16、17 歳くらいとしてよいであろう。ただし幼児婚という形態があったことも忘れてはならないし、個人的な事情によって婚期が遅れることがあるということも十分に予測しておかなければならない。

なお先に掲げた平均値の 16.7 歳という数字には、バラモン・クシャトリヤ・ヴァイシャなどのすべてのカーストの男女を含んでいる。上記資料の語るところからは、男女を区別しなければならない理由もなさそうであるし、A 文献の資料〈8〉〈9〉〈10〉〈11〉〈12〉なども語るように、仏教的な社会環境の中では、カーストによって区別しなければならない理由もなさそうである。

(1) K.M. カパディア著/山折哲雄訳『インドの婚姻と家族』（未来社 1969.2）p.235

(2) 前掲書、p.237

(3) vol. IV p.321。漢訳律は、『四分律』（比丘尼）波逸提 125 大正 22 p.758 下、『五分律』（比丘尼）波逸提 104 大正 22 p.091 上、『十誦律』（比丘尼）波夜提 108 大正 23 p.325 下、『僧祇律』（比丘尼）波逸提 100 大正 22 p.535 下、『根本有部律』（比丘尼）波逸提 108 大正 23 p.1004 中

(4) vol. V p.139

[3-2] 法典類によれば、初潮前の 8 歳（*aṣṭa-varṣa*）より 10 歳（*daśa*）までの処女をナグニカー（*nagnikā*）、10 歳（*daśa-varṣa*）と 12 歳（*dvādaśa*）の間[の処女]をガウリー

(*gaurī*) と呼び、特にナグニカーの間に親はふさわしい夫を見つけて嫁がせるべきであるとされており⁽¹⁾、*Vasiṣṭha Dharmasūtra* S.17.70、*Baudhāyana Dharmasūtra* S.4.1.11 によれば、初潮が始まるまでに嫁がせることができなければ父親に罪過が訪れるという⁽²⁾。またそれができない場合は月経が始まってからの3年間は親がふさわしい夫を探す努力をすべきであるが、それを過ぎたら女性自身がふさわしからざる夫でもよいから、自ら探すべきであるとされる⁽³⁾。したがって法典類は女性には幼児婚をあるべき姿として勧めているわけである。ヒストグラムを見ると、14歳までの幼少年期の結婚は圧倒的に女性が多いのもこれを裏付ける。

しかし男性にはこのような規定はない。*Arthasāstra* 3.3.1~2 は

女 (*strī*) は12歳 (*dvādaśa-varṣā*) で成年 (*vyavahāra*) に達したもの〔成人〕となり、男 (*pums*) は16歳 (*ṣoḍaśa-varṣa*) で〔成人となる〕。

とし、*Suśruta-saṃhitā* 34.10 (大地原訳 I p.113) は

男子は25歳、女子は16歳にて成年期に達するものと医者を知るべし。

とするが、これは結婚の年齢を規定したものではなく、例えば *Manu-smṛti* 9.94 は

30歳の者 (*triṃśad-varṣa*) は愛しい (*hr̥dyā*) 12歳 (*dvādaśa-vārṣikī*) の娘 (*kanyā*) を、あるいは24歳の者 (*tryaṣṭa-varṣa*) は8歳〔の娘〕 (*aṣṭa-varṣām*) を娶るべし (*vahet*)。

とし、*Mahābhārata* 13.44.14 が

30歳〔の男子〕 (*triṃśad-varṣa*) はナグニカー (*nagnikā*) である10歳の妻を (*daśa-varṣām bhāryām*) 娶るべし (*vindeta*)。あるいは21歳〔の男子〕 (*ekavimśati-varṣa*) は7歳〔の妻〕を (*sapta-varṣām*) 獲得するべし (*avāpnuyāt*)。

などとするように、他の法典類も同様にいうから、結婚適齢期というものを設けていなかったようである⁽⁴⁾。

しかし法典類は望ましい当為年齢を提示しているのであって、必ずしも現実を反映しているわけではないから、原始仏教時代の男女の平均的な結婚年齢は、先の仏典のいうところを尊重すべきであろう。

(1) 「モノグラフ」第9号 pp.193~195 参照

(2) 上記 p.195 参照

(3) 上記 pp.195~6 参照

(4) 上記 pp.193~4 参照

[3-3] また7世紀頃の実態をあらわすジャイナ教の文献によれば、花嫁は12歳、花婿は16歳に割り当てられているという⁽¹⁾。

(1) Ranjana Bajpai ; *Society in India the Seventh Century A.D.* 1992 , New Delhi p.058

これは K.P.Jain; *Marriage in Jain Literature*, IHQ, vol.IV p.151によったものと注記されている。

[3-4] なお管見にふれた範囲の調査の報告書を紹介しておく。B.L.マンカッドの調査(1934年~35年)においては、父世代、当世代において「結婚年齢は11.4歳から14.2歳まで変化を示すが、初産年齢にかんしては重大な相違はみられなかったことを明らかにした」という。彼によれば、初産の平均年齢は15.89歳から16.81に変化し、別な例でも17.59歳から17.1歳、17.52へと変化を示してはいるが、結婚年齢とは関係がないということである⁽¹⁾。

(1) 前掲『インドの婚姻と家族』p.238

【7】立太子（副王位）年齢

[0] 立太子（副王位）年齢について調査する。中村元博士は、『原始仏教の成立』（中村元選集〔決定版〕第14巻 春秋社 1992年11月）の「〔付編〕原始仏教聖典成立史研究の基準について」（p.655）において、「副王（*uparāja*）という呼称は、『パーニニ文典』のガナパータ（*gaṇapāṭha*）に言及されるけれども、インドの一般文献にはたえて現われない呼称である。これは現存資料によって見るかぎり、マウリヤ王朝特有の職名であった。ところで『ジャータカ』の散文のうちにはたびたび現われるから、『ジャータカ』の散文がマウリヤ王朝時代あるいはそれ以後のものであることは明らかである」とされている。確かにA文献にはこれに相当する資料はなくB文献のみである。しかもB文献にしてもはっきりとした年齢を記す資料はわずかに2例のみである。

[1] 後期原始仏教聖典（B文献）に現れる2件の立太子（副王）年齢記事は以下のものである⁽¹⁾。

(1) 遊学年齢資料の〈1〉の *Jātaka* 050 *Dummedha-j.*のブラフマダッタ・クマールは、① 16歳《遊学》⇒②《学業の修了》⇒③《副王》のライフステージを経、16歳に修学期間を加味した年齢であろうが、本項の資料としてカウントしていない。

〈1〉（太子）/男/クシャトリヤ（太子）/15歳

『法句譬喻經』（大正04 p.606中）：昔有國王治行正法民慕其化無有太子以爲愁憂。佛來入國便出覲尊。聽經歡欣即受五戒。一心奉敬唯願有子。晝夜精進三時不懈。有一給使其年十一常爲王使。忠信奉法不失威儀。謙卑忍辱精進一心學誦經偈。知時先起已辦香火。數年之中精進如是不以爲勞。卒得重病遂致無常。其神來還爲王作子。乳哺長大至年十五立爲太子。父王命終襲代爲王。

〈2〉王子（弟）/男/クシャトリヤ（王子）/16歳

Jātaka 416 *Parantapa-j.* (vol.III p.414)：〔主分〕菩薩はブラフマダッタ王の妃の胎に宿った。成長して、タッカシラーであらゆる学問を修め、動物の鳴き声を聞き分ける呪文を学んだ。バーラーナシーに戻ると父王は菩薩を副王位につかせた。しかし王は菩薩を殺させようと望んでいたもので、会うことをしなかった。ある時、敵の王に町を包囲されたとき、副王は町を空っぽにし軍隊を連れて去ってしまった。王は王妃と司祭とパラントパという召使いを連れて、夜中に変装して逃れ、森に入った。副王は王が逃げたと知って、町に入って戦い、敵を破って王位についた。折しも森に入った王妃は妊った。ところが召使いのパラントパと不義を行なったので、王に知られることを恐れて、パラントパに王を殺させた。その後、少年は成長して16歳（*soḷasavassa*）になった時、バラモンから現在の王は彼の父を殺して王になったかつての使用人であることを教えられた。王子は復讐を決意し、父の敵を討つと司祭等とともに兄（菩薩）のいるバーラーナシーに着いた。

王子は兄の王によって副王の位を授けられた。

[2] 今までの例にしたがって、立太子（副王位）年齢の A 文献・B 文献資料を度数分布表にしてみると以下ようになる。ただし資料数が 2 例しかないのであまり意味はない。

《立太子（副王位）年齢》

年 齢	A. 原 始 仏 典				B. 後 期 仏 典				総 計
	パーリ		漢 訳		<i>Jātaka, Apadāna</i>		本縁部・根本有部律		
	男	女	男	女	男	女	男	女	
15							1		1
16					1				1
平 均					16		15		15.5
最頻値									
総 計					1		1		2

ただし *Jātaka* 519 (vol.5 p.088) では、ソッティソーナ王子は成年に達したときに副王の位に就いたとされており、ジャータカが成人に達したというのは 16 歳を示すことが多いから、これも資料に加えてもよいであろう。そうすると平均値は 15.7 歳ということになる。なお標本が小さすぎるので、ヒストグラムにはしなかった。

[3] 中村元博士が言われるとおりにこれがマウリヤ王朝特有の職名であったかどうかはともかくとして、これを学業の修了や就業に読み替えることもできるであろう。あるいははじめから就業の中で処理すべきであったかも知れない。

【8】即位年齢

[0] 本項では即位の平均年齢を検討する。資料には王位についたというもののみでなく、王位を篡奪したとか、王位につくことを望んだ、大臣たちが反対して王位につけなかったというようなものも、即位関連年齢資料として含める。

[1] 資料を紹介する。

[1-1] 次の 2 つは原始仏教聖典（A 文献）の即位年齢資料である。

(1) 恵燈/男/クシャトリヤ（王子）（仏の過去世）/14.5 歳（14 歳・15 歳）

① 8 歳 9 歳《就学》⇒② 13 歳《学業の修了》⇒③ 14 歳 15 歳《即位関連》

『四分律』「雜毘度」（大正 22 p.950 下）：〔過去世〕時利益衆生王命終王子轉大。至年八九歳。其母教學諸伎藝《就学》。書畫算數戲笑歌舞伎樂。象馬騎乘乘車。學射勇健捷疾。於諸技藝皆悉綜練《学業の修了》。至年十四五時。諸群臣。

至王子所自言。知不。王已命終。今次應登王位《即位関連》。爲王施行教令。王子答言。我不能爲王行王教令。何以故。我前世時。曾爲國王經六年。以是因緣墮在地獄六萬歲。以是故。今不能爲王行王教令。

〈2〉大力（後に清淨）/クシャトリヤ（太子）/30 歳

① 8 歳《結婚関連》⇒② 28（8+20）歳《結婚関連》⇒③ 30 歳《即位関連》

『増一阿含』038-006（大正 02 p.721 下）：〔鶡掘魔比丘の前世〕今當立字名曰大力。……是時太子年向八歳。……父王復作是念。今此太子極自奇特。即告之曰。吾今與汝取婦何如乎《結婚関連》。太子白王。子今年幼何須娉娶。是時父王權停不與取婦。復經二十歳。王復告曰。吾欲與汝取婦《結婚関連》。太子白王。不須取婦。……爾時王太子轉字名曰清淨。是時清淨太子。年向三十。王復勅群臣曰。吾今年已衰微更無兒息。今唯有清淨太子。今王高位應授與太子《即位関連》。然太子不樂五欲之中。

[1-2] 次の資料は後期原始仏教聖典（B 文献）の即位年齢である。

〈1〉アーダーサムカ・クマーラ（Ādāsamukha-kumāra）/男/王子/7 歳

① 6 歳《学業の修了》⇒② 7 歳《即位》

Jātaka 257 Gāmaṇiṇḍa-j. (vol. II p.297) : 〔主分〕アーダーサムカ・クマーラ（鏡面王子）は 7 歳（sattavassa）になるまでに、父ジャナサンダ王によって 3 ヴェーダ（tayo vede）と、この世でなさねばならないあらゆることを修めさせられ（sabbañ ca loke kattabbaṃ sikkhāpetvā）《学業の修了》、そして 7 歳の時に（sattavassikakūle）、父王は亡くなったが、大臣たちは、未だ幼少過ぎるとして、王子の即位に難色を示した。王子は大臣たちの試みに合格し、王位に即いた《即位》。

〈2〉アリーナチッタ（Alinacitta）（菩薩）/男/クシャトリヤ/7 歳

Jātaka 156 Alinacitta-j. (vol. II p.022) : 〔主分〕菩薩は 7 歳（sattavassika）の時、即位式を行い《即位》（abhisekaṃ patvā）、アリーナチッタ王という名前で正しく国を治め、命終わると天上界へ昇って行った。

〈3〉須闍提/男/クシャトリヤ（太子）/7 歳

『大方便仏報恩經』（大正 03 pp.128 中～130 上）：須闍提太子者。身黄金色七處平滿。人相具足。年始七歳。……（p.130 上）父母歡喜共載大象還歸本國。以須闍提福德力故伐得本國。即立須闍提太子爲王。

〈4〉瓶沙/男/クシャトリヤ（王）/8 歳

『出曜經』（大正 04 p.659 中）：瓶沙王長年八歳係嗣王後以法治化。

〈5〉菩薩/男/クシャトリヤ（王の甥）/16 歳

① 16 歳《結婚/即位》

Jātaka 126 Asilakkhaṇa-j. (vol. I p.455) : 〔主分〕パーラーナシーの王には唯 1 人の王女と甥（菩薩）とがあった。王は 2 人を傍で養育し、彼等は成長するに及んで（vayappatta）、互に慕い合う仲となった。王は血族の繁栄のこと等あれこれ考えて、2 人を別々な所に住ませた。彼らは今や 16 歳（soḷasavassa）となり、激しく慕いあい、甥は画策して王女を手にいれたが、王も初めはそのつもりであつ

たから、この結婚を許し《結婚》、甥には王位を与えた《即位》。

(6) (バーラーナシー王の孫) /男/クシャトリヤ (王子) /16 歳

Jātaka 338 Thusa-j. (vol.III p.122) : [主分] 菩薩はタッカシラーで四方に名高い師匠として多くの王子や婆羅門の子等とに学芸を授けていた。バーラーナシー王の王子も年 16 歳 (soḷasavassa) の頃、菩薩のもとに行って 3 ヴェーダとあらゆる学芸とを修め、学成りて後、国に帰り、副王の位に即き (uparajje patiṭṭhāya)、父の死後は王位に即いた (pitu accayena rajje patiṭṭhāsi)。その子が 16 歳 (soḷasavassa) になる時、父の堂々たる姿を見て、王位を奪いたいと従者に告げた《即位関連》。

(7) ある王子/男/クシャトリヤ (王子) /16 歳

Jātaka 373 Mūsika-j. (vol.III p.215) : [主分] バーラーナシー王の子・ヤヴァ王子 (Yavakumāra) がすべての学芸を修得し、帰国して副王となり、父の死後は王位についた。王に息子が生れ、息子が 16 歳 (soḷasavassa) の時、「父はまだ若く、[火葬の] 煙となるまで待っていたら老人になってしまう」と言って、父を殺して王位を奪う意志を側近に告げた《即位関連》。

(8) バラタ (Bharata) /男/クシャトリヤ (王子) /16 歳 (7 歳+9 年目)

Jātaka 461 Dasaratha-j. (vol.IV p.124) : [主分] バラタ王子 (Bharatakumāra) が 7 歳になった時に、その母妃は王のもとに行って、我が子に王位を譲るように頼み込んだ。ダサラタ (Dasaratha) 大王は先妻の妃の子を差し置いての懇願に激怒したが、その後も幾度となくバラタ王子に王位を譲るよう求めた。王は先妻の子の王子等を身の安全のため他所へ移し、心配の余り 9 年目 (バラタ王子 16 歳) の時に亡くなった。妃は大臣等にバラタ童子に天蓋を授けるよう迫った《即位関連》が、大臣等は王位に即くことを認めなかった。

(9) ハッティパーラ (Hatthipāla) (菩薩) /男/バラモン (王の養子) /16 歳

① 16 歳《即位関連》⇒② 16 歳《隠棲》

Jātaka 509 Hatthipāla-j. (vol.IV p.476) : [主分] 菩薩は司祭官の子として生まれ、ハッティパーラと名づけられた。16 歳 (soḷasavassa) の時、子のない王は、予てから友人でもある司祭官に子ができたら王位に即けようと約束していたので、王と司祭官とは、灌頂即位の儀式を行う前に、ハッティパーラが出家してしまう恐れがないか、試してみることにした《即位関連》。ところが、却って出家を促す結果になってしまった《隠棲》⁽¹⁾。

(1) 父の司祭はハッティパーラに、「いまは出家すべきときではない」と言って、詩を唱えた。「諸ヴェーダを学んだ後、富みを求めよ。わが子よ、息子たちを[もうけ]、家庭を確立し、もろもろの香と味をすべて経験して森[へ行く]べし。そういうムニは称賛される」(p.477)。司祭の人生観は学生期⇒家住期⇒林住期の考え方。

(10) アヨーガラ (Ayoghara) (菩薩) /男/クシャトリヤ (王子) /16 歳

① 16 歳《学業の修了》⇒② 16 歳《即位関連/隠棲》⁽¹⁾

Jātaka 510 Ayoghara-j. (vol.IV p.491) : [主分] 王子 (菩薩) は夜叉女 of の危害を逃れて、16 歳 (soḷasavassa) になるまで鐵の家で成長した。その間にあらゆる学

芸をおぼえて《学業の修了》、勇敢で力ある王子となった。王は王国を息子に与えようとしたが《即位関連》、王子はむしろ出家を願い、王も妃も、多くのものがそれにならって出家した《隠棲》。

- (1) 【資料集 1-1】では「出家」の項で取ったが、資料集では「出家」は仏教教団への出家として取っており、ここでは「隠棲」として取り直した。また文脈より「即位関連」の年齢資料としても採用した。

〈11〉クサ（菩薩）/男/クシャトリヤ（王子）/16 歳

- ① 15 歳《学業の修了》⇒② 16 歳《即位/結婚》

Jātaka 531 Kusa-j. (vol.V p.278) : [主分] クサ王子（菩薩）とその弟ジャヤンパティは素晴らしい榮譽をもって（mahant）成長した（vaḍḍhati）。菩薩は智慧があるので、師匠のもとで何も習うことなく、自身の智慧によりあらゆる学芸に通曉した（sabbasippesu nipphattiṃ pāpuṇi）《学業の修了》。クサ王子が 16 歳（soḷasavassa）の時、王は王子に王位を譲りたいと思った。王子は、自身が醜男であることから、両親の存命中はこれに従い、後は出家しようと考えた。王は臣下を遣わして息子にふさわしい姫君をさがさせ、パバーヴァティ（Pabhāvatī）王女を見出し、王子を王位につかせ、彼女を第 1 王妃にさせた《即位/結婚》。

- (1) 16 歳の時、即位を話題とするから、学業の修了年齢を前年の 15 歳としてとった。

〈12〉ヴェッサンタラ（Vessantara）（菩薩）/男/クシャトリヤ（王子）/16 歳

- ① 16 歳《学業の修了》⇒② 16 歳《結婚/即位》⁽¹⁾

Jātaka 547 Vessantara-j. (vol.VI p.486) : [主分] 菩薩が 16 歳（soḷasavassa）の時、すでにあらゆる学芸を完成させていた（Bo. soḷasavassakāle yeva sabbasippe nipphattiṃ pāpuṇi）《学業の修了》。そこで父王はマッダ国の王家から菩薩の叔父の娘マッディーを迎えて第 1 妃とし、菩薩を灌頂即位させた《結婚/即位》。

- (1) 【資料集 1-1】では、16 歳を《学業の修了》年齢の 1 項目としてとっていたが、《結婚/即位》についても 1 年のタイムラグがないものとして補った。

〈13〉月女の夫/男/クシャトリヤ/16 歳

- ① 16 歳《結婚》⇒② 16 歳《即位》（夫婦）

『旧雜譬喻經』07（大正 04 p.512 上）：昔有國王夫人生一女。父母名爲月女。端正無比。王與衣被珍寶。輒言自然也。至年十六。王恚言。此是我與。汝何言自然。後有乞兒來丐。王言。此實汝夫。月女言諾。……行到大國。國王時崩無太子。夫婦於城外坐。……時大臣使梵志八人於都城門行人出入以次相之。唯有此夫婦應相耳。是時舉國群臣共奉迎之爲王《即位》。王夫婦以正法治國人民安寧。

- (1) 即位したのは月女ではなくその夫であると解釈した。

〈14〉瑠璃/男/クシャトリヤ/20 歳

『法句譬喻經』（大正 04 p.590 下）：昔佛在舍衛國精舍之中。爲諸天人說法。時國王第二兒名曰瑠璃。其年二十將從官屬退其父王。伐兄太子自禪爲王。

〈15〉釈尊/男/クシャトリヤ/29 歳

『過去現在因果經』（大正 03 p.627 中）：具有如此相好之身。若在家者。年二十九。爲轉輪聖王《即位関連》。若出家者。成一切種智。

〈16〉 釈尊/男/クシャトリヤ/32 歳

『衆許摩訶帝経』（大正 03 p.940 中）：若不出家年三十二作金輪王⁽¹⁾。

(1) 上記の外に次のような資料も存する。ただし同列には扱えないので参考として掲げておく。

(童子) /男/不明(殤呪) /10 余歳

『生経』11（大正 03 p.077 上）：即生外道爲殤呪子。年十餘歳。與其同輩。戲于路側。時有梵志過見戲童。人數猥多。遍觀察之。見殤呪子。特有貴相。應爲王者。顔貌殊異。於人中上。梵志命曰。爾有王相。……後日未幾。王薨絶嗣。娉求賢士。以爲國冑。群臣議曰。國之無主。如人之無首。宜速發遣使者。勤求有德。以時立之。使者四布。遙見斯童有異人之姿。輒尋遣人。還啓群臣。唯嚴王制。威儀法駕。幸來奉迎。群臣百寮。莫不踊躍。如使者所白。嚴駕奉迎。香湯洗沐。五時朝服。寶冠劔帶。如先王之法。前後導衛。不違國典。即位處殿。南面稱制。境土安寧。民庶踊悅。於時梵志。仰瞻天文。下察地理。知已嗣立。

[2] 上記資料を統計的に分析してみる。

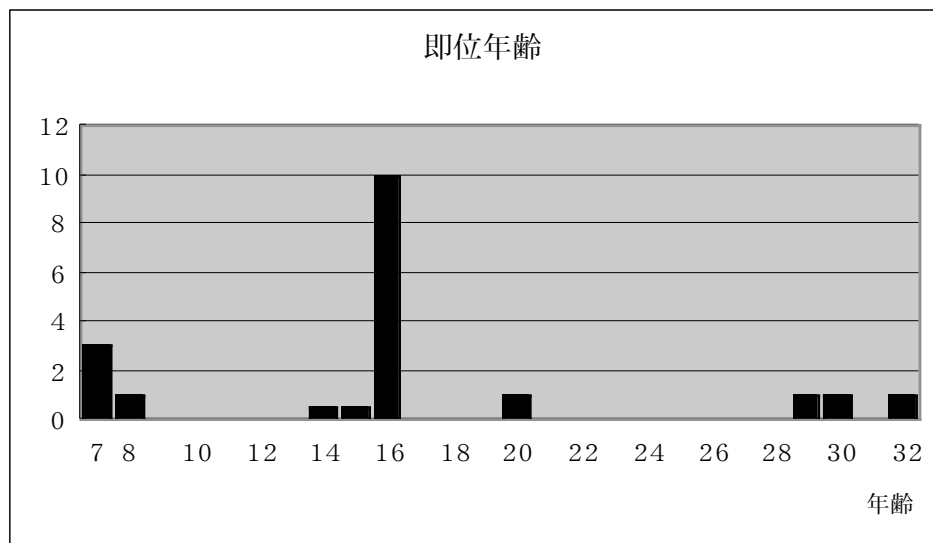
[2-1] 即位年齢の A 文献・B 文献資料を度数分布表にしてみると以下のようなになる。

《即位年齢》

年 齢	A. 原 始 仏 典				B. 後 期 仏 典				総 計
	パーリ		漢 訳		<i>Jātaka,</i> <i>Apadāna</i>		本縁部・ 根本有部律		
	男	女	男	女	男	女	男	女	
7					2		1		3
8							1		1
14.5			1(1)						1
16					8		1	1	10
20							1		1
29							1		1
30			1						1
32							1		1
平 均			22.3		14.2		18.7	16.0	16.6
最頻値									16
総 計			2		10		6	1	19

(1) 結婚年齢を 14 歳 15 歳とする〈1〉の資料である。下のヒストグラムでは 15 歳、16 歳の男性グラフにそれぞれ 0.5 度数を加算した。

[2-2] 上記の (1) の注を考慮して、ヒストグラムで修正を加えると次のようになる。



〔2-3〕 A 文献（2 件）、B 文献（17 件）を合わせた即位年齢の最頻値は 16 歳（度数 10〔相対度数 52.63〕）である。

平均を出せば、A 文献は 22.3 歳、B 文献は 15.9 歳、A 文献・B 文献を合わせた平均は 16.6 歳である。

〔3〕 若干の考察を加える。

〔3-1〕 上記のヒストグラムを見れば分かるように、即位関連の年齢資料数は少ないが 7、8 歳の山と 16 歳を中心とする山の 2 つに分かれる。B 文献の〈1〉がいうように、7 歳 8 歳ではあまりに幼すぎることはいうまでもない。説話的にはそれでも正しく国を治めたということになるが、現実的に摂政や大臣などが代りに政務を行ったのであろう。しかしながら 7、8 歳という幼少の年齢の時に王位についたということは大いにありうるであろう。日本の歴史においても、こうしたケースは少なくないからである。

とはいいながら実際的な意味で王位について王権をふるったり、王位につくことを望むようになるのは 16 歳ということになる。現代的にはこれでもまだ若すぎるという感じがしないではないが、古代インドにおいては 16 歳頃にそうした野望が生じるという社会通念があったのであろう。「モノグラフ」第 11 号に掲載した【論文 11】「提婆達多 (Devadatta) の研究」においては、マガダ国の王子であった阿闍世が提婆達多に唆されて王位を奪おうとした年齢を 16 歳から 20 歳くらいの間としておいたが⁽¹⁾、妥当な線であったということができるであろう。

(1) p.097 参照

〔3-2〕 法典類に王子の当為としての即位年齢は記されていない。もし当為としての王の引退時期（退位時期）が記されていれば、それと関連して考えることができるかも知れないが、それもなし。しかし『マヌ法典』には「王の生き方」の項目下において

（男は）30 歳になったときに好ましい 12 歳の娘を、あるいは 24 歳の時に 8 歳の娘を娶るべし。（結婚を遅らせることによって、創造主によって定められた）生き方（ダルマ）が衰退するときには直ちに（娶るべし）⁽¹⁾。

とされており、必ずしも早い年齢での結婚は勧められていない。結婚よりも即位が早い方がよいとは考えられないであろうから、そう考えると原始仏教聖典がいう7、8歳はもとより16歳でも早すぎるようである。もし老齢になった王は退位して王子に位を譲るという習慣があれば別であるが、通常は思い掛けない父王の崩御によって王子が即位するとか、大臣などに唆されて王位を奪うとか、その他のさまざまな外的状況によって王位につく場合が多かったものと考えられるから、標準的ないしは平均的な即位年齢を算出することは意味がないかも知れない。

しかしながら先に紹介したようなマガダ国の政変のようなものを考えるにあたっては、16歳という即位関連年齢は意味を有してくるであろう。

(1) 渡瀬信之訳『マヌ法典』（中公文庫 1991.12）p.304

【9】 隠棲年齢

[0] 本項では隠棲年齢を検討する。ここにいう「隠棲」の意味は後に述べる。

[1] これには次のような資料を見いだすことができる。

[1-1] 原始仏教聖典（A文献）の隠棲年齢資料である。

(1) アッサラーヤナ（Assalāyana）/男/青年婆羅門（māṇava）/16歳

① 16歳《隠棲》⇒② 16歳《学業の修了》

MN.093 Assalāyana-s. (vol. II p.147) : アッサラーヤナという名の青年婆羅門（māṇava）が舎衛城（Sāvatthi）に住んでいた。彼は年若く（dahara）剃髪し（vutta-sira）⁽¹⁾ 《隠棲》、年齢は生れて16歳であった（soḷasavassuddesiko jātiyā）。字彙と儀軌（nighaṇḍukeṭubha）を含む、語源論（akkharappabheda）を含む古伝説（itihāsa）を第5とするヴェーダに通達し（tiṇṇaṃ vedānaṃ pāragū）、聖句の通曉者（padaka）にして文典家（veyyākaraṇa）であり、順世論（lokāyata）および大人相（mahāpurisalakkhaṇa）において完全であった《学業の修了》。

(1) ‘vutta-sira（頭を剃った）’を剃髪と訳したが、これはダルマ・シャーストラでいう髻剃式（keśānta, godāna）をさしているのかも知れない。とすれば、ここでは出胎から数えた年齢である。通常のヴェーダの就学期間からいえば、この儀式は師の家で行うものであるが、彼はまたヴェーダを学習し終えており、終身学生（naiṣṭhika）にあるか、受胎より数えれば17歳に新しい住期である「遍歴期」に入ったということも考えられる（caritaṃ … paribbājakaṃ p.148）。片山一良訳『中部』の‘paribbājaka’の脚注には、「出家の規則（pabbajjā-vidhāna）のこと」とし、「かれらは「三ヴェーダを学習し、最後に《バラモンとして》出家する場合、諸マントラによって出家し、出家者はその諸マントラを守り、あるいは行なう。尊者はそのすべてを行ない、学び終えている」（パーリ仏典〈第一期〉4 p.381 脚注）とし、これによれば「バラモンとしての出家」とする。なおダルマ・スートラの時代、学生期の後の住期の選択は学生に委ねられていた。「モノグラフ」第9号 p.207のĀpastambha Dharmasūtra S.2.21.1~5、および渡瀬信之『マヌ法典—ヒンドゥー教世界の原型』

(中公新書 1990.2) p.042 を参照されたい。

〈2〉カーパティカ (Kāpaṭhika) /男/青年婆羅門 (māṇava) /16 歳

① 16 歳《隠棲》⇒② 16 歳《学業の修了》

MN.095 Caṅkī-s. (vol. II p.164) : カーパティカという名の青年婆羅門がいた。彼は年若く (dahara) 剃髪し⁽¹⁾ 《隠棲》、年齢は生れて 16 歳であった (soḷasavassuddesiko jātiyā)。字彙と儀軌 (nighaṇḍukeṭubha) を含む、語源論 (akkharappabheda) を含む古伝説 (itihāsa) を第 5 とするヴェーダに通達し (tiṇṇaṃ vedānaṃ pāragū)、聖句の通曉者 (padaka) にして文典家 (veyyākaraṇa) であり、順世論 (lokāyata) および大人相 (mahāpurisalakkhaṇa) において完全であった《学業の修了》。

(1) 上記〈1〉の註を参照されたい。ただし、本文中に ‘paribbājaka’ への言及なし。

[1-2] 後期原始仏教聖典 (B 文献) の隠棲年齢資料である。

〈1〉一王子/男/クシャトリヤ (王子) /7 歳

① 7 歳《隠棲》⇒② (父王の死後) 《即位》

『雜譬喻經』道略集 19 (大正 04 p.526 下) : 昔有一國王子年始七歳。便入深山求學仙道《隠棲》。未曾知朝廷百官之任。後國王壽終便無堪任爲國王者。群臣共議。山中仙人本是王子。兼修道德。以此爲王萬國有賴也。率土臣民皆出詣山。拜此仙以爲國王。乘以王輿迎還本國。宣勅食官妙饌盛味以饗大王。……

〈2〉睽/男/バラモン/10 歳

『菩薩睽子經』失訳 (No.174 大正 03 p.436 中) : 子年七歳號字曰睽。睽至孝仁慈奉行十善。不殺不盜不婬不欺誑。不飲酒不妄言不綺語。不嫉妬不呪詛。信道不疑晝夜精進。奉事父母如人事天。言常含笑不傷人意。行則應法不妄傾邪。父母喜悅無復憂愁。年過十歳。睽長跪白父母言。本發大意欲入深山《隠棲》⁽¹⁾。

(1) 異訳に『睽子經』聖堅訳 (No.175 大正 03 pp.438 中～443 下) がある。また *Jātaka 540 Sāma-j* (vol. VI pp.068～095) では、菩薩が 16 歳 (soḷasavassa) になった時、両親は彼を葉の庵の中に寝かせておいたまま、自分たちで樹の根や果物を採りに出掛けた。その先で 2 人とも蛇に毒をかけられ、目が不自由になった。菩薩はこの不幸に一度は泣き、一方でこれからは両親を扶養できることを喜んだ。「年齢記事一覧 [I] – “Jātaka-aṭṭhakathā” 篇 –」では、両親を扶養することから、「就業」年齢と解している (本「モノグラフ篇」1 号 p.162)。

『睽子經』西晋聖堅訳 (No.175 大正 03 ① p.438 下) : 睽年過十歳睽自長跪白父母言。本發大意欲入深山。(② p.440 中) : 睽年過十歳。睽自長跪白父母言。本發大意欲入深山志求空寂無上之道。(③ p.442 中) : 至年過十歳。睽自長跪白父母言。本發大意欲入深山志求空寂無上之道⁽¹⁾。

(1) 『睽子經』聖堅訳 (No.175) には 3 ヴェージョンを挙げる (本「モノグラフ篇」10 号 p.221)。

〈3〉菩薩/男/バラモン/16 歳

Jātaka 144 Nangutṭha-j. (vol. I p.493) : [主分] 菩薩は西北婆羅門の家に生まれ、16 歳 (soḷasavassa) になった時、両親は息子に 2 つの進路の選択を問うた。家庭に住みたければ、3 ヴェーダを学びなさい、梵天界に行きたければ、生まれ

た時から絶やしていない火をもって森林に入り、大梵天を供養しなさい、と。菩薩は後者を選び、しばらくの間、林間に住んでいた《隠棲》。

〈4〉菩薩/男/バラモン/16歳

Jātaka 162 Santhava-j. (vol. II p.043) : [主分] 菩薩は婆羅門の家に生まれた。

彼が16歳 (soḷasavassa) の時に、両親が誕生の時から点じて来た火を携えて森林の中に住居を定め、火の神に仕えた《隠棲》。

〈5〉チッタ (Citta) (菩薩) /男/チャンダーラ (アウト・カースト) /16歳

Jātaka 498 Citta-Sambhūta-j. (vol. IV p.390) : [主分] チッタ賢者は16歳 (soḷasavassa) になると、家を出てヒマラヤの山に入り出家して仙人となった《隠棲》。

〈6〉ハッティパーラ (Hatthipāla) (菩薩) /男/バラモン (王の養子) /16歳

① 16歳《即位関連》⇒② 16歳《隠棲》

Jātaka 509 Hatthipāla-j. (vol. IV p.476) : [主分] 菩薩は司祭官の子として生まれ、ハッティパーラと名づけられた。16歳 (soḷasavassa) の時、子のない王は、予てから友人でもある司祭官に子ができたら王位に即けようと約束していたので、王と司祭官とは、灌頂即位の儀式を行う前に、ハッティパーラが出家してしまう恐れがないか、試してみることにした《即位関連》。ところが、却って出家を促す結果になってしまった《隠棲》⁽¹⁾。

(1) 父の司祭はハッティパーラに、「いまは出家すべきときではない」と言って、詩を唱えた。「諸ヴェーダを学んだ後、富みを求めよ。わが子よ、息子たちを〔もうけ〕、家庭を確立し、もろもろの香と味をすべて経験して森〔へ行く〕べし。そういうムニは称賛される」(p.477)。司祭の人生観は学生期⇒家住期⇒林住期の考え方。

〈7〉アヨーガラ (Ayoghara) (菩薩) /男/クシャトリヤ (王子) /16歳

① 16歳《学業の修了》⇒② 16歳《即位関連/隠棲⁽¹⁾》

Jātaka 510 Ayoghara-j. (vol. IV p.491) : [主分] 王子(菩薩)は夜叉女の危害を逃れて、16歳 (soḷasavassa) になるまで鉄の家で成長した。その間にあらゆる学芸をおぼえて《学業の修了》、勇敢で力ある王子となった。王は王国を息子に与えようとしたが《即位関連》、王子はむしろ出家を願い、王も妃も、多くのものがそれにならって出家した《隠棲》。

(1) 【資料集1-1】では「出家」の項で取ったが、資料集では「出家」は仏教教団への出家として取っており、ここでは「隠棲」として取り直した。また文脈より「即位関連」の年齢資料としても採用した。

〈8〉舍利弗/男/バラモン/16歳

① 16歳《隠棲》⇒② 16歳《学業の修了》

『根本有部律』「僧伽伐尸沙 002」(大正 23 p.682 中) : [優陀夷] 次至尊者舍利子所住之房。告言諸妹。此是貴族婆羅門子。捨俗出家《隠棲》年始十六。帝釋聲明經心悟解。諸外論者並皆摧伏《学業の修了》。

〈9〉阿羅邏/男/バラモン/16歳

『過去現在因果經』(大正 03 p.638 中) : その時、太子は阿羅邏仙人に何歳の時に出家をし、何年の歳月が経ったかと訊ねた。仙人は「我は年十六にして便ち出

家し《隠棲》、梵行を修し来たりて、一百四年なり」と応えた。

〈10〉ある子（銀色王の転生）/男/バラモン/20 歳

① 20 歳《結婚関連》⇒② 20 歳《隠棲》

『銀色女経』（大正 03 p.451 中）：託生彼處婆羅門婦。足滿十月生一童子。端正殊妙最上無比。身色具足年二十後。于時父母而語之言。摩那婆。當須造舍《結婚関連》。時彼童子報父母言。爲我造舍爲有何義。我心今者不在於舍。惟願放我入於深山。父母即聽。彼出自舍往詣山林《隠棲》。既往到已見山林中。

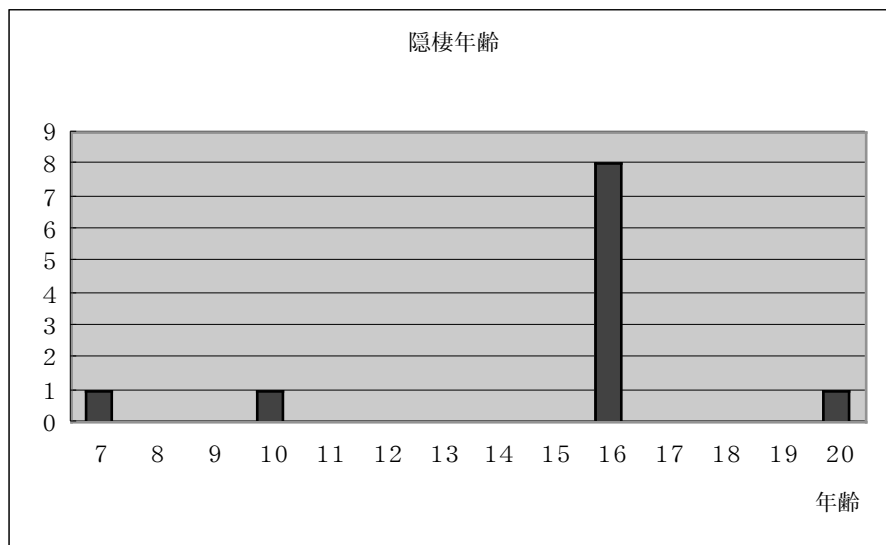
[2] 上記を統計的に分析してみる。

[2-1] 隠棲年齢の A 文献・B 文献資料を度数分布表にしてみると以下ようになる。

《隠棲年齢》

年 齢	A. 原 始 仏 典				B. 後 期 仏 典				総 計
	パーリ		漢 訳		<i>Jātaka,</i> <i>Apadāna</i>		本縁部・ 根本有部律		
	男	女	男	女	男	女	男	女	
7							1		1
10							1		1
16	2				5		1		8
20							1		1
平 均	16				16		13.3		15
最頻値									16
総 計	2				5		4		11

[2-2] 上記の表をヒストグラムで表すと次のようになる。



[2-3] A 文献（2 件）、B 文献（9 件）を合わせた隠棲年齢の最頻値は 16 歳（度数 8

〔相対度数 72.72〕）である。資料は男性資料しかない。

平均を出せば、A 文献は 16.0 歳、B 文献は 14.8 歳、A 文献・B 文献を合わせた平均は 15.0 歳である。

〔3〕上記をもとに若干の考察を加える。

〔3-1〕まずここにいう「隠棲」のあり方がどのように表現されているかを調査してみよう。

剃髪：A 文献〈1〉の *MN.093*（バラモン）、〈2〉の *MN.095*（バラモン）

入深山（求学仙道）：B 文献〈1〉の『雑譬喻経』（クシャトリヤ）、〈2〉の『菩薩睺子経』（バラモン）、『睺子経』（バラモン）、〈5〉の *Jātaka*（チャンダーラ）、〈9〉の『過去現在因果経』（バラモン）

入森林：B 文献〈3〉の *Jātaka* 144（バラモン）、〈4〉の *Jātaka* 162（バラモン）、

出家：B 文献〈6〉の *Jātaka* 509（バラモン＝王の養子）、〈7〉の *Jātaka* 510（バラモン）、〈8〉の『根本有部律』（バラモン）、〈10〉の『銀色女経』（バラモン）

である。

このうちの「出家」は沙弥となったとか具足戒を得たという表現ではないから、おそらく仏教への出家ではないであろう。とすればさまざまな表現はなされているが、バラモン教の伝統の中にある仙道を求めて家を出、隠棲的な修行を始めたということを意味するであろう。

また原始仏教聖典には、林住期の修行者に相応すると考えられる螺髻梵志（*jaṭila*）なる修行者がしばしば登場するが、「モノグラフ」第 7 号に掲載した【論文 6】「原始仏教聖典におけるバラモン修行者——*jaṭila*（螺髻梵志）と *vānaprastha*（林住者）——」において検討したように、彼らはいわば「隠居」のような生活をし、家庭と付かず離れずの非僧非俗的な生活形態をとるから、これをさすものでもなさそうである。

（1）【資料集 4】「古典インド法典類の年齢記事資料」pp.199～200

〔3-2〕この隠棲年齢を 16 歳とするものが最頻値であることは、学業の修了年齢と、結婚年齢の最頻値が 16 歳であることに密接に関連するであろう。すなわち 16 歳で学業を修了すれば、普通はこのときに結婚して家住期に入り、家長としての義務をはたすことを始めるのであるが、結婚を望まず、したがって家住の生活を好ましく思わない特殊ケースとして、この隠棲が選択されるということである。

なお仏教において出家したり、沙弥あるいは比丘となったりする資料は、【資料集 1-1】【資料集 1-2】【資料集 6】の〔項目記事一覧〕の「出家」「沙弥・沙弥尼」あるいは「比丘・比丘尼」の項を参照されたい。また律蔵の規定によれば、比丘・比丘尼として具足戒を受けることができる年齢は 20 歳であり、比丘尼には曾嫁女の特例があることは先に記した。また沙弥・沙弥尼については、特段の規定はなく、カラスを追い払えることができれば出家させてよいことになっている。このように仏教においての出家についての標準年齢はこれを基準にして考えればよいということで、統計的処理を省略した。もちろん老齢になってから出家して具足戒を受けるということもありうるわけであるが、これは特殊ケースと見なそう

【10】老耄年齢

[0] 自覚的になしうるものではないから、ライフステージと呼ぶことは不適切であるが、原始仏教聖典に登場する人物の個人史を考えるとときには必要な項目であるので、これも調査しておく。

[1] 年齢を記して老耄したことを記す資料には次のようなものがある。

[1-1] 原始仏教聖典（A文献）の老熟年齢記事を紹介する。

〈1〉後世の人民/男/不明（後世人民）/30 歳

『増一阿含』052-009（大正 02 p.830 上）：〔波斯匿〕王夢見大樹生華。後世人民多逢驅役。心焦意惱常有愁怖。年滿三十頭髮皓白《老熟》。

〈2〉当来世の人/男/不明（当来世の人）/30 歳

『五分律』「雜法」（大正 22 p.172 下）：〔迦葉〕佛言。此十一夢乃爲當來不爲今也。夢中小樹生華者。於當來世有佛。出於百歲人中。名釋迦牟尼如來應供等正覺。爾時人年三十便已頭白《老熟》。夢見華即成果者。爾時二十歲人便已生兒。

〈3〉釈尊/男/クシャトリヤ（仏）/80 歳

MN.016 Mahāparinibbāna-s. (vol. II pp.100～156)：阿難よ、我は今、年若い (*jiṇṇa*) 年長け (*vuddha*) 高齢 (*mahallaka*) にして、晩年 (*addhagata*) である老衰に達し (*vayo anuppatta*)、我が齢は 80 歳 (*āsītiko vayo*) である。……第 4 禅より起ち、釈尊は直に般涅槃に入られた《老熟/死没》。

SN.047-009 (vol. V p.153)：阿難よ、我は今、年若い (*jiṇṇa*) 年長け (*vuddha*) 高齢 (*mahallaka*) にして、晩年 (*addhagata*) である老衰に達し (*vayo anuppatta*)、我が齢は 80 歳 (*āsītiko vayo*) である《老熟》。

〈4〉ある人 (*purisa*) /男/不明（一般）/80 歳 (80 歳 90 歳 100 歳)

MN.012 Mahāsihanāda-s. (vol. I p.082)：舍利弗よ、ある沙門ある婆羅門はこのような見解を抱く。「もし人若く、青年にして、漆黒の髪をもち、吉祥の若さを備え、青年期においてあれば (*paṭhamena vayasā*)、最上の智慧弁才に達するであろう。しかし、もし人、年若い (*jiṇṇa*) 年長け (*vuddha*) 高齢 (*mahallaka*) にして、晩年 (*addhagata*) である老衰に達し (*vayo anuppatta*)、生れてから 80 歳 (*asītika*)、90 歳 (*navutika*)、もしくは 100 歳 (*vassa-satika*) にも到るならば、彼の智慧弁才は衰退する《老熟》と。しかしそれは認められない。我は今、年若い年長け高齢にして、晩年である老衰に達し、我が齢は 80 歳 (*asītika*) である《老熟》。ここに我の四声聞 (*cattāro sāvaka*) は次のごとくあるべし。100 歳を寿命とし (*vassasatāyuka*)、100 歳を生き (*vassasatajīvin*)、最上の行動、最上の気力、最上の智慧弁才に達すべし。

〈5〉ある女人/女/クシャトリヤ・バラモン・ヴァイシャ/80 歳 (80 歳 90 歳 100 歳)

MN.013 Mahādukkhakkhandha-s. (vol. I p.088)：比丘達よ、色の患 (*ādinava*) とは何か。たとえばここにかの女 (姉妹, *bhagini*) の、後に生れて 80 歳

(asitika)、90 歳 (navutika)、もしくは 100 歳 (vassasatika) に至り、年老的、垂木のように曲がり (gopānasivaṅkaṃ)、……皺が寄り、身体に斑点が生じたかの女を見るならば、いかに思ふか。かつて微妙端麗なるかの女は失せて、患があらわれたと思うであろう。これが色の患である《老熟》。

〈6〉コーラヴァ (Koravya) /男/クシャトリヤ (王) /80 歳

MN.082 Raṭṭhapāla-s. (vol. II p.069) : コーラヴァ王は尊者ラッタパーラ (Raṭṭhapāla) の問いを肯定して言った、「我は 20 歳 (visativassuddesika) もしくは 25 歳 (paṇṇuvīsati-vassuddesika) の時、象にても馬にても車にても弓にても刀にても能く行ない、股力あり、腕力あって、戦場の往来者 (saṅgāmāvacara) であった《男盛り・働き盛り》」と。……コーラヴァ王は尊者ラッタパーラ (Raṭṭhapāla) の問いを否定し言った、「我は今、年老的 (jinṇa) 年長け (vuddha) 高齢 (mahallaka) にして、晩年 (addhagata) である老衰に達し (vayo anuppatta)、我が齢は 80 歳 (āsītiko vayo) である《老熟》」と。

〈7〉人 (manussa) /男/不明 (一般) /80 歳 (80 歳 90 歳 100 歳)

MN.130 Devadūta-s. (vol.III p.180) : 閻魔王 (Yamo rājan) が言った、「おい、汝、男子 (purisa) よ、人中において (manussesu)、女、もしくは男の生れて 80 歳 (asitika)、90 歳 (navutika)、もしくは 100 歳 (vassasatika) となり、年老的、垂木のように曲がり (gopānasivaṅkaṃ)、……を見ずや《老熟》」と。

〈8〉一長老/男/不明 (一般) /80 歳 (80 歳 90 歳 100 歳)

AN.002-004-007 (vol. I p.068) : マハーカッチャーナ (Mahākaccāna) はカンダラーヤナ (Kaṇḍarāyana) 婆羅門に言った。「婆羅門よ、かの釈尊は老地 (vuddha-bhūmi) と壮地 (dahara-bhūmi) とを明らかにされた。婆羅門よ、年長け (vuddha)、生れて 80 歳 (asitika)、90 歳 (navutika)、もしくは 100 歳 (vassasatika) であっても、諸欲を受用し、欲望の中に住み、欲の熱悩に焼かれ、欲の尋思に食い尽くされ、欲を求めることに熱心であるならば《男盛り・働き盛り》、実に彼は無知な長老と呼称される。婆羅門よ、年若く (dahara)、漆黒の髪をもち、吉祥の若さを備え、青年期であっても (paṭhamena vayasā)、諸欲を受用せず、欲望の中に住まず、欲の熱悩に焼かれず、欲の尋思に食い尽くされず、欲を求めることに熱心でないならば《老熟》、実に彼は智者の長老と呼称される。」

〈9〉釈尊/男/クシャトリヤ (仏) /80 歳

『中阿含』213「法莊嚴經」(大正 01 p.797 中) : 復次世尊。我亦國王。世尊亦法王。我亦刹利。世尊亦刹利。我亦拘薩羅。世尊亦拘薩羅。我年八十。世尊亦八十。

『増一阿含』026-006 (大正 02 p.637 上) : 今日如來年已衰微年過八十。

『増一阿含』041-005 (大正 02 p.746 中) : 吾今年老以向八十。然如來不久當取滅度⁽¹⁾。

(1) 参考資料に次のようなものがある。『増一阿含』048-003 (大正 02 p.789 上) : 爾時世尊告迦葉曰。吾今年已衰耗。年向八十餘。

〈10〉波斯匿/男/クシャトリヤ (王) /80 歳

『中阿含』213「法莊嚴經」(大正 01 p.797 中) : 復次世尊。我亦國王。世尊亦法

王。我亦利利。世尊亦利利。我亦拘薩羅。世尊亦拘薩羅。我年八十。世尊亦八十。

〈11〉一耆年/男/不明（一般）/80歳（80歳90歳）

『雜阿含』547（大正02 p.141下）：若有耆年。八十九十髮白齒落《老熟》。成就年少法者。此非宿士。雖復年少年二十五。色白髮黑。盛壯美滿。而彼成就耆年法者。爲宿士數。梵志問言。云何名爲八十九十髮白齒落。而復成就年少之法。年二十五膚白髮黑盛壯美色。爲宿士數。

〈12〉一士夫/男/バラモン（外道）/80歳（80歳90歳）

『雜阿含』975（大正02 p.252上）：此諸外道論議。說應不應合不合。於聖法律如小兒戲。譬如士夫年八九十。髮白齒落作小兒戲。團治泥土作象作馬種種形類。

〈13〉一老人/男/不明（一般）/80歳

『別訳雜阿含』209（大正02 p.451下）：我佛法中。童男童女。共相聚會。歡娛燕會。隨意舞戲。是名相應。譬如有人。年過八十。頭白面皺。牙齒墮落。然猶歌舞。作木牛馬。作於琵琶箏篴箏笛。亦作小車及踰鞠戲。如斯老人。作如是事。名不相應。

〈14〉一老人/男/不明（一般）/80歳（80歳90歳）

『增一阿含』019-009（大正02 p.595下）：迦遮延曰。正使婆羅門。年在八十九十《老熟》。彼人不止姪欲作諸惡行。是謂婆羅門雖可言老。今在壯地。婆羅門曰。何者年壯住在老地。迦遮延曰。婆羅門。若有比丘年在二十。或三十四五十。彼亦不習姪欲。亦不作惡行。是謂婆羅門年壯在老地。

〈15〉一女人/女/クシャトリヤ・バラモン・ヴァイシャ/80歳（80歳90歳100歳）

『增一阿含』021-009（大正02 p.605中）：云何爲色大患。復次若後見彼女人。年八十九十乃至百歳顔色變異。年過少壯牙齒缺落頭髮皓白。身體垢界皮緩面皺脊偻呻吟身如故車。形體戰掉扶杖而行。云何比丘。初見妙色後復變易《老熟》。豈非是大患乎。

〈16〉一老翁/男/不明/80歳（80歳90歳）

『僧祇律』「雜誦跋渠法」（大正22 p.418上）：爾時諸比丘度八十九十人出家。頭白背偻脊屈隱現。諸根不禁。或小便時大便漏出。進止須人。不能自起。若於房中温室中。洗脚處經行處。短氣連軟洩唾流涎瀾。汚僧淨地。爲世人所譏。云何沙門釋子度此老翁頭白背偻欬嗽振動。起止須人。出家之人宜應康健。坐禪誦經修習諸業。此壞敗人何道之有。復有人言。汝不知耶沙門釋子出家無父。養此老翁當作父想。復有人言。此諸沙門唯二種人不度。一者死人。二者不欲出家。若不度者。衆不增長。諸比丘以是因緣。往白世尊。佛言。喚是比丘來。來已佛具問上事。汝實爾不答言。實爾。佛言。從今日後太老不應與出家。

〈17〉ある人（purisa）/男/不明（一般）/90歳（80歳90歳100歳）

MN.012 Mahāsīhanāda-s. (vol. I p.082) : 〈4〉参照

〈18〉ある女人/女/クシャトリヤ・バラモン・ヴァイシャ/90歳（80歳90歳100歳）

MN.013 Mahādukkhakkhandha-s. (vol. I p.088) : 〈5〉参照

〈19〉人（manussa）/男/不明（一般）/90歳（80歳90歳100歳）

MN.130 Devadūta-s. (vol. III p.180) : 〈7〉参照

- 〈20〉一長老/男/不明（一般）/90歳（80歳90歳100歳）
AN.002-004-007 (vol. I p.068) : 〈8〉参照
- 〈21〉一耆年/男/耆年の人/90歳（80歳・90歳）
 『雑阿含』547（大正02 p.141下）：〈11〉参照
- 〈22〉一士夫/男/バラモン（外道）/90歳（80歳90歳）
 『雑阿含』975（大正02 p.252上）：〈12〉参照
- 〈23〉一老翁/男/不明/90歳（80歳90歳）
 『僧祇律』「雑誦跋渠法」（大正22 p.418上）：爾時諸比丘度八十九十人出家。
 ……
- 〈24〉一老人/男/老地の人/90歳（80歳90歳）
 『増一阿含』019-009（大正02 p.595下）：〈14〉参照
- 〈25〉一女人/女/クシャトリヤ・バラモン・ヴァイシャ/90歳（80歳90歳100歳）
 『増一阿含』021-009（大正02 p.605中）：年八十九十乃至百歳顔色變異《老熟》。
- 〈26〉ある人（*purisa*）/男/不明（一般）/100歳（80歳90歳100歳）
MN.012 Mahāsihanāda-s. (vol. I p.082) : 〈4〉参照
- 〈27〉ある女人/女/クシャトリヤ・バラモン・ヴァイシャ/100歳（80歳90歳100歳）
MN.013 Mahādūka-khakkhandha-s. (vol. I p.088) : 〈5〉参照
- 〈28〉人（*manussa*）/男/不明（一般）/100歳（80歳90歳100歳）
MN.130 Devadūta-s. (vol. III p.180) : 〈7〉参照
- 〈29〉一長老/男/不明（一般）/100歳（80歳90歳100歳）
AN.002-004-007 (vol. I p.068) : 〈8〉参照
- 〈30〉一女人/女/クシャトリヤ・バラモン・ヴァイシャ/100歳（80歳90歳100歳）
 『増一阿含』021-009（大正02 p.605中）：年八十九十乃至百歳顔色變異《老熟》。
- 〈31〉*Brahmāyu*/男/バラモン/120歳
MN.091 Brahmāyu-s. (vol. II p.133) : その時ミティラー（*Mithilā*）にブラフマーユ婆羅門が住んでいた。年老い（*jiṇṇa*）年長け（*vuddha*）高齢（*mahallaka*）にして、晩年（*addhagata*）である老衰に達し（*vayo anuppatto*）、生れて120歳（*viṣaṃvassasatiko jātiyā*）であり、字彙と儀軌（*nighaṇḍukeṭubha*）を含む、語源論（*akkharappabheda*）を含む古伝説（*itihāsa*）を第5とするヴェーダに通達し（*tiṇṇaṃ vedānaṃ pāragū*）、聖句の通曉者（*padaka*）にして文典家（*veyyākaraṇa*）であり、世間論（*lokāyata*）及び大人相（*mahāpurisalakkhaṇa*）において完全であった。……ブラフマーユ婆羅門は釈尊の三十二相を調べた後、随順説を聞き、……釈尊が去られて間もなく亡くなった《老衰/死亡》。
- 〈32〉*Pasenadi* 王の祖母（*Ayyakā*）/女/王の祖母/120歳
SN.003-003-002 (vol. I p.096) : （パセーナディ王）「我が祖母（*Ayyakā*）は年老い（*jiṇṇa*）年長け（*vuddha*）高齢（*mahallikā*）にして、晩年（*addhagata*）である老衰に達し（*vayo-anuppatta*）《老熟》、生れて120歳（*viṣa-vassa-satikā jātiyā*）にして命終した《死没》。
- 〈33〉2老人/男/バラモン/120歳

AN.003-006-051 (vol. I p.155) : 時に 2 人の婆羅門いた。年老い (jīṇṇa) 年長け (vuddha) 高齢 (mahallaka) にして、晩年 (addhagata) である老衰に達し (vayo-anuppattā) 《老熟》、生れて 120 歳 (vīsaṃvassasatikā jātiyā) であった。……しかし、未だ徳を為さず (akatakalyāṇa)、善を為さず (akatakusala)、恐怖からの避難所を作らず (akatabhīruttāṇa)、……。

〈34〉一梵志/男/バラモン/120 歳

『中阿含』157「黄蘆園經」(大正 01 p.679 中) : 爾時鞞蘭若梵志年耆宿老。壽將欲過命垂至盡。年百二十拄杖而行。……我今自歸於佛法及比丘衆。唯願世尊受我爲優婆塞從今日始終身自歸乃至命盡。

〈35〉那拘羅/男/ヴァイシャ/120 歳

『雜阿含』107 (大正 02 p.033 上) : 爾時有那拘羅長者。百二十歳。年耆根熟。羸劣苦病。而欲覲見世尊及先所宗重知識比丘。來詣佛所。

〈36〉商主/男/バラモン (外道出家) /120 歳

『雜阿含』978 (大正 02 p.253 上) : 爾時那羅聚落有商主外道出家。百二十歳。年耆根熟。爲那羅聚落諸沙門婆羅門長者居士。尊重供養。如阿羅漢。……佛告商主外道出家。汝今可得於正法律。修行梵行。出家受具足。成比丘分。如是出家已。思惟乃至心善解脫。得阿羅漢

〈37〉梵摩/男/バラモン/126 歳

『中阿含』161「梵摩經」(大正 01 p.689 中) ⁽¹⁾ : 此彌薩羅 (Mithilā) 國所有梵志居士者。梵志梵摩於彼最第一。謂壽命故。梵志梵摩極大長老。壽命具足年百二十六。

(1) 【資料集 1-2】p.166 および p.253 では p.161 中としているが p.689 中の誤りである。

〈38〉薄俱羅/男/不明/160 歳

『根本有部律』「菓事」(大正 24 p.082 下) : 我年百六十不曾身有病《老熟関連》

[1-2] 後期原始仏教聖典 (B 文献) の老熟年齢記事を紹介する。

〈1〉ある比丘/男/不明/60 歳 (比喩)

Jātaka 491 Mahāmora-j. (vol. IV p.342) : 〔主分〕「辟支佛は手を挙げて頭に觸つた。すると、家居の標は消え失せて、出家の標が現われた。彼は 60 歳 (saṭṭhivassa) の長老のように ⁽¹⁾ 衣を着て、8 つの必需品を持って、『御身は私の偉大な救主であつた』と孔雀王に合掌を爲し……」

(1) ここでは 60 歳といているが、一方の〈6〉の用例では 100 歳の長老のようにと
いい (378 Darimukha-j. vol. III p.238)、こちらは法臘のことを指しているとも考えられる。

〈2〉一梵志/男/バラモン/60 歳

『六度集經』11 (大正 03 p.006 中) : 〔波耶王〕遁邁入山坐一樹下。有梵志來。其年六十。問王曰。彼仁國王萬福無恙乎。答曰。彼王已喪命矣。梵志聞之頓地哀慟。王問之曰。汝哀何甚重乎。答曰。吾聞彼王仁逮群生潤如帝釋。故馳歸命。而彼凋喪。吾老窮矣《老熟》⁽¹⁾。

(1) 参考資料に次のようなものがある。『大莊嚴論經』70 (71) (大正 04 p.339 中) では、「一老婆羅門」とあるのみで、年齢を示さず。また『雜譬喻經』道略集 34 (大

正 04 p.530 上)ではただ「婆羅門」、『大智度論』(大正 25 p.146 中)では「遠国婆羅門」、『大唐西域記』(大正 51 p.883 上)では「貧婆羅門」。

〈3〉一老父/男/ヴァイシャ(?) /60 歳

『雜宝藏經』16(大正 04 p.456 中): 當知往昔波羅捺國。有不善法。流行於世。父年六十。與著敷屨。使守門戶。爾時有兄弟二人。兄語弟言。汝與父敷屨。使令守門《老熟》。屋中唯一敷屨。小弟便截半與父。而白父言。大兄與父。非我所與。大兄教父使守門。兄語弟言。何不盡與敷屨。截半與之。弟答言。適有一敷屨。不截半與。後更何處得。兄問言。更欲與誰。弟言。豈可得不留與兄耶。兄言。何以與我。弟言。汝當年老。汝子亦當安汝置於門中。兄聞此語驚愕曰。我亦當如是耶。弟言。誰當代兄。便語兄言。如此惡法。宜共除捨。兄弟相將。共至輔相所。以此言論。向輔相說。輔相答言實爾。我等亦共有老。輔相啓王。王可此語。宣令國界。孝養父母。斷先非法。不聽更爾

〈4〉釈尊/男/クシャトリヤ(仏) /80 歳

『根本有部律』「雜事」(大正 24 p.238 中): 復次世尊我是憍薩羅王。佛亦住憍薩羅。我生刹帝利種。佛亦刹帝利種。我已年事高邁。壽過八十。世尊亦爾壽過八十《老熟》。我是灌頂刹帝利王。世尊亦是無上法王。

〈5〉波斯匿/男/クシャトリヤ(王) /80 歳

『根本有部律』「雜事」(大正 24 p.238 中): 復次世尊我是憍薩羅王。佛亦住憍薩羅。我生刹帝利種。佛亦刹帝利種。我已年事高邁。壽過八十。世尊亦爾壽過八十《老熟》。我是灌頂刹帝利王。世尊亦是無上法王。

〈6〉ダリームカ/男/バラモン(司祭官の子) /100 歳(比喩)

Jātaka 378 Darimukha-j. (vol.III p.238): [主分] ダリームカは面前に一葉の枯葉がひらりと落ちて来るのを見て、諸行無常を悟り、三宝印を覚得し、辟支仏の境地に悟入した。その瞬間、彼の居士の相は滅して、直ちに八要具を具足し、行住坐臥の威相を成じて 100 歳(vassasatika)の長老のようになり、神通力によって虚空を飛翔し、雪山中のナンダムーラ岩窟に去った。

〈7〉寿命/100 歳⁽¹⁾

Jātaka 498 Citta-Sambhūta-j. (vol.IV p.390): [主分] この世に於ける人間の命寿/実に 10 の 10 年/然もその極限に到らざるに/あたかも切られし蘆のごとく萎むなり。

(1) 「人壽 100 歳」とする資料は【資料集 1-2】pp.267~268、【資料集 6】pp.266~267 参照。

〈8〉寿命/100 歳

Jātaka 537 Mahāsutasoma-j. (vol.V p.456): [主分] 聖者は聖者と相い結ぶべく/智慧者は智慧者と相い結ばなむ/吾が無病の 100 歳を見よ/この第 1 の恵与を吾は授くべし⁽¹⁾。

(1) 対応經に次がある。

阿夷/男/道人/100 余歳

『異出菩薩本起經』(大正 03 p.618 上): 國中有大道人。年百餘歳。大工相人。字爲阿夷。寧可俱行相太子。……太子有三十二相。神光表現。道人即垂泣而悲。……道

人曰。昨日天地振動。正爲太子。我傷年老《老熟》。今我當去世《死没閔連》。恨不待此人。恨不聞是人經戒。以故悲泣。

〈9〉福増/男/ヴァイシャ/100 歳

『菩薩本生鬘論』（大正 03 p.343 下）：佛在世時。王舍城中有一長者。名曰福増。年過百歳齒衰力屈《老熟》。家中大小無不生厭。聞説出家心生歡喜。功德無量譬喩不及。出家之利。高於須彌。深於巨海。廣於虛空。所以然者。由出家故方得成佛。三世諸佛未有不因捨家出家成佛者也。是時長者來詣佛所欲求出家。值佛遊化。即便往至舍利弗所。見其熟老不爲攝受。……時彼長者即出寺外發聲大哭。於是世尊從後而至。種種誨喩令其心悅。即語目連。收其出家與受其戒。

『賢愚經』23（大正 04 p.376 下）：爾時世尊。在王舍城迦蘭陀竹園。時王舍城。有一長者。名尸利苾提（秦言福増）其年百歳。聞出家功德如是無量。便自思惟。我今何不於佛法中出家修道。即辭妻子奴婢大小。我欲出家。其人老耄《老熟》。家中大小。莫不厭悔。輕賤其言。無從用者。聞欲出家。咸各喜言。……《比丘》……《阿羅漢》……。

〈10〉寿命/120 歳

Jātaka 155 Gagga-j. (vol. II p.015)：〔主分〕ガッガよ、100 年生き／更に又 20 年生きよ／怪鬼我を喰うことなかれ／汝〔ガッガ〕よ、生くること 100 年なれ。

〈11〉須跋陀羅/男/比丘/120 歳

『大方便仏報恩經』（大正 03 p.137 上）：瞿曇沙門、徒衆無尊卑、五百弟子各稱第一。……極老須跋陀羅年百二十《老熟/出家》亦入其中。

[2] 上記を統計的に分析すると次のようになる。

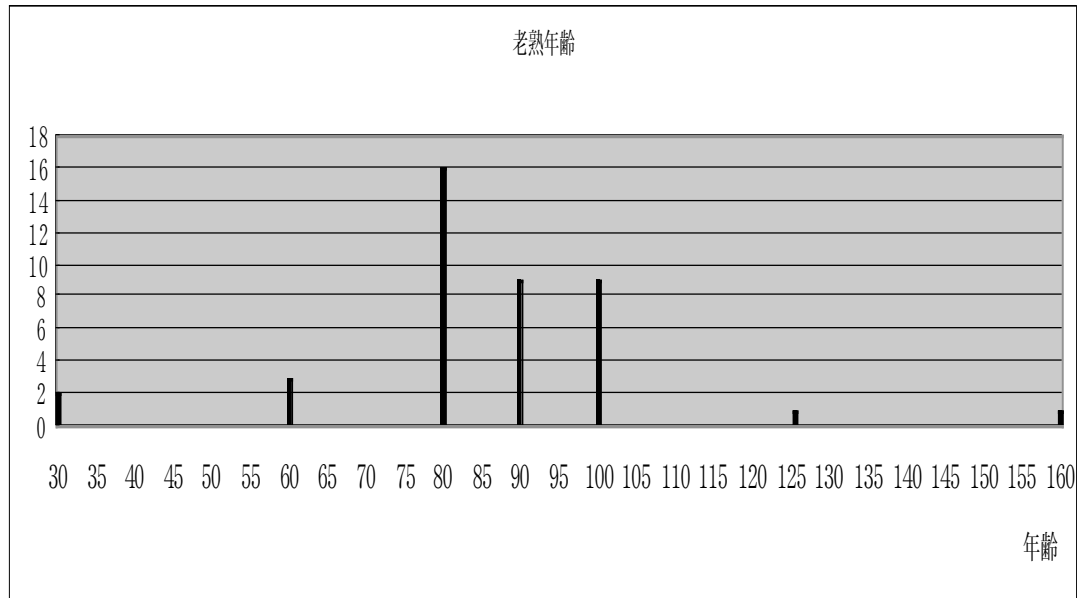
[2-1] 老耄年齢の A 文献・B 文献資料を度数分布表にしてみると以下のようなになる。

《老耄年齢》

年 齢	A. 原 始 仏 典				B. 後 期 仏 典				総 計
	パーリ		漢 訳		<i>Jātaka, Apadāna</i>		本縁部・ 根本有部律		
	男	女	男	女	男	女	男	女	
30			2						2
60					1			2	3
80	5	1	7	1				2	16
90	3	1	4	1					9
100	3	1		1	3			1	9
120	3	1	3		1		1	1	9
126			1						1
160			1						1
平 均	95	97.5	90.3	90	96		120	83.3	94.3

最頻値	80	—	80	—	100		—	—	80
総 計	14	4	18	3	5		1	6	50

〔2-2〕 上記の表をヒストグラムで表すと次のようになる。



〔2-3〕 A 文献（39 件）、B 文献（11 件）の男女を合わせた老耄年齢の最頻値は 80 歳（度数 16〔相対度数 32.00〕）である。文献別では A 文献は 80 歳（度数 14〔相対度数 35.90〕）、B 文献では 100 歳（度数 3〔相対度数 25.00〕）である。またヒストグラムでは男女を分けて示さなかった。

平均を出せば、A 文献は 89.6 歳、B 文献は 91.7 歳、A 文献・B 文献を合わせた平均は 94.3 歳である。なお 30 歳とする A 文献の〈1〉と〈2〉は、夢の中に現れた後世の人々のありさまであるからこれを除外すると、A 文献の平均は 96.1 歳となり、A 文献・B 文献を合わせた平均は 97.0 歳となる。

〔3〕 上記資料にもとづいて若干の考察を加える。

〔3-1〕 上記資料における「老い」は、「高齢」「晩年」「衰微」「髪白齒落」「背が曲がる」などと表現されるから、今でいえば後期高齢者のイメージであろう。上記の統計的処理による老耄の平均年齢は 90 歳を超えるが、これは実年齢というよりも、「80 歳、90 歳、100 歳の老人にもなって」というように譬喩的に使われる用例が多いからであって、現実的に理解すれば、老耄イメージは最頻値の 80 歳であったといつてよいのではなかろうか。当時は次項で紹介するように幼少期において死亡することが多く、平均寿命はおそらくは 30 歳代であったであろうが、成人に達してからの平均余命はかなり高く、60 代はかくしゃくとしていたのであろう。そうして 70 代に入り、80 歳に近づく頃から老耄年齢というイメージがあったのではなかろうか。A 文献の〈3〉資料は釈尊が 80 歳の誕生日⁽¹⁾を迎えられたときの感慨を表したものであるが、それが一般的なものであったのであろう。

(1) 入胎から数えたものであって、これが 80 歳の誕生日の感慨であったことは、「モノグラフ」

第1号に掲載した【論文3】「釈尊の出家・成道・入滅年齢と誕生・出家・成道・入滅の月・日」を参照されたい。

【11】死没年齢

[0] これも自覚的、意識的になしうるライフステージではないが、前項と同様の理由によって調査項目とした。

[1] 原始仏教聖典において年齢をともなった死亡記事には以下のようなものがある。

[1-1] 原始仏教聖典（A文献）の死没年齢記事を紹介する。

〈1〉 イシダーシー（*Isidāsī*）の過去世/不明（女性でもなく、男性でもなく；*n' eva mahilā na puriso*）/シュードラ/30歳⁽¹⁾

Therīgāthā (pp.166~167) vs.442~443：「過去世」それから「わたし、イシダーシーは」……婢の家に（*dāsiyā ghare*）生れ、女性でも男性でもなかった（*n' eva mahilā na puriso*）。30歳の時に死に（*tiṃsativassamhi mato*）、車夫の家（*sākaṭikakula*）に娘として生まれた。

(1) 本「モノグラフ」6号、【資料集1-2】に「死没」資料として落ちていたものを補った。

〈2〉 釈尊①/男/クシャトリヤ/79歳

白法祖訳「仏般泥洹經」（大正01 p.172下）：年亦自至七十有九。惟斷生死迴流之淵。思惟深觀。從四天王。上至不想入。從不想轉還身中。自惟身中四大惡露。無一可珍。北首枕手猗右脇臥。屈膝累脚。便般泥洹。

失訳「般泥洹經」（大正01 p.188中）：……自我爲聖師。年至七十九。……

〈3〉 釈尊②/男/クシャトリヤ/80歳

MN.016 Mahāparinibbāna-s. (vol. II pp.100~156)：

〈4〉 釈尊③/男/クシャトリヤ/80歳

『増一阿含』026-009（大正02 p.640上）：釋迦文佛不久在世年向八十。然今世尊不久當取涅槃。

〈5〉（波斯匿王の母）/女/クシャトリヤ/100歳

『増一阿含』026-007（大正02 p.638上）：時大臣便作是念。此波斯匿王母。年向百歲今日命終。設當聞者王甚愁憂。不能飲食而得重病。我今當設方便。

〈6〉（父）/男/バラモン/100歳

『増一阿含』041-002（大正02 744下）：我頗七日中七男兒死。皆勇猛高才智慧難及。近六日之中。十二作使人無常。能堪作使無有懈怠。近五日已來。四兄弟無常。多諸技術無事不閑。近四日已來父母命終。年向百歲捨我去世。近三日已來二婦復死。……

〈7〉（母）/女/バラモン/100歳

『増一阿含』041-002（大正02 744下）：同上

〈8〉ブラフマーユ (Brahmāyu) /男/バラモン/120 歳

MN.091 Brahmāyu-s. (vol. II pp.133~146) : その時ミティラー (Mithilā) にブラフマーユ婆羅門が住んでいた。年老い (jīṇṇa) 年長け (vuddha) 高齢 (mahallaka) にして、晩年 (addhagata) である老衰に達し (vayo anuppatta) 、生れて 120 歳 (vīsaṃvassasatiko jātiyā) であり、……ブラフマーユ婆羅門は釈尊の三十二相を調べた後、随順説を聞き、…… (p.146) 釈尊が去られて間もなく亡くなった《老熟/死没》。

〈9〉(波斯匿王の祖母) /女/クシャトリヤ/120 歳 ⁽¹⁾

SN.003-003-002 (vol. I p.096) : 世尊よ、わが (Pasenadi 王) 祖母は年老い、年長け高齢にして、晩年である老衰に達し、生れて 120 歳である。ayyakā me bhante kālakatā jīṇṇā vuḍḍhā mahallikā addhagatā vayo anuppattā vīsa-vassa-satikā jātiyā. ※波斯匿王は祖母が馬宝で死を逃れられるならば馬宝を、善き村または国で死を逃れられるならばこれらを与えるので、祖母を死なせないようにと世尊に頼む。しかし世尊は一切の衆生は死法であり、死を終わりとし、死を越え得ないものであると説く。波斯匿王の祖母は 120 歳で死没したとしてとった。

(1) 中村元訳『ブッダ 神々との対話』(岩波文庫 2001 年〔1986 年〕) の注に、
「長寿の人に言及する場合に「百二十歳まで生きた」という表現は古ウパニシャッド以来見られる一種の定型句である。必ずしも実際に百二十歳まで生きたというわけではないらしい」(p.333) とある。

〈10〉須跋^① (Subhadra) /男/バラモン/120 歳

Mahāparinirvāṇasūtra (pp.366~382) :

〈11〉須跋^②/男/バラモン/120 歳

『長阿含』002「遊行経」(大正 01 p.025 上) : 須跋

『雜阿含』979 (大正 02 p.253 下) : 須跋陀羅

『別訳雜阿含』110 (大正 02 p.413 上) : 須跋陀羅

白法祖訳「仏般泥洹経」(大正 01 pp.164 下~172 下) : 須跋

失訳「般泥洹経」(大正 01 pp.180 上~188 下) : 須跋

法顯訳「大般涅槃経」(大正 01 pp.203 中~204 中) : 須跋陀羅

〈12〉一梵志/男/バラモン/120 歳

『長阿含』007「弊宿経」(大正 01 p.046 中) : 昔者此斯波釐村有一梵志。耆舊長宿年百二十。彼有二妻。一先有子。一始有娠。時彼梵志未久命終《死没》。

〈13〉一婆羅門/男/バラモン/120 歳

『四分律』「(比丘尼) 波逸提 070」(大正 22 p.737 上) : 往昔有一婆羅門。年百二十形體羸瘦。此婆羅門婦端政無比多生男女。此婆羅門繫心其婦及諸男女。初不捨離。以此愛着情篤遂至命終。

[10-2] 後期原始仏教聖典 (B 文献) の死没年齢

〈1〉一男/男/不明/1 歳

『衆經撰雜譬喻』37 (大正 04 p.540 上) : 昔有一人兩婦。大婦無兒。小婦生一男。

端正可愛。其婿甚喜。大婦心内嫉之。外佯愛念劇於親子。兒年一歲許。家中皆知大婦愛重之無復疑心。大婦以針刺兒顙上令沒皮肉。兒得病啼呼不復乳哺。家中大小皆不知所以。七日便死。

〈2〉一長者子/男/ヴァイシャ（長者兒）/4歳

『雜譬喻經』道略集10（大正04 p.525上）：長者兒始年三歲。便持布施爲作弟子。至四歲乳母抱詣師所住寺。寺在山上累石作道。乳母抱兒不堅失手落地。頭側石上腦出而死。

〈3〉一長者子/男/ヴァイシャ（長者子）/5.5歳（5歳・6歳）

『雜寶藏經』47（大正04 p.469上）：昔佛在世。於一長者子。年五六歲。相師占之。福德具足。唯有短壽命《死没閼連》。將至外道六師所。望求長壽。瞋彼六師都無有能與長壽法。將至佛所。白佛言。此子短壽。唯願世尊。與其長壽。佛言。無有是法能與長壽。重白佛言。願示方便。佛時教言。汝到城門下。見人出者。爲之作禮。入者亦禮。時有一鬼神。化作婆羅門身。欲來入城。小兒向禮。鬼呪願言。使汝長壽。此鬼乃是殺小兒鬼。但鬼神之法。不得二語。以許長壽。更不得殺。以其如是謙忍恭敬。得延壽命。

〈4〉一小兒/男/不明（牧人）/7歳

①7歳《就業》⇒②7歳《死没》

『六度集經』66（大正03 p.035中）：有一小兒厥年七歳。城外牧牛。遙聞比丘誦說經聲。即尋音往詣精舍中。禮比丘已却坐一面。聽其經言。時說色本聞之即解。兒大歡喜經句絕已。便問比丘。比丘應答不可兒意。是時小兒反爲解說。其義甚妙。昔所希聞。比丘聞之。歡喜甚悅。怪此小兒。乃有智慧非是凡人。時兒即去。還至牛所。所牧牛犢散走入山。兒尋其迹追逐求索。爾時值虎害此小兒。小兒命終《死没》。魂神即轉。

〈5〉一男/男/バラモン/7歳

『中本起經』10（大正04 p.159下）：是時國內。有婆羅門。居富多寶。老無兒子。禱祠盡力。未後生男。其年七歳。得病便亡《死没》。

〈6〉一男/男/バラモン/7歳

『法句譬喻經』（大正04 p.597中）：昔有婆羅門。年少出家學道。至年六十不能得道。婆羅門法六十不得道。然後歸家娶婦爲居。生得一男端正可愛。至年七歳書學聰了《就学》。才辯出口有踰人之操。卒得重病一宿命終《死没》。

〈7〉一長者子/男/ヴァイシャ（長者子）/7歳

『義足經』06（大正04 p.178下）：佛便入城。城中時有一梵志死。壽年百二十死。復有一長者子。年七歳亦死。兩家俱送喪。皆持五綵幡。諸女弱皆被髮。親屬啼哭悲淚。……

〈8〉一長者子/男/ヴァイシャ（長者子）/7.5歳（7歳・8歳）

『雜譬喻經』失記24（大正04 p.508中）：昔王舍城中人民多豐饒。九品異居不相雜錯。別有一億里。有一億財者。便入中。時有居士。規欲居中便行治生。苦身節用廣諸方計。數十年中九十萬數未滿一億。得病甚篤自知不濟。有一子年七八歳。囑語其妻曰。吾子小大。付與財物令廣治生。使足滿一億。必居其中。全吾生存之

願矣。言竟終亡。喪送事畢。將子入示其寶物。父有遺教。須汝長大具一十萬足滿一億。居億里中。子報母言。何必須大便可付我早共居之。母即付之。於是童子以財物珍寶。供養三尊施與貧乏者。半年之中財物盡了。其母愁惱怪子所作。童子未幾身得重病遂便喪亡。其母既失物子又幼喪。憂愁憶之。……

〈9〉一男/男/バラモン/12 歳

『大方便仏報恩經』（大正 03 p.151 中）：爾時毘舍離國有一婆羅門。執著邪見貪著我慢。舍利弗大目犍連往到其家。說法慰喻而不信受。執著邪論。其家大富財寶無量。家無有子。一旦崩亡財賄沒官。思惟是已。奉祠諸山及諸樹神。過九十日其婦便覺有娠。月滿生男。其兒端正人相具足。父母愛念衆人宗敬。至年十二。共諸等侶出外遊觀。道逢醉象馳奔踐踏。即便命終《死没》。

〈10〉一梵志女/女/バラモン/14.5 歳（14 歳・15 歳）

『法句譬喻經』（大正 04 p.576 上）：昔佛在舍衛國祇樹給孤獨園。爲諸弟子說法。時有梵志女。年十四五。端正聰辯。父甚憐愛。卒得重病即便喪亡《死没》。

〈11〉（あるバラモンの息子）/男/バラモン/15.5 歳（15 歳・16 歳）

Jātaka 449 Maṭṭakuṇḍali-j. (vol.IV p.059)：ある婆羅門の子息〔主分〕1 人の有力な婆羅門の子が 15・16 歳 (pañcadasasoḷasavassa) で病気に取りつかれて死に天上界に生まれた《死没》。

〈12〉（梵志長者の子）/男/バラモン/20 歳

『法句譬喻經』（大正 04 p.605 下）：有一梵志長者居在路側財富無數。正有一子其年二十。新爲娶婦未滿七日。夫婦相敬言語相順。……有一棕樹高大華好。婦欲得華無人與取。夫知婦意欲得棕華。即便上樹正取一華。復欲得一展轉上樹乃至細枝。枝折墮地傷中即死《死没》。

〈13〉釈尊/男/クシャトリヤ/80 歳⁽¹⁾

『仏本行集經』（大正 03 p.671 中）：阿難。我今多陀阿伽度阿羅呵三藐三佛陀。住世八十歳。爲利益故。

(1) 釈尊の 80 歳入滅資料はたくさんある。また 79 歳とするものなどもあるがすべて省略する。「モノグラフ」第 1 号に掲載した【論文 3】「釈尊の出家・成道・入滅年齢と誕生・出家・成道・入滅の月・日」p.115 以下を参照されたい。

〈14〉一婆羅門/男/バラモン/80 歳

『法句譬喻經』（大正 04 p.586 上）：昔佛在舍衛國。時城中有婆羅門。年向八十財富無數。爲人頑闇慳貪難化。不識道德不計無常。更作好舍。……老翁於後自授屋椽。椽墮打頭即時命過《死没》。

〈15〉波斯匿の母^❶（大夫人）/女/クシャトリヤ/90 歳

『法句譬喻經』（大正 04 p.575 下）：時國王波斯匿大夫人。年過九十卒得重病。醫藥望差遂便喪亡《死没》。

〈16〉喬答彌/女/クシャトリヤ/120 歳⁽¹⁾

『根本有部律』「雜事」（大正 24 p.248 下）：大世主喬答彌等壽百二十歳。身無老相如。十六歳童女。……是故苾芻若他時不應言長壽。若故言者得越法罪。

(1) Mahāpajāpatī Gotamī の死亡記事については、「モノグラフ」第 10 号に掲載した

【論文 10】「*Mahāpajāpatī Gotamī* の生涯と比丘尼サンガの形成」p.068 以下を参照されたい。

〈17〉菩薩の母/女/バラモン/120 歳

Jātaka 061 Asātamanta-j. (vol. I p.285) : 菩薩は青年の母親の意図をくみ、120 歳 (*visamvassasatika*) になる自身の母親を教材にして、女というものが淫らで卑しいものであることを教えて、出家を促した。この日、菩薩の母親は 120 歳で亡くなった《死没》。

〈18〉アシタ仙/男/バラモン/120 歳 ⁽¹⁾

『過去現在因果経』(大正 03 p.627 中) : 「阿私陀仙人」今年壽。已百二十不久命終《死没関連》。

(1) 『異出菩薩本起経』(大正 03 p.618 上) では「年百餘歳」とあり、【資料集 6】には収めたが本資料集では計算上、除外した。

〈19〉一梵志/男/バラモン/120 歳

『義足経』06 (大正 04 p.178 下) : 佛便入城。城中時有一梵志死。壽年百二十死《死没》。復有一長者子。年七歳亦死。兩家俱送喪。皆持五綵幡。諸女弱皆被髮。親屬啼哭悲淚。……

〈20〉波斯匿の母②/女/クシャトリヤ/120 歳

『出曜経』(大正 04 p.621 上) : 時國王波斯匿母年過百二十卒得重病。非醫藥所療神祇不能救。不經日夜遂使命終《死没》⁽¹⁾。

(1) 上記の外に次のような資料も存する。ただし同列には扱えないので参考として掲げておく。

①一給使/男/不明(給使)/ (11 歳+数年)

『法句譬喻経』(大正 04 p.606 中) : 有一給使其年十一常爲王使。忠信奉法不失威儀。謙卑忍辱精進一心學誦經偈。知時先起已辦香火。數年之中精進如是不以爲勞。卒得重病遂致無常。

②一女/女/不明/1~14 歳

『衆經撰雜譬喻』37 (大正 04 p.540 上) : 昔有一人兩婦。大婦無兒。小婦生一男。端正可愛。其婿甚喜。大婦心内嫉之。外佯愛念劇於親子。兒年一歳許。家中皆知大婦愛重之無復疑心。大婦以針刺兒額上令沒皮肉。兒得病啼呼不復乳哺。家中大小皆不知所以。七日便死。大婦亦復啼哭。小婦摧念啼哭晝夜不息。不復飲食垂命。後便知爲大婦所傷。便欲報讐。行詣塔寺問諸比丘。大德。欲求心中所願。當修何功德。諸比丘答言。欲求所願者。當受持八關齋。所求如意。即從比丘受八戒齋便去。却後七日便死。轉身來生大婦。爲女端正。大婦愛之。年一歳死《死没》。大婦端坐不食。悲咽摧感劇於小婦。如是七返。或二年《死没》或三年《死没》。或四五年《死没》。或六七年《死没》。後轉端正倍勝於前。最後年十四已許人。垂當出門即夜便卒死《死没》。大婦啼哭憂惱。

なお本資料は子を殺された母の復讐劇であり、同じ苦しみを味わわせるためにその婦の子として生れては幾度も死んでみせる。本「モノグラフ」10 号 (p.261) では「死没」資料として取り上げ、注を付したように、①1 歳、②2 歳、③3 歳、④4、5 歳、⑤6、7 歳、⑥14 歳の合計 6 回の死没記事を含むが、「死没」資料というよりは、母子が共依存する、子が成人するまでの世代 (1 歳~14 歳) を示す資料として解して、ここではカウントから削除し参考に止めた。

[2] 上記を統計的に分析してみる。

[2-1] 死没年齢の A 文献・B 文献資料を度数分布表にしてみると以下ようになる。

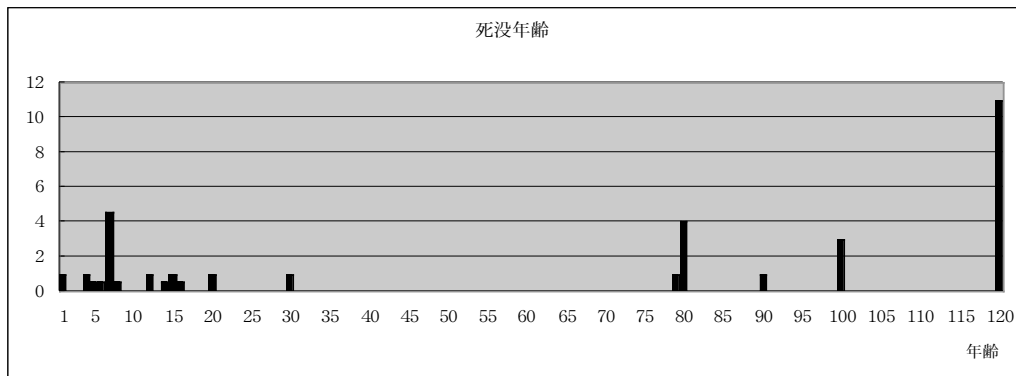
《死没年齢》

年 齢	A. 原 始 仏 典				B. 後 期 仏 典				総 計
	パーリ		漢 訳		<i>Jātaka,</i> <i>Apadāna</i>		本縁部・ 根本有部律		
	男	女	男	女	男	女	男	女	
1							1		1
4							1		1
5.5							1(1)		1
7							4		4
7.5							1(2)		1
12							1		1
14.5								1	1
15.5					1				1
20							1		1
30		1							1
79			1						1
80	1		1				2		4
90								1	1
100			1	2					3
120	2	1	3			1	2	2	11
平 均									
最頻値			－						120
総 計	3	2	6	2	1	1	14	4	33

(1) 死没年齢を 5 歳 6 歳とする (3) の資料である。下のヒストグラムでは 5 歳、6 歳のグラフにそれぞれ 0.5 度数を加算した。

(2) 死没年齢を 7 歳 8 歳とする (8) の資料である。下のヒストグラムでは 7 歳、8 歳のグラフにそれぞれ 0.5 度数を加算した。

[2-2] 上記、(1) (2) の注を考慮して、ヒストグラムで修正を加えると次のようになる。



〔2-3〕 A 文献（13 件）、B 文献（20 件）の男女を合わせた死没年齢の最頻値は 120 歳（度数 11〔相対度数 33.33〕）である。文献別では A 文献は 120 歳（度数 6〔相対度数 46.15〕）、B 文献では 120 歳（度数 5〔相対度数 25.00〕）である。またヒストグラムでは男女を分けて示さなかった。

平均を出せば、A 文献は 83.8 歳、B 文献は 47.9 歳、A 文献・B 文献を合わせた平均は 68.0 歳である。

〔3〕 上記をもとに若干の考察を加える。

少数の資料をもとにした統計であるが、ヒストグラムにおいては、死没年齢の山は 20 歳以前の幼年期・若年期の死亡と、80 歳以降の老年期の死亡に分かれ、35 歳から 75 歳までの中間期の死亡資料は 1 つもないというきわめて不自然な形となっている。

おそらく幼年期・若年期の死亡記事は当時の医学の未発達による、幼・少年期の死亡が多かった事実を反映したものであろう。

これに対する死亡年齢の最頻値が示す 120 歳は、説話的にモディファイされたものであって、現実を表したものであったとは考えられない。医学の発達した現代にあっても、このようなことはあり得ないからである。また A 文献の平均値の 83.8 歳も、B 文献の平均値の 68.0 歳も現実的な数字でないことは明らかである。これは多くの 120 歳で死亡したという資料を含めて平均値であるからである。

したがってこれらが当時の平均寿命を表すとも読めないわけである。まったくの推測であるが、当時の平均寿命は男女ともに 40 歳を上回ることにはなかったのではなかろうか。しかしながら前項に書いたように、成人期に達して以降の平均余命は、かなり高かったのではないかと想像される。

まとめ

以上、就学、学業の修了、遊学、就業、結婚、立太子（副王位）、即位、隠棲、老耄、死没などの各ライフステージの平均年齢ないしは最頻値を、原始仏教聖典（A 文献）と後期原始仏教聖典（B 文献）を材料にして資料を収集した資料集「原始仏教聖典に見られる年齢記

事一覧」「本縁部經典に見られる年齢記事一覧」「古典インド法典類の年齢記事資料」などをもとに、主に統計的な分析を施しながら、若干の考察を加えて、われわれの研究の基準とすべき標準的な年齢を求めてきた。その結果のみを示すと次のようになる。

就学年齢 階級に関係なく8歳（男）

学業の修了年齢 16歳（男） ※成人年齢に相当する。

遊学年齢 16歳（男） ※基礎的な学業の修了が16歳であったことを裏付ける

就業年齢 16歳（男） ※基礎的な学業の修了が16歳であったことと、結婚年齢16歳であるのに対応する。

結婚年齢 16歳（男・女） ※ただし女子に関しては初潮以前の幼児婚もひろく行われていた。

立太子（副王位）年齢 16歳（男）

即位年齢 16歳（男） ※ただし王位につく資格を有する年齢という意味である。

隠棲年齢 16歳（男子） ※仙人への道に入るという意味である。

老耄年齢 80歳 ※成人に達して以降の平均余命はかなり高かった。

死没年齢 120歳 ※説話的にモディファイされた年齢であって、幼少年期の死亡も多かった。

ただし「はじめに」にも書いたように、原始仏教聖典ならびに後期原始仏教聖典に記載されている年齢記事が絶望的と言いうるほどに乏しいため、必然的に考察の対象とすべき資料数が少なくなった。したがって統計的な処理をするという所期の目的は十全にはたっせられなかったと反省しなければならない。

しかしながら学業の修了年齢も、遊学年齢も、就業年齢も、結婚年齢も、立太子年齢も、即位年齢も、隠棲年齢も、すべてが16歳であるということは、当時の社会においては16歳が成人年齢であったことを示し、この年齢がその後の人生の進路を決定する非常に重要なポイントになる、ということはいえるであろう。

* 本稿は中島が草稿としてまとめてあった資料集「ライフステージ年齢資料の整理と平均および最頻値——原始仏典、*Jātaka-aṭṭhakathā*、本縁部經典より収集された男女別・ライフステージ年齢表——」をもとにして、森が考察部分を加えて論文として編成しなおしたものである。